

地震対策編

# 地震対策編

---

# 【 地震対策編 】 一 目 次 一

## 第 1 章 総則

第 1 節	計画作成の主旨	1
第 1 節	第 1 計画の目的	1
第 2 節	第 2 計画の性格及び基本方針	1
第 3 節	第 3 計画の構成	2
第 2 節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第 1 節	第 1 組織	3
第 2 節	第 2 各機関の役割	3
第 3 節	第 3 処理すべき業務の大綱	5
第 3 節	掛川市の自然及び社会的条件	15
第 1 節	第 1 位置と地勢	15
第 2 節	第 2 面積	15
第 3 節	第 3 気候	15
第 4 節	第 4 掛川市の社会的条件	15
第 4 節	過去の主な地震災害	16
第 5 節	予想される災害	22
第 1 節	第 1 第 4 次地震被害想定	22
第 2 節	第 2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル 1 の地震・津波 (東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震) の被害想定の結果	23
第 3 節	第 3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル 2 の地震・津波 (南海トラフ巨大地震) の被害想定の結果	26

## 第 2 章 平常時対策

第 1 節	防災思想の普及（危機管理課、こども希望課、教育委員会）	32
第 1 節	第 1 普及すべき内容及び方法	32
第 2 節	第 2 市の防災思想の普及、徹底	33
第 3 節	第 3 防災関係機関が実施する防災思想の普及	38
第 4 節	第 4 災害教訓の伝承	38
第 2 節	自主防災活動（危機管理課）	39
第 1 節	第 1 市民の果たすべき役割	39
第 2 節	第 2 地域における自主防災組織の果たすべき役割	40
第 3 節	第 3 事業所等の果たすべき役割	41
第 4 節	第 4 市の指導及び助成	42
第 5 節	第 5 自主防災組織と消防団の連携	43
第 6 節	第 6 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	44
第 3 節	地震防災訓練の実施（危機管理課）	45
第 1 節	第 1 掛川市	45
第 2 節	第 2 防災関係機関	47

第3	訓練時における交通規制	47
第4	学校等の防災訓練	47
第5	企業の防災訓練	47
第4節	地震災害予防対策の推進（危機管理課、消防本部、関係各課）	48
第1	緊急消防援助隊の受援体制	48
第2	消防用施設の整備	48
第3	火災の発生予防	48
第4	建築物等の耐震対策	50
第5	被災建築物等に対する安全対策	52
第6	地盤災害の予防対策	53
第7	落下物・倒壊危険物対策	53
第8	危険予想地域における災害予防	54
第9	被災者の救出活動対策	55
第10	要配慮者の支援	56
第11	生活の確保	58
第12	緊急輸送活動の確保	61
第13	災害廃棄物の処理体制の整備	62
第14	公共土木施設等の応急復旧	62
第15	情報システムの整備	62
第16	非常用発動発電機等（停電対応）の整備	62
第17	緊急輸送用車両等の整備	63
第18	文化財等の耐震対策	63
第19	建設業協同組合の編成	63
第20	業務継続に関する計画	63

### 第3章 地震防災施設緊急整備計画

第1節	地震防災施設の整備方針（関係各課、消防本部）	65
第1	整備方針	65
第2	基本的な考え方	65
第2節	地震対策緊急整備事業計画（関係各課、消防本部）	68
第1	対象事業の範囲	68
第2	地震対策緊急整備事業計画	68
第3節	地震防災緊急事業5箇年計画（関係各課、消防本部）	73
第1	対象事業の範囲	73
第2	地震防災緊急事業5箇年計画	74

### 第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

第1節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が 発表された場合における災害応急対策に係る措置	77
第1	南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等	77

第2節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が 発表された場合における災害応急対策に係る措置	77
第1	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等	77
第2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知	78
第3	災害応急対策をとるべき期間	78
第4	市のとるべき措置	78
第3節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が 発表された場合における災害応急対策に係る措置	78
第1	南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等	78
第2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知	79
第3	災害応急対策をとるべき期間等	79
第4	避難対策等	79
第5	消防機関等の活動	80
第6	警備対策	81
第7	水道、電気、ガス、通信、放送関係	81
第8	金融	81
第9	交通	81
第10	市自らが管理等を行う施設等に関する対策	82
第11	滞留旅客等に対する措置	84

## 第5章 災害応急対策

第1節	防災関係機関の活動（全班）	85
第1	初動対応の基本的考え方	85
第2	市の活動	85
第3	警察（掛川警察署）の活動	89
第4	防災関係機関の活動	89
第5	県との連携	94
第2節	情報活動（管理調整担当、総務班、情報班、調査班）	95
第1	地震防災情報	95
第2	基本方針	95
第3	情報の内容等	95
第4	災害情報の収集	96
第5	情報伝達の手段	97
第6	報告及び要請事項の処理	99
第3節	広報活動（情報班）	101
第1	掛川市	101
第2	防災関係機関	102
第3	市民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法	103
第4節	緊急輸送活動 (管理調整担当、総務班、情報班、土木班、福祉班、物資・衛生班)	104
第1	緊急輸送対策の基本方針	104
第2	緊急輸送の対象とする人員、物資等	104
第3	緊急輸送体制の確立	104

第4	防災関係機関の緊急輸送	106
第5節	広域応援要請 (管理調整担当、総務班、土木班、給水班、福祉班、物資・衛生班)	107
第1	掛川市	107
第2	自衛隊の支援	108
第3	海上保安庁の支援	111
第4	民間団体等に対する応援、協力の要請	111
第6節	災害の拡大及び二次災害防止活動(総務班、土木班、福祉班、消防班)	114
第1	消防活動	114
第2	水防活動	116
第3	人命の救出活動	116
第4	被災建築物等に対する安全対策	117
第5	災害危険区域の指定	119
第6	複合災害軽減対策	119
第7節	避難活動(全班)	121
第1	避難対策	121
第2	避難所の設置及び避難生活	126
第3	避難生活が長期化する場合の措置	130
第4	在宅避難者への支援	130
第5	帰宅困難者対策	130
第6	避難所等の同行避難動物の救護	131
第8節	社会秩序を維持する活動(管理調整担当、総務班、物資・衛生班)	133
第1	掛川市	133
第2	静岡県警察(掛川警察署)	133
第9節	交通の確保対策(総務班、土木班)	135
第1	陸上交通の確保	135
第10節	地域への救援活動(全班)	140
第1	食料の確保	140
第2	生活必需品等の緊急物資の確保	142
第3	給水活動	144
第4	燃料の確保	146
第5	医療救護活動	147
第6	し尿処理	151
第7	廃棄物(生活系)処理	152
第8	災害廃棄物	154
第9	防疫活動	155
第10	遺体の捜索及び措置	157
第11	応急仮設住宅の確保	160
第12	ボランティア活動への支援	163
第13	下水道災害応急対策計画	164
第11節	学校における災害応急対策及び応急教育(幼保班、教育班)	165
第1	基本方針	165
第2	災害応急対策	165
第3	応急教育	167
第4	学用品等の調達と供与	168
第5	高等学校生徒の災害応急対策等への協力	168

第6 文化財等の応急対策	168
第1 2節 被災者の生活再建等への支援（調査班、福祉班）	169
第1 基本方針	169
第2 実施事項	169
第1 3節 市有施設及び設備等の対策（全班）	171
第1 県防災行政無線	171
第2 市有施設、設備	171
第3 その他の公共施設等	171
第4 情報システム	173
第1 4節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策（管理調整担当、総務班）	174
第1 電力	174
第2 ガス	174
第3 通信	175
第4 放送	175
第5 市中金融	175
第6 鉄道	176
第7 道路（国、県、市）	176
第1 5節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策 （管理調整担当、福祉班、幼保班、教育班、消防班）	177
第1 各施設・事業所に共通の事項	177
第2 各施設・事業所の計画において定める個別の事	177

## 第6章 復旧・復興対策

第1 節 防災関係機関の活動	179
第1 掛川市	179
第2 静岡県警察（掛川警察署）	180
第3 防災関係機関	180
第2 節 激甚災害の指定	185
第1 基本方針	185
第2 激甚災害の調査	185
第3 激甚災害指定の手続き	185
第4 特別財政援助の交付（申請）手続き	185
第5 激甚災害指定基準	187
第3 節 震災復興計画の策定	188
第1 災害復旧・復興の基本方向の決定等	188
第2 災害普及・復興計画	188
第4 節 復興財源の確保	190
第1 予算編成	190
第2 復興財源の確保	190
第5 節 震災復興基金の設立	191
第1 災害復興基金の設立	191
第6 節 復旧事業の推進	192
第1 復旧計画の策定	192

第2	基盤施設の復旧	192
第7節	都市・農山村の復興	194
第1	都市・農山村復興計画の策定	194
第2	都市の復興	194
第3	農山村の復興（主に都市計画区域外）	195
第8節	被災者の生活再建支援	196
第1	恒久住宅対策	196
第2	災害弔慰金等の支給	196
第3	被災者の経済的再建支援	197
第4	雇用対策	198
第5	要配慮者の支援	198
第6	生活再建支援策等の広報・PR	199
第7	相談窓口の設置	199
第9節	地域経済復興支援	201
第1	産業復興計画の策定	201
第2	中小企業を対象とした支援	201
第3	農林業者を対象とした支援	201
第4	地域全体に影響を及ぼす支援	202

## 別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

第1節	防災関係機関の活動（全班）	203
第1	掛川市	203
第2	静岡県警察（掛川警察署）	206
第3	防災関係機関	206
第4	自衛隊	210
第2節	情報活動（管理調整担当、総務班、情報班）	211
第1	地震防災情報	211
第2	掛川市	215
第3	防災関係機関の行う情報の収集及び伝達	216
第3節	広報活動（情報班）	217
第1	掛川市	217
第2	防災関係機関	217
第3	市民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法	218
第4	被災者の安否に関する情報の提供等	218
第4節	自主防災活動（管理調整担当）	219
第1	東海地震注意情報発表時	219
第2	警戒宣言発令時	219
第5節	緊急輸送活動（管理調整担当、土木班、物資・衛生班）	221
第1	掛川市	221
第2	防災関係機関	222
第6節	自衛隊派遣要請の要求（管理調整担当）	223
第1	災害派遣要請の基準	223
第2	自衛隊の災害派遣	223

第7節	避難活動（全班）	225
第1	避難対策	225
第2	避難所の設置及び避難生活	227
第8節	社会秩序を維持する活動（管理調整担当、総務班）	230
第1	予想される混乱	230
第2	社会秩序を維持する活動	230
第9節	交通の確保活動（管理調整担当、総務班、土木班）	232
第1	陸上交通の確保対策	232
第2	交通機能の確保対策	235
第3	海上交通の確保対策	235
第10節	地域への救援活動（全班）	236
第1	東海地震注意情報発表時	236
第2	警戒宣言発令時	236
第11節	市有施設設備等の防災措置（全班）	240
第1	庁舎等の応急措置	240
第2	その他災害応急対策上重要な施設	241
第3	道路、その他の公共土木施設等	241
第12節	防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 （総務班、給水班、農林商工班）	243
第1	水道	243
第2	下水道	243
第3	電力	243
第4	ガス	244
第5	通信	244
第6	放送	244
第7	市中金融	245
第8	鉄道	246
第9	バス	247
第10	道路	247
第11	病院・診療所	248
第12	百貨店・スーパー等	249
第13節	地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策 （管理調整担当、総務班、給水班、農林商工班、福祉班、幼保班、教育班、消防班）	250
第1	各施設・事業所に共通の内容	250
第2	施設・事業所の計画において定める個別事項	251
第14節	市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策（全班）	255
第1	東海地震注意情報発表時	255
第2	警戒宣言発令時	255



# 第1章 総則

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、市、防災関係機関、事業所及び市民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。

また、この計画の基礎となる第4次地震被害想定の概要を示す。

## 第1節 計画作成の主旨

---

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成する「掛川市地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものである。なお、この計画は「掛川市国土強靱化地域計画」における推進方針を踏まえたものである。

### 第1 計画の目的

この計画は、平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、市域ならびに市民の生命、財産を地震による災害から保護することを目的とする。

### 第2 計画の性格及び基本方針

- 1 この計画は、掛川市域に係る地震対策について定める。
- 2 この計画は市、県、防災関係機関、事業所及び市民等が地震対策に取り組むための基本方針である。
- 3 この計画のうち、第3章は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和55年法律第63号）、「地震防災対策特別措置法」（平成7年法律第111号）に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定める。
- 4 この計画は、「静岡県地震対策推進条例」に規定している対策について、特に緊急に実施する。
- 5 この計画は、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行う。

### 第3 計画の構成

地震対策編の構成は次の6章及び別紙で構成する。

#### 第1章 総則

計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項を示す。

#### 第2章 平常時対策

平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。

#### 第3章 地震防災施設緊急整備計画

整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。

#### 第4章 第4章南海トラフ地震臨時情報への対応

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策

#### 第5章 災害応急対策

地震災害が発生した場合の対策を示す。

#### 第6章 復旧・復興対策

災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策を示す。

#### (別紙) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで、又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策を示す。

## 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

---

### <計画作成の主旨>

掛川市及び防災関係機関が南海トラフ地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

### <計画の内容>

掛川市、県、掛川市の市域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画(以下「対策計画」という。)を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき業務の大綱は次のとおりである。

### 第1 組織

#### 1 掛川市防災会議

掛川市防災会議は、市長を会長として災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく掛川市防災会議条例(平成17年4月1日条例第79号)第3条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するもので、本市の防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、関係機関相互の連絡調整並びに防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。

資料編 1-1-1 掛川市防災会議条例

資料編 1-1-2 防災会議委員名簿編成表

#### 2 掛川市災害対策本部等

市域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条に基づく掛川市災害対策本部及び各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

資料編 1-1-3 掛川市災害対策本部条例

資料編 1-1-4 掛川市災害対策本部運営要領

資料編 1-1-5 掛川市災害対策本部組織図

資料編 1-1-6 掛川市災害対策本部事務分掌

### 第2 各機関の役割

#### 1 掛川市

市は、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 静岡県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、掛川市の防災活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導及び助言する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災事務計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、掛川市の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務について協力するものとする。

5 公共的団体

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、市及びその他の防災関係機関の防災活動に協力する。

6 市民

(1) 市民一人一人は「自らの身の安全は自ら守る」ということを基本に、地震に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平常時から地域、家庭、職場等で地震災害から身を守るために、積極的な取り組みに努める。

(2) 7日分の食料や生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。

(3) 市民は、自主防災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力など、それぞれの立場において防災、減災に寄与するよう努める。

(4) 過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

7 企業

企業は、災害時の企業の果たすべき役割を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化などに加え、災害時の緊急時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先との供給連鎖管理(サプライチェーン)の確保を行うなど事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

第3 処理すべき業務の大綱

1 市・市の関連機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
掛川市	(1) 掛川市防災会議及び掛川市災害対策本部に関する事務 (2) 地震対策計画の作成 (3) 地震防災に関する組織の整備 (4) 自主防災組織の育成指導、その他市民の地震対策の促進 (5) 防災思想の普及 (6) 防災訓練の実施 (7) 地震防災のための施設等の緊急整備 (8) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届け出の受理 (9) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震、津波に関する情報の収集、伝達及び広報 (10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発 (11) 警報の発令、伝達及び避難の指示に関する事項 (12) 消防、水防、その他の応急措置 (13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項 (14) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における市有施設及び設備の整備又は点検 (15) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等、災害応急対策の準備及び実施 (16) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (17) り災者の救難、救助その他保護 (18) 災害時要配慮者への対応 (19) 清掃、防疫その他保健衛生 (20) 緊急輸送の確保 (21) 災害復旧の実施 (22) その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置 (23) 市立学校等設備等の災害対策 (24) 市立学校等幼児、児童及び生徒の安全対策 (25) 市立学校等の教育活動の応急対策 (26) 社会教育・社会体育施設等所管施設及び文化財の災害対策 (27) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
掛川市消防本部	(1) 消防、水防その他の応急措置 (2) 被災者の救難、救助その他保護 (3) 被害拡大防止のための措置 (4) 地震防災応急計画の作成指導
掛川市消防団	(1) 水害、火災その他災害の予防、警戒及び災害応急活動 (2) 災害情報、予警報の収集、伝達 (3) 災害時における市民の避難誘導及び救助・救出活動 (4) 消防施設の整備、点検等管理 (5) その他災害現場の応急作業

2 静岡県

機関の名称	事務又は業務の大綱
静岡県	(1) 地震対策計画の作成 (2) 地震防災に関する組織の整備 (3) 自主防災組織の育成指導、その他県民の地震対策の促進 (4) 防災思想の普及 (5) 防災訓練の実施 (6) 地震防災のための施設等の緊急整備 (7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備 (8) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届け出の受理 (9) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及びに広報 (10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発 (11) 避難の指示に関する事項 (12) 水防その他の応急措置 (13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項 (14) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検 (15) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持 (16) 緊急輸送の確保 (17) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施 (18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整 (19) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	(1) 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること (2) 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
総務省 東海総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 (4) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 (5) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること (6) 非常通信協議会の運営に関すること
農林水産省関東農政局静岡県拠点	(1) 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

機関の名称	事務又は業務の大綱
気象庁 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	(1) 県知事に対して速やかに東海地震に関連する情報及び津波予警報の通報を行うこと (2) 気象庁が発表する地震動警報(緊急地震速報)の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報、津波注意報の通知、津波情報、地震情報(東海地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説 (3) 地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保守 (4) 地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 (5) 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること
厚生労働省 静岡労働局(磐田労働基準監督署)	(1) 事業場に対する地震防災対策の周知指導 (2) 事業場の被災状況の把握 (3) 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 (4) 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
国土交通省 中部地方整備局 (浜松河川国道事務所)	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 (1) 災害予防 ア 所管施設の耐震性の確保 イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 オ 港湾における緊急物資輸送ルート確保に関する計画、指導及び事業実施 (2) 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員(リエゾン)等及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 (3) 応急・復旧 ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施 イ 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 ウ 所管施設の緊急点検の実施 エ 海上の流出油災害に対する防除等の措置 オ 県及び市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付(ただし、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う) カ 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
国土交通省中部運輸局(静岡運輸支局)	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあ

機関の名称	事務又は業務の大綱
	<p>っせん、特定航路への就航勧奨を行う。</p> <p>(3) 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。</p> <p>(4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。</p> <p>(5) 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。</p> <p>(6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>(7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>(8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。</p> <p>(9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。</p> <p>(10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。</p> <p>(11) 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣する。</p>
<p>国土地理院中部地方測量部</p>	<p>(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>(2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>(3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>(4) 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>
<p>海上保安庁第三管区海上保安本部 (清水海上保安部、御前崎海上保安署)</p>	<p>(1) 災害予防</p> <p>ア 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施</p> <p>イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発</p> <p>ウ 港湾の状況等の調査研究</p> <p>(2) 災害応急対策</p> <p>ア 船艇、航空機等による警報等の伝達周知</p> <p>イ 船艇、航空機等を活用した情報収集</p> <p>ウ 活動体制の確立</p> <p>エ 船艇、航空機等による海難救助等</p> <p>オ 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送</p> <p>カ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与</p> <p>キ 要請に基づく関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援</p> <p>ク 排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等</p> <p>ケ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保</p> <p>コ 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示</p>



機関の名称	事務又は業務の大綱
	サ 海上における治安の維持 シ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査 (3) 災害復旧・復興対策
林野庁関東森林管理局（天竜森林管理署）	(1) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
環境省関東地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 (3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	(1) 所管財産使用に関する連絡調整 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

#### 4 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 東海支社	(1) 郵便事業の運営に関すること (2) 施設等の被災防止に関すること (3) 利用者の避難誘導に関すること (4) 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること
西日本電信電話株式会社（静岡支店）、 株式会社 NTT ドコモ 東海支社	(1) 南海トラフ臨時情報及び災害時における重要通信の確保に関する こと (2) 南海トラフ臨時情報及び災害時における通信疎通状況等の広報に 関すること (3) 復旧資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配に関するこ と (4) 緊急速報「エリアメール」の一斉同報配信に関すること
KDDI 株式会社 （中部総支社）、ソフ トバンク株式会社、 楽天モバイル株式会 社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建 設業連合会中部支部 一般社団法人全国中 小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
日本赤十字社 （静岡県支部）	(1) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること (2) 血液製剤の確保及び供給のための措置 (3) 被災者に対する救援物資の配布 (4) 義援金の募集 (5) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 (6) その他必要な事項

地震対策編 第1章 総則 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本放送協会 (静岡放送局浜松支局)	(1) 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上 (2) 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること (3) 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと (4) 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備を進めること
中日本高速道路株式会社(静岡保全・サービスセンター(東名)、浜松保全・サービスセンター(新東名))	(1) 交通対策に関すること (2) 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること
東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社	(1) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報等の伝達 (2) 列車の運転規制措置 (3) 旅客の避難、救護 (4) 南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 (5) 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 (6) 施設等の整備
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社(浜松支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社(掛川営業所・島田電力センター)	(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 (2) 復旧用資材等の整備 (3) 電力施設の災害予防措置及び広報の実施

機関の名称	事務又は業務の大綱
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	(1) 地方公共団体からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 (2) 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

5 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人 静岡県医師会 静岡県歯科医師会 公益社団法人 静岡県看護協会 静岡県病院協会 静岡県薬剤師会	(1) 医療救護施設における医療救護活動の実施 (2) 検案時の協力（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く） (3) 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
都市ガス会社（中遠ガス株式会社）	(1) 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時におけるガス供給の確保 (3) 施設設備の耐震予防対策の実施 (4) 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
一般社団法人 静岡県LPガス協会（西部支部）	(1) 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報 (2) 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 (3) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 (4) 燃料の確保に関する協力 (5) 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
天竜浜名湖鉄道株式会社	(1) 南海トラフ地震臨時情報等の伝達 (2) 列車の運転規制措置 (3) 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
民間放送機関 （静岡放送株式会社・株式会社テレビ静岡・株式会社静岡朝日テレビ・株式会社静岡第一テレビ・静岡エフエム放送株式会社）	(1) 地震防災に関するキャンペーン番組、定時ニュース番組等による防災知識の普及 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別番組を編成し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること (3) 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部） 一般社団法人静岡県バス協会（しずてつジャストライン株式会社浜岡営業所、掛川バスサービス株式会社、遠州鉄道株式会社福田営業所、ジーネット株式会社） 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
一般社団法人静岡県警備業協会	(1) 災害時の道路、交差点での交通整理支援
土地改良区（大井川右岸土地改良区）	(1) 災害予防 所管施設の耐震性の確保 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時 関係機関等に対する用水状況の情報提供 (3) 応急・復旧 ア 関係機関との連携による応急対策の実施 イ 所管施設の緊急点検 ウ 農業用水及び非常用水の確保
公益社団法人静岡県栄養士会	(1) 要配慮者（※）等への食料品の供給に関する協力 (2) 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	(1) 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	(1) 緊急事態を想定した訓練の実施 (2) 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 (3) 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 (4) 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

## 6 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 東部方面隊ほか	(1) 災害時における人命又は財産保護のための救護活動 (2) 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊 第一航空団 (浜松基地) ほか	(1) 災害時における人命保護のための救援 (2) 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊横須賀 地方隊ほか	(1) 災害時における人命保護のための救援 (2) 災害時における応急復旧活動

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
掛川市農業協同組合、遠州夢咲農業協同組合	(1) 農作物、家畜等に係わる災害、病虫害の防除 (2) 主食、野菜等の食料品、その他災害復旧用資材の供給確保 (3) 農業関係被害状況の情報の収集及び報告 (4) 農業用機械、資材肥料等の確保及び技術者の把握及び緊急動員 (5) 農林水産物等の災害応急対策についての指導
掛川商工会議所、掛川みなみ商工会	(1) 食料、生活必需品、救急薬品、災害復旧資機材など災害関係諸物資の安定的供給の確保 (2) 被災商工業者の業務の正常運営の推進 (3) 掛川市が行う商工業関係の被害調査についての協力 (4) 災害時における物価安定の協力
建設業関係団体 (掛川建設業協同組合、大東町建設事業協同組合、大須賀町建設事業協同組合)	(1) 災害時における行方不明者等の救出応援 (2) 災害時における応急復旧対策についての協力
掛川観光協会 (掛川支部、大東支部、大須賀支部)	(1) 宿泊施設における防災上必要な教育、訓練の実施 (2) 災害時における宿泊者の救護 (3) 災害時における宿泊者及び観光客の救護
交通安全協会 掛川地区支部	(1) 災害時緊急交通路確保の応援
掛川市上下水道協同組合、掛川市管工事業協同組合	(1) 給水活動への協力 (2) 災害時における応急復旧対策についての協力
一般社団法人 小笠医師会	(1) 医療救護施設における医療救護活動の実施 (2) 医療品の確保及び維持管理並びに提供 (3) 災害時における医療活動及び医療品確保・提供 (4) 避難所(被災者、災害時要援護者の収容施設)収容者巡回訪問活動支援
一般社団法人 小笠掛川歯科医師会	(1) 検案時の協力 (2) 災害時の口腔ケアの実施 (3) 医療品の確保及び維持管理並びに提供
一般社団法人 小笠袋井薬剤師会	(1) 市有医療品の維持管理についての助言 (2) 災害時における薬品等の提供
防災上重要な施設の管理者	(1) 所管に係る施設についての防災管理 (2) 防災に関する保安装置、応急措置の実施 (3) 当該施設に係る災害復旧

8 その他関係機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地震防災訓練の実施</li> <li>(2) 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知</li> <li>(3) 従業員等に対する防災教育及び広報</li> <li>(4) 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置</li> <li>(5) 防災組織の整備</li> <li>(6) 南海トラフ地震臨時情報等の収集及び伝達</li> <li>(7) 南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導</li> <li>(8) 南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設・整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置</li> <li>(9) 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導</li> <li>(10) 上記の他、津波の危険が予想される避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 従業員及び施設利用者等に対する津波避難方法等の周知</li> <li>イ 津波警報等の収集及び伝達</li> <li>ウ 地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措置</li> </ul> </li> </ul>
掛川市 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 掛川市の実施する被害調査、応急対策についての協力</li> <li>(2) 市民に対する情報の連絡、收受</li> <li>(3) 避難誘導、避難所の運営に関する協力</li> <li>(4) り災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力</li> <li>(5) 地域の防災訓練実施</li> </ul>

## 第3節 掛川市の自然及び社会的条件

---

### 第1 位置と地勢

本市は、静岡県西部に位置し、静岡市と浜松市の間位置している。東側は島田市、菊川市、御前崎市に、西側は袋井市、森町に接する。市北部は、標高 832mの八高山をはじめとする山地であり、その南側に平地が開ける。市中央部には標高 264mの小笠山があり、その山麓は複雑な谷筋を持った丘陵地である。市南部には、平地が広がり、遠州灘に面して約 10 k mにわたる砂浜海岸がある。

### 第2 面積

本市は、東西約 16 k m、南北約 30 k mで南北に細長く、小笠山付近でくびれた形状である。面積は 265.63 k m<sup>2</sup>であり、県内の 3.4%を占める。

### 第3 気候

本市は、平均気温は 17℃前後、降水量は約 1,800mm、気候は温暖であるが、冬季は「遠州の空っ風」と呼ばれる強風が吹く。

### 第4 掛川市の社会的条件

本市には、交通の主要路線である東名高速道路、新東名高速道路、国道 1 号、国道 1 号バイパス、国道 150 号、新幹線、東海道本線、天竜浜名湖鉄道があり、交通途絶時には滞留旅客等の対応懸念がある。降雨時には逆川が氾濫し、床上浸水する地区があり、同地区を通る国道 1 号も通行規制を余儀なくされることがある。

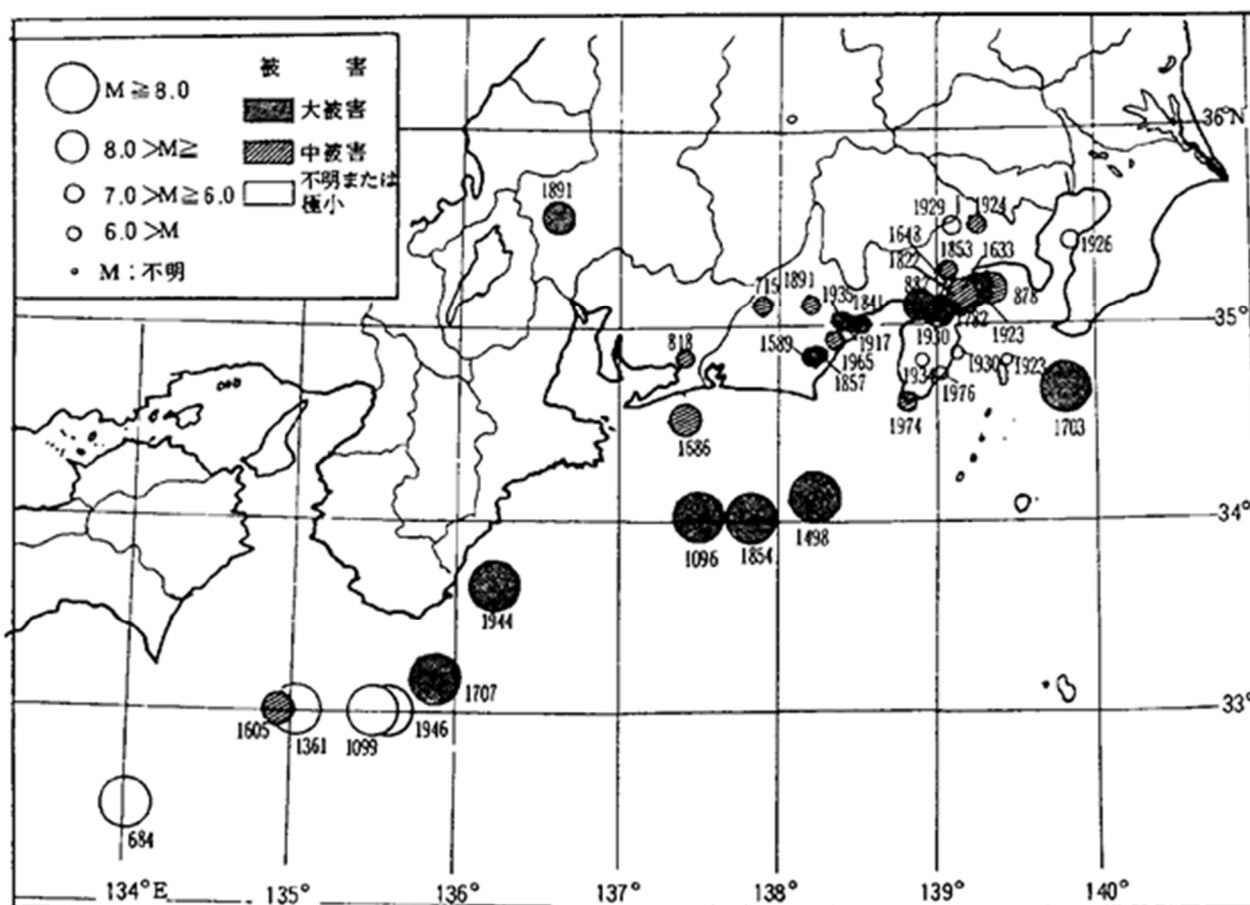
また、市街地の中心部には木造家屋の密集した地区があり、火災の延焼なども考えられる。

私たちを取り巻く社会環境に大きなデジタル技術の変化が起きている。災害対応業務のデジタル化の発展とともに、防災教育、訓練、避難の確保等における進化したデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策が可能になりつつある。

## 第4節 過去の主な地震災害

静岡県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われている。

- 1 駿河湾から遠州灘にかけての海域には海洋プレートの境界をなす駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。
- 2 陸域には糸魚川－静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層など多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。
- 3 特に近年では1930年北伊豆地震、1935年静岡地震、1944年東南海地震、1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震、2009年駿河湾を震源とする地震、2011年静岡県東部を震源とする地震被害が発生している。
- 4 静岡県下に大被害を与えた地震、及び静岡県下で震度5以上が観測された地震の分布を示すと次の図のようになる。



日本被害地震総覧（宇佐美龍夫）に加筆



＜静岡県に被害を及ぼした主な地震＞

西暦 (和暦)	東 経 北 緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	主な被害 西部：遠江 中部：駿河 東部：伊豆
684. 11. 29 天武13. 10. 14	134.0 32.5 南海・西 海道	8.4 -	[IV] 3 4	(西・中部) 津波による被害が多少あったと推定される。
715. 7. 4 和銅 8. 5. 25	137.9 35.1 遠江	6.4 -	[ 0 ] - 4	(西部) 山崩れ天竜川を塞ぐ、数十日を経て決壊し、敷智・長下・石田の3郡民家170余区を没す。
715. 7. 5 和銅 8. 5. 26	137.4 34.8 三河	6.7 -	[ 1 ] - 4~5	(西部) 県西境に多少の被害があったと推定される。
818. - - 弘仁 9. 7. -	139.3 35.2 関東諸国	7.9 -	[IV] 1 -	(東部) 県東境で多少の被害があったか。
841. - - 承和 8. - -	138.9 35.1 伊豆	7.0 -	[II] - 6+	(東部) 伊豆：里落完たからず。人あるいは傷き、あるいは圧没された。
878. 11. 1 元慶 2. 9. 29	139.3 35.5 関東諸国	7.4 -	[II] - 5	(東部) 相模・武蔵がとくに強かったという。県東境にも被害が推定される。相模国分寺に被害。
887. 8. 26 仁和 3. 7. 30	135.3 33.0 五畿七道	8.6 -	[IV] 3 4	(西・中部) 津波による被害が多少あったと推定される。
1096. 12. 17 嘉保3. 11. 24	137.5 34.0 畿内・東 海道	8.4 -	[III] 2 6	(中部) 仏神舎屋百姓四百余流失。
1099. 2. 22 康和 1. 1. 24	135.5 33.0 南海道	8.4 -	[IV] - 4	(西・中部) 津波による被害が多少あったと推定される。
1293. 5. 27 正応 6. 4. 13	- - 鎌倉	7.1 -	[II] - -	(東部) 鎌倉で大被害。伊豆での被害の可能性あり。
1361. 8. 3 正平16. 6. 24	135.0 33.0 畿内・土 佐・阿波	8.4 -	[IV] 3 4	(西・中部) 津波による被害が多少あったか？
1498. 9. 20 明応 7. 8. 25	138.2 34.1 東海道	8.6 -	[IV] 3 -	(西部) 山崩れ地裂く。浜名湖海につながる。今切という。 (中部) 沿岸に津波死2万6千という。(志太郡) (東部) 伊豆・仁科郷海溢れて陸地に上ること18~19町。寺川以下の田園水没す。
1589. 3. 21 天正17. 2. 5	138.2 34.8 駿河・遠 江	6.7 -	[ I ] - 5~4	(西・中部) 民家多く破れ倒る。(駿・遠)

地震対策編 第1章 総則 第4節 過去の主な地震災害

西暦 (和暦)	東 経 北 緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	主な被害 西部：遠江 中部：駿河 東部：伊豆
1605. 2. 3 慶長9. 12. 16	134.9 33.0 東海・南海・西海	7.9 -	[IV] 3 6	(西部) 橋本に津波。100軒のうち20軒のこる。死者多し。白州丁津波。 (東部) 仁科郷海溢れ陸を浸すこと12~13町。
1633. 3. 1 寛永10. 1. 21	139.2 35.2 駿豆相	7.1 -	[II] 1 5	(中部) 吉原で家くずれ、地割あり。三島で家くずれる。(不苦という文書もあり) (東部) 熱海に津波。家・田畑流失。箱根で岩くずれ道を塞ぐ。通行の人馬の死あり。
1648. 6. 12 慶安 1. 4. 22	139.2 35.2 小田原	7.1 -	[ I ] - 4	(東部) 県東境に微小被害推定される。
1686. 10. 3 貞享 3. 8. 16	137.4 34.5 遠江・三河	7.0 -	[ I ] - 5	(西部) 荒井で関所・番所・町家少々破損、死者あり。
1703. 12. 31 元禄6. 11. 23	139.8 34.7 関東諸国	8.2 -	[IV] 3 4~5	(東部) 箱根山崩。町宿大分崩死あり。番所半分潰れ、石垣棚崩倒。箱根一三島間少し損じ、三島は別条なし。伊豆東海岸に津波、死は 380余 (宇佐美)・163 (須玖美)、27 (下田)。下田で潰・流失 332軒・半潰160軒、破船81、川奈・熱海・竹麻・仁科・片浦に津波。
1707. 10. 28 宝永 4. 10. 4	135.9 33.2 五畿七道	8.4 -	[IV] 4 6	(西部) 沿岸に大津波。各地で Quicksand 現象あり。横須賀港塞がる。荒井口拡大。東海道沿いで震度6、袋井・掛川は7。 (中部) 駿河湾北岸・吉原・岩本・さつたで被害大。湾内に津波。東海道筋の震度は6。 (東部) 震度はV以下。津波が各地を襲う。下田で流失・皆潰 857軒、半潰55件、死11人、破痛船53。
1718. 8. 22 享保 3. 7. 26	- - 伊那	6.4 -	[ I ] - 4~5	(西部) 伊那・遠山谷満島村山崩れ、遠山川を堰止め後に決壊。三河佐太村大谷までの間で死50余。県北西境、天竜川沿いに被害が推定される。
1729. 3. 8 享保14. 2. 9	- - -	- - -	- - -	(東部) 伊豆で大地割れ、川筋に水涌く余震20日すぎまで小津波か？
1782. 8. 23 天明 2. 7. 15	139.2 35.2 武相	7.3 -	[ I ] 1 4~5	(東部) 田方郡でつよく、箱根で石垣崩れ、小田原に津波。甲州の猿橋くずる。伊豆北部に小被害の可能性あり。
1841. 4. 22 天保12. 3. 2	138.5 35.0 駿河	6.4 -	[ 0 ] - 5~4	(中部) 駿府城の石垣30間崩る。久能山銅鳥居・石灯笼いたみ、社堂破損、江尻・清水辺で家・蔵の壁落ち、地裂けて噴水す。三保の砂地2千坪沈下。
1853. 3. 11 嘉永 6. 2. 2	139.1 35.3 小田原	6.5 -	[ I ] - 4	(東部) 箱根で落石・山崩。関所破損。御殿場で潰家1、修善寺・三島その他で損所ありという。
1854. 12. 23 嘉永 7. 11. 4	137.8 34.0 東海・東山・南海	8.4 -	[IV] 3 7	(西部) 御前崎を中心に隆起、1~1.5m 沿岸一帯に津波、又低地で液状化現象が各地に見られた。とくに掛川・袋井付近の東海道沿いの被害が大きかった。

地震対策編 第1章 総則 第4節 過去の主な地震災害

西暦 (和暦)	東 経 北 緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	主な被害 西部：遠江 中部：駿河 東部：伊豆
				(中部) 駿河湾北岸で震度大。久能山はさほど大ならず、静岡・清水に火災。湾の東岸一帯に地震隆起、精進川村 296軒のうち全潰 178、半潰 116、無傷 1、一般に山地は軽か (東部) 震度 V。下田以西の沿岸に津波下田計875軒のうち840流失・皆潰。30半潰水入、無事は4軒のみ。人口3,851人のうち、死122。
1857. 7. 14 安政4. 閏5. 23	138. 2 34. 8 駿河	6. 4 -	[ 0 ] - -	(中部) 田中城で塀・門・番所・石垣等破損。藤枝に倒家なしという。
1882. 9. 29 明治 15	139. 05 35. 07 熱海	-	- - -	(東部) 熱海で落石、墓石の転倒あり。
1891. 10. 28 明治 24	136. 6 35. 6 愛知・岐 阜	7. 9 -	- - 5~6	(西部) 遠江で家屋全潰32、半潰31、道路破裂19、橋梁損落 1、堤防崩壊24、天竜川護岸堤、見附浜松間に諸所破損。 (中部) 志太鉱泉の天然ガス噴出量倍増、鉱泉の湧出量も増加。 (東部) 吉奈・湯ヶ島+15℃、湯ヶ野+ 5℃、蓮台寺 - x℃、3~4日で復旧。
1891. 12. 24 明治 24	138. 2 35. 1 山中湖付 近	6. 4 -	- - 4	(中部) 沼津で土蔵の鉢巻おちる。駕籠坂峠で土地の陥没(長さ20間巾 3尺、深さ 3尺)あり、道路の亀裂・山崖くずれ数ヶ所。 (東部) 三島で土蔵の庇破損2。
1917. 5. 18 大正 6	138. 4 34. 95 静岡付近	5. 8 -	- - -	(西部) 浜松地方で地裂・煙突の倒壊、壁落あり。 (中部) 静岡市・煉瓦塀・煉瓦煙突の被害 清水・江尻でも同様の小被害。全体で死2(静岡市)、傷6。
1923. 9. 1 大正 12	139. 3 35. 2 関東南部	7. 9 -	- - 5	(西部) 県全体で死375、傷1,243、不明68、家屋全壊 2,298、半壊10,219、損失 5、流失 661 (中部) 全壊100戸以上の町村は伊東・熱海・網代・御殿場・箱根・北郷・小山・足柄である。駿東郡の荒廃林野面積率は3.2%。 (東部) 熱海に津波(12m)、網代で7.2m、被害なし。下田で浸水。
1923. 9. 10 大正 12	139. 4 34. 8 大島近海	5. 8 -	- - -	(東部) 稲取・下河津付近で道路破損等小被害。
1924. 1. 15 大正 13	139. 2 35. 5 丹沢山塊	6. 7 -	- - 5	(中部) 駿東郡で傷26、建物全壊10、半壊243。
1926. 8. 3 大正 15	139. 8 35. 4 東京湾中 部	6. 2 35km	- - -	(東部) 熱海で壁落数戸。
1929. 7. 27 昭和 4	139. 1 35. 5 丹沢付近	6. 1 20km	- - 5	(中部) 籠坂峠で亀裂。土砂崩壊し県道を埋めた所あり。富士山で落石。

地震対策編 第1章 総則 第4節 過去の主な地震災害

西暦 (和暦)	東 経 北 緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	主な被害 西部：遠江 中部：駿河 東部：伊豆
1930. 11. 26 昭和 5	139.0 35.1 北伊豆	7.3 0～ 5km	- - 6	(中部) 清水港・三保港の岸壁崩壊。 (東部) 死259、傷566、住家全壊2,077、半壊5,424、 焼失75。丹那断層を生じ、発光現象がみられた。 伊東・大場・長岡・函南村間宮で火災。
1934. 3. 21 昭和 9	138.9 34.8 天城山	7.3 0～ 5km	- - 5	(東部) 湯ヶ島一天城峠間で崖崩れ10余、墓石の転倒 (湯ヶ島・与市坂・白田・上河津)。半島の温泉に 異常。
1935. 7. 11 昭和 10	138.4 35.0 静岡付近	6.3 10km	- - 6	(中部) 静岡市・有度山周辺に被害集中。家屋全壊率 10%以上は、高松・西大谷・東大谷・池田・国吉 田 被害計、死9、傷299、住家全壊237、半壊1,412、 清水港の岸壁、倉庫大破。 (東部) 蓮台寺温泉の水位が5日前から70cm上昇。震 後急下降。8月5日までに262cm下降する。
1944. 12. 7 昭和 19	136.2 33.7 東海沖	7.9 0～ 30km	- - 6	(西部) 遠州灘で津波の高さ1～2m。太田川流域の 住家被害率が高く南御厨村で101%、今井村で 97%。 (中部) 県下全体で、死255、傷704、住家全壊5,828、 半壊7,815。静岡市付近に被害率の高い所あり。 (東部) 下田で津波高さ2.1m。
1946. 12. 21 昭和 21	135.6 33.0 南海沖	8.0 30km	- - -	(西部) 津波の高さ、舞阪0.8m、御前崎2m。 (中部) 県下で負傷者2、住家半壊1、家屋浸水296、 船舶損失105。 (東部) 津波の高さ 下田2m、須崎1m。
1960. 5. 23 昭和 35	73.5W 38.0S チリ地震 津波	8.5	- - -	(西部) 舞阪で波高1.1m。 (中部) 県下で床上浸水1、床下浸水234、非住家被害 13、ろ・かい船被害1、清水で波高1.3m。 (東部) 下田で波高1.8m。
1965. 4. 20 昭和 40	138.18 34.53 静岡付近	6.1 20km	- - 4	(中部) 清水市北部の平野で被害大。壁の破損・瓦落 下土台の破損・柱の移動等があった。全体で死2、 傷4、住家一部破損9。
1974. 5. 9 昭和 49	138.48 34.34 伊豆半島 沖	6.9 10km	- - 5	(中部) 死30、傷102、家屋全壊134、半壊240、全焼 5、山(がけ)くずれ101、中木・入間・石廊崎で 被害大。断層を生ず。温泉の異常あり。
1976. 8. 18 昭和 51	138.57 34.47 河津町	5.4 -km	- - 3	(東部) 河津町付近で家屋半壊3戸、一部破損61戸、 ここでの震度はVか。
1978. 1. 14 昭和 53	139.81 34.48 伊豆大島 近海	7.0 -km	- - 4	(東部) 死25、傷139、家屋全壊96、同半壊539戸、道 路損壊984ヶ所、崖くずれ191ヶ所、持越鉾山の鉾 さい堆積場のえん堤損壊、シアンを含む泥流狩野 川へ流入。
1980. 6. 29 昭和 55	139.12 34.54 伊豆半島 東方沖	6.7 -km	- - 5	(東部) 伊豆半島東方沖：伊豆半島で家屋全壊1、同 一部破損17、傷8などの被害。
1983. 8. 8 昭和 58	139.10 35.50 山梨県東 部	5.8 30km	- - 4	(東部) 小山町を中心に負傷者2、家屋半壊1、一部破 損49、停電42万軒。

地震対策編 第1章 総則 第4節 過去の主な地震災害

西暦 (和暦)	東 経 北 緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	主な被害 西部：遠江 中部：駿河 東部：伊豆
1988. 3. 18 昭和 63	139. 39 35. 40 東京都東 部	6. 0 100k m	- - 3	(東部) 三島市を中心に家屋一部損壊19。
1988. 7. 26 昭和63. 8. 10	- - 伊豆半島 東方沖	5. 2 10km	- - 4	(東部) 伊東市を中心に家屋一部破損2
1989. 7. 3 平成元 7. 12	- - 伊豆半島 東方沖	5. 5 10km	- - 4	(東部) 伊東市を中心に負傷者22、家屋一部損壊92、 道路損壊24、港湾被害11、水道断水200戸、電話不 通66回線、停電3,500軒、ブロック塀1ヶ所。
1997. 3. 3 平成 9. 3. 13	- - 伊豆半島 東方沖	5. 7 10km	- - 5弱	(東部) 伊東市を中心に負傷者3、家屋一部損壊65、 道路損壊8、崖崩れ5、水道断水51戸、ブロック塀 1ヶ所。
2001. 4. 3 平成13	- - 静岡県中 部	5. 3 30km	- - 5強	(東部) 静岡市を中心に負傷者8人、建物の一部破損。
2009. 8. 11 平成21	- - 駿河湾	6. 5 23km	- - 6強	(西部) 掛川市及び牧之原市を中心に断水約7万戸、 停電約9,500戸。 (中部) 静岡市及び牧之原市を中心に、県下で死者1、 負傷者311、家屋半壊6、一部損壊8,666、火災3、 ブロック塀207ヶ所。 東名高速(上り)牧之原 IC 付近で盛土崩壊。 (東部) 伊豆市を中心に山(崖)崩れ81箇所。
2011. 3. 11 平成23	142. 9 38. 1 三陸沖	9. 0 24km	- - 5弱	(東部) 御殿場市を中心に負傷者4、家屋一部損壊2、 下田市で住家床下浸水7、店舗内浸水6
2011. 3. 15 平成23	- - 静岡県東 部	6. 4 14km	- - 6強	(東部) 富士宮市を中心に負傷者50、家屋一部損壊 521、道路損壊7、崖崩れ8、停電21,700軒、水道断 水500戸
2011. 8. 1 平成23	- - 駿河湾	6. 2 23km	- - 5弱	(西部) 軽症2人、住宅一部損壊14件 (中部) 重症1人、軽症9人、住宅一部損壊2件、島田 市で12,000世帯で水道が白濁 (東部) 軽症1人

## 第5節 予想される災害

現在、掛川市に著しい被害をもたらすおそれがある地震・津波は次のようなものが想定されている。

- 発生の切迫性が指摘されているレベル1の地震・津波は、駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。

このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられ、掛川市域も震度6強～7の激しい地震動に見舞われると想定される。

一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。

- 東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスのレベル2の地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約500km、東西約200kmの広範囲に及んだ。また、それに伴って発生した大津波では、東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、液状化現象や地盤沈下など東北から関東にかけての広大な範囲で被害が発生した。

南海トラフを震源とする巨大地震については、東北地方太平洋沖地震と同様に広範囲に及ぶ激しい地震動や津波、液状化による災害が想定されることから、国及び県の策定した被害想定等に注目する必要がある。

- 神奈川県西部、山梨県東部、伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。市及び県は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

- 津波については、上記地震によるもののほか、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

### 第1 静岡県第4次地震被害想定

- 1 想定される東海地震等によって、市域でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に想定した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。
- 2 想定については、本市において、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

- 3 この想定値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに市民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

区 分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震（内閣府（2012））
相模トラフ沿いで発生する	大正型関東地震	元禄型関東地震（※） 相模トラフ沿いの最大クラスの地震（内閣府（2013））

※ 相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち元禄16年（1703年）元禄関東地震は大正12年（1923年）大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

注）内閣府（2012）：南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（以下同じ）

内閣府（2013）：首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

## 第2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波

（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果

### 1 概説

- (1) この想定は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。
- (2) 想定に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度を想定している。なお、強震断層モデルは、レベル1の地震とレベル2の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル2の地震と同じもの（内閣府（2012）の基本ケース）を使用している。津波断層モデルは、中央防災会議（2003）の東海・東南海・南海地震のモデルを使用している。
- 注）中央防災会議（2003）：「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（第16回）報告書
- (3) これらの結果を元に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の想定をしている。
- (4) 地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ想定をしている。

2 建物等被等被害に係る想定結果（レベル1の地震・津波）

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約11,000			約11,000
	半壊	約7,700	約7,700	約7,600	約7,800
液状化	全壊	約30			約30
	半壊	約100	約100	約100	約100
人工造成地	全壊	約1,300			約1,300
	半壊	約3,900	約3,900	約3,900	約3,900
津波	全壊	0			0
	半壊	0	0	0	0
山崖・崩れ	全壊	約80			約80
	半壊	約200	約200	約200	約200
火災	焼失	約700	約800	約1,800	約300
建物棟数		53,702			
建物被害総数	全壊及び焼失	約13,000	約14,000	約14,000	約13,000
	半壊	約12,000	約12,000	約12,000	約12,000
建物被害率	全壊及び焼失	約24%	約26%	約26%	約24%
	半壊	約22%	約22%	約22%	約22%

ブロック塀等転倒数	約1,500件
屋外落下物が発生する建物数	約3,400棟

「-」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊



3 人的被害に係る想定結果（レベル1の地震・津波）

項目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約300 (約40)	約200 (約30)	約300 (約30)	約100 (約10)	約50 (約10)	約80 (約10)	
	重傷者数	約1,300 (約100)	約2,000 (約100)	約1,300 (約90)	約400 約30	約600 約20	約400 約20	
	軽傷者数	約2,800 (約500)	約3,200 (約400)	約2,500 (約400)	約800 (約100)	約900 (約90)	約700 (約90)	
津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	0	0	0	0	0	
		重傷者数	0	0	0	0	0	
		軽傷者数	0	0	0	0	0	
	早期避難率低	死者数	0	0	0	0	0	
		重傷者数	0	0	0	0	0	
		軽傷者数	0	0	0	0	0	
山・崖崩れ	死者数	約10	0	約10	0	0	0	
	重傷者数	0	0	0	0	0	0	
	軽傷者数	0	0	0	0	0	0	
火災	死者数	約20	約10	約40	0	0	0	
	重傷者数	約10	約10	約30	0	約10	約10	
	軽傷者数	約30	約40	約70	約10	約10	約20	
ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	0	0	0	0	0	0	
	重傷者数	0	0	約10	0	0	0	
	軽傷者数	0	約10	約10	0	0	0	
死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約400	約200	約300	約100	約50	約80
		重傷者数	約1,300	約2,000	約1,300	約400	約600	約400
		軽傷者数	約2,800	約3,300	約2,600	約800	約900	約700
	早期避難率低	死者数	約400	約200	約300	約100	約50	約80
		重傷者数	約1,300	約2,000	約1,300	約400	約600	約400
		軽傷者数	約2,800	約3,300	約2,600	約800	約900	約700
自力脱出困難者数	地震動	約1,600	約1,400	約1,500	約500	約400	約400	
	津波	0	0	0	0	0	0	

「－」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

### 第3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波

#### (南海トラフ巨大地震)の被害想定結果

#### 1 概説

- (1) この想定は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。
- (2) 想定に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議(2011)等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。  
注) 中央防災会議（2011）：「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」
- (3) これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の想定をしている。
- (4) 地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ想定をしている。

#### 2 建物等被害に係る想定結果

【地震動（レベル2の地震・津波）：基本ケース、津波：ケース①】 網掛けは掛川市最大棟数  
(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約11,000			約11,000
	半壊	約7,700	約7,700	約7,600	約7,800
液状化	全壊	約30			約30
	半壊	約100	約100	約100	約100
人工造成地	全壊	約1,300			約1,300
	半壊	約3,900	約3,900	約3,900	約3,900
津波	全壊	約30			約30
	半壊	約100	約100	約100	約100
山・崖崩れ	全壊	約80			約80
	半壊	約200	約200	約200	約200
火災	焼失	約700	約800	約1,800	約300
建物棟数		53,702			
建物被害総数	全壊及び焼失	約13,000	約14,000	約14,000	約13,000
	半壊	約12,000	約12,000	約12,000	約12,000
建物被害率	全壊及び焼失	約24%	約26%	約26%	約24%
	半壊	約22%	約22%	約22%	約22%

ブロック塀等転倒数	約1,500件
屋外落下物が発生する建物数	約3,400棟

「ー」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動（レベル2の地震・津波）：陸側ケース、津波：ケース①】網掛けは掛川市最大棟数  
(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約10,000			約10,000
	半壊	約7,700	約7,700	約7,600	約7,800
液状化	全壊	約30			約30
	半壊	約100	約100	約100	約100
人工造成地	全壊	約1,400			約1,400
	半壊	約4,200	約4,200	約4,200	約4,200
津波	全壊	約30			約30
	半壊	約100	約100	約100	約100
山・崖崩れ	全壊	約80			約80
	半壊	約200	約200	約200	約200
火災	焼失	約600	約800	約1,700	約300
建物棟数		53,702			
建物被害総数	全壊及び焼失	約13,000	約13,000	約14,000	約12,000
	半壊	約12,000	約12,000	約12,000	約12,000
建物被害率	全壊及び焼失	約24%	約24%	約26%	約22%
	半壊	約22%	約22%	約22%	約22%

ブロック塀等転倒数	約1,400件
屋外落下物が発生する建物数	約3,200棟

「ー」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動（レベル2の地震・津波）：東側ケース、津波：ケース①】 網掛けは掛川市最大棟数  
(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約17,000			約17,000
	半壊	約7,000	約7,000	約6,800	約7,100
液状化	全壊	約30			約30
	半壊	約100	約100	約100	約100
人工造成地	全壊	約2,000			約2,000
	半壊	約5,900	約5,900	約5,900	約5,900
津波	全壊	約20			約20
	半壊	約70	約70	約70	約70
山・崖崩れ	全壊	約80			約80
	半壊	約200	約200	約200	約200
火災	焼失	約800	約1,000	約2,100	約400
建物棟数		53,702			
建物被害総数	全壊及び焼失	約20,000	約20,000	約21,000	約19,000
	半壊	約13,000	約13,000	約13,000	約13,000
建物被害率	全壊及び焼失	約37%	約37%	約39%	約35%
	半壊	約24%	約24%	約24%	約24%

ブロック塀等転倒数	約2,000件
屋外落下物が発生する建物数	約7,100棟

「-」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

3 人的被害に係る想定結果

【地震動（レベル2の地震・津波）：基本ケース、津波：ケース①】

（単位：人）

項目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒・屋内落下物)	死者数	約300 (約40)	約200 (約30)	約300 (約30)	約100 (約10)	約50 (約10)	約80 (約10)	
	重傷者数	約1,300 (約100)	約2,000 (約100)	約1,300 (約90)	約400 (約30)	約600 (約20)	約400 (約20)	
	軽傷者数	約2,800 (約500)	約3,200 (約400)	約2,500 (約400)	約800 (約100)	約900 (約90)	約700 (約90)	
津波	早期避難率高+呼びかけ	死者数	約30	約10	約10	約10	約20	約10
		重傷者数	0	0	0	0	0	0
		軽傷者数	0	0	0	0	0	0
	早期避難率低	死者数	約100	約100	約100	約10	約20	約10
		重傷者数	0	約10	約10	0	0	0
		軽傷者数	約10	約20	約10	0	0	0
山・崖崩れ	死者数	約10	0	約10	0	0	0	
	重傷者数	0	0	0	0	0	0	
	軽傷者数	0	0	0	0	0	0	
火災	死者数	約20	約10	約40	0	0	0	
	重傷者数	約10	約10	約30	約10	約10	約10	
	軽傷者数	約30	約40	約70	約10	約10	約20	
ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	0	0	0	0	0	0	
	重傷者数	0	0	約10	0	0	0	
	軽傷者数	0	約10	約10	0	0	0	
死傷者数合計	早期避難率高+呼びかけ	死者数	約400	約200	約300	約100	約70	約90
		重傷者数	約1,300	約2,000	約1,300	約400	約600	約400
		軽傷者数	約2,800	約3,300	約2,600	約800	約900	約700
	早期避難率低	死者数	約500	約300	約400	約100	約70	約90
		重傷者数	約1,300	約2,000	約1,300	約400	約600	約400
		軽傷者数	約2,900	約3,300	約2,600	約800	約900	約700
自力脱出困難者数	地震動	約1,600	約1,400	約1,500	約500	約400	約400	
	津波	約10	約60	約30	0	約10	0	

「-」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊

パターンチャートの D5 以上相当。

- ・重傷者：1 ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1 ヶ月未満の治療を要する負傷者

【地震動（レベル2の地震・津波）：陸側ケース、津波：ケース①】

（単位：人）

項目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建物倒壊 （うち屋内収容物移動・転倒・屋内落下物）	死者数	約300 （約30）	約100 （約20）	約200 （約30）	約80 （約10）	約40 （約10）	約60 （約10）	
	重傷者数	約1,200 （約100）	約1,800 （約100）	約1,200 （約80）	約300 （約30）	約500 （約20）	約300 （約20）	
	軽傷者数	約2,800 （約500）	約3,000 （約400）	約2,400 （約400）	約800 （約100）	約900 （約80）	約700 （約80）	
津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約30	約10	約10	約10	約20	約10
		重傷者数	0	0	0	0	0	0
		軽傷者数	0	0	0	0	0	0
	早期避難率低	死者数	約100	約100	約100	約10	約20	約10
		重傷者数	0	約10	約10	0	0	0
		軽傷者数	約10	約20	約10	0	0	0
山・崖崩れ	死者数	約10	0	約10	0	0	0	
	重傷者数	0	0	0	0	0	0	
	軽傷者数	0	0	0	0	0	0	
火災	死者数	約10	約10	約30	0	0	0	
	重傷者数	約10	約10	約30	0	0	0	
	軽傷者数	約20	約30	約70	約10	約10	約10	
ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	0	0	0	0	0	0	
	重傷者数	0	0	約10	0	0	0	
	軽傷者数	0	約10	約10	0	0	0	
死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約300	約100	約300	約90	約50	約70
		重傷者数	約1,200	約1,800	約1,200	約300	約500	約300
		軽傷者数	約2,800	約3,000	約2,500	約800	約900	約700
	早期避難率低	死者数	約400	約300	約300	約90	約50	約70
		重傷者数	約1,200	約1,800	約1,200	約300	約500	約300
		軽傷者数	約2,800	約3,000	約2,500	約800	約900	約700
自力脱出困難者数	地震動	約1,300	約1,100	約1,200	約400	約300	約300	
	津波	約10	約60	約30	0	約10	0	

「－」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊

パターンチャートの D5 以上相当。

- ・重傷者：1 ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1 ヶ月未満の治療を要する負傷者

【地震動（レベル2の地震・津波）：東側ケース、津波：ケース①】 **網掛けは掛川市最大数**

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒・屋内落下物)	死者数	<b>約600 (約60)</b>	約300 (約40)	約500 (約40)	約200 (約10)	約90 (約10)	約100 (約10)	
	重傷者数	約1,900 (約200)	約2,800 (約200)	約1,900 (約100)	約500 (約40)	約800 (約40)	約500 (約30)	
	軽傷者数	約3,300 (約700)	約4,000 (約600)	約3,000 (約600)	約1,000 (約200)	約1,200 (約100)	約900 (約100)	
津波	早期避難率高+呼びかけ	死者数	約30	約10	約10	約10	約20	約10
		重傷者数	0	0	0	0	0	0
		軽傷者数	0	0	0	0	0	0
	早期避難率低	死者数	<b>約100</b>	約100	約100	約10	約20	約10
		重傷者数	0	約10	約10	0	0	0
		軽傷者数	約10	約20	約10	0	0	0
山・崖崩れ	死者数	<b>約10</b>	0	約10	0	0	0	
	重傷者数	0	0	0	0	0	0	
	軽傷者数	0	0	0	0	0	0	
火災	死者数	約60	約40	<b>約100</b>	約10	0	約10	
	重傷者数	約20	約20	約40	約10	約10	約10	
	軽傷者数	約40	約50	約100	約20	約20	約20	
ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	0	0	0	0	0	0	
	重傷者数	0	約10	約10	0	0	0	
	軽傷者数	0	約10	約20	0	0	0	
死傷者数合計	早期避難率高+呼びかけ	死者数	約700	約400	約600	約200	約100	約200
		重傷者数	約1,900	約2,800	約1,900	約600	約800	約500
		軽傷者数	約3,400	約4,100	約3,100	約1,000	約1,200	約900
	早期避難率低	死者数	<b>約800</b>	約500	約700	約200	約100	約200
		重傷者数	約1,900	約2,800	約1,900	約600	約800	約500
		軽傷者数	約3,400	約4,100	約3,100	約1,000	約1,200	約900
自力脱出困難者数	地震動	約3,000	約2,600	約2,700	約900	約800	約800	
	津波	約10	約60	約30	0	約10	0	

「－」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊

パターンチャートの D5 以上相当。

- ・重傷者：1 ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1 ヶ月未満の治療を要する負傷者

## 第2章 平常時対策

地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

### 第1節 防災思想の普及

【担当部署：危機管理課、こども希望課、教育委員会】

#### <計画作成の主旨>

地震による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ、市民及び各組織等を対象に地震に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。

#### <計画の内容>

市長は、災害応急対策及び地震防災応急対策の円滑な実施を確保するため、市職員に対して教育を行う。また、市は市民自らが生命、身体、財産を守り、併せて地域の地震災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、市民に対し必要な教育及び広報を行う。この場合、地域の特性等による地震災害の態様等を十分に考慮して実情にあったものとする。

#### 第1 普及すべき内容及び方法

##### 1 普及事項

防災知識の普及に当たっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及する。普及事項はおおむね次のとおりである。

- (1) 防災気象に関する知識
- (2) 防災の一般的知識
- (3) 市地域防災計画の概要
- (4) 自主防災組織の意義
- (5) 災害危険箇所に関する知識
- (6) 災害時の心得

ア 災害情報等の聴取方法

イ 停電時の心構え

ウ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底

エ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備

オ 避難所の適正な運営

カ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等

キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方  
や企業・学校の計画的な休業・休校等について

ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に



資する行動

(7) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮

## 2 普及方法

市は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、地震、津波災害と防災に関する市民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は次の方法により行う。

区 分	内 容
職員及び関係者に対する普及	市職員における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。
学校教育、社会教育を通じたの普及	災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。
ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及	市民等に対し、その時期に応じてラジオ・テレビ・新聞等の広報媒体を通じ、又、印刷物等を作成・配布し防災知識の高揚を図る。
映画、スライド、講演会等による普及	防災関係者並びに県民等に対し、映画、スライド、講演会を適宜開催しその普及を図る。
市ホームページ、アプリ「静岡県防災」による普及	市民等に対し、掛川市ホームページや静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。

## 第2 市の防災思想の普及、徹底

### 1 市職員に対する教育

市は、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会、防災訓練等を通じ、防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させる。

また、市は、防災関係機関に対して、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

防災教育は、少なくとも次の事項を含む内容とする。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 地震の発生に関する知識
- (3) 地震の危険度の試算の内容
- (4) 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
- (5) 「掛川市地域防災計画地震対策編」の内容と市が実施している地震対策
- (6) 地震が発生した場合及び予知された場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (7) 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (8) 南海トラフ地震臨時情報発表時の意義とこれらに基づきとられる措置
- (9) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置

- (10) 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策
- (11) 県が実施する防災講座や建築設備などの耐震診断技術者養成講座等への職員の参加
- (12) 地震対策の課題その他必要な事項

このうち(6)から(8)については、年度当初に各部課等においては所属職員に対して必ず実施する。

また、各部課等は所管事項に関する地震防災対策について、それぞれが定めるところにより、所属職員に対する教育を行う。

## 2 学校教育（保育園を含む）機関を通じた教育

学校等教育機関は、幼児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。

生徒等に対しては、自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。

また、住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

### (1) 生徒等に対する教育

ア 災害発生時の実践的な防災対応能力を身に付けられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。

イ 地域住民の避難場所あるいは救護所が設置されることとなる学校の学校長は、地震防災教育と合わせて避難者の受入体制等について児童生徒に周知させる。

ウ 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用してボランティア活動への参加を促進する。

エ 中学生を中心に応急手当の実践的技能の修得を図る（心肺蘇生法、包帯法、止血法）。

オ 園児に対しては、避難を主として視聴覚的な防災教育を実施し、より平易に具体的行動等によって繰り返し教育する。

カ 父母の会等の会合においても、防災に関する議題を掲げるように努力し、防災教育の充実を図っていく。

キ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の生徒等の保護者への引き渡し方法等の周知を図り、保護者を含めた合同避難訓練を推進する。

### (2) 家庭における防災教育

ア 家族全員の話し合いを通じ、生徒等を含めた各人の役割を定めるなど常日頃から防災に対する関心を高める。

イ 保護者等は、生徒等に対してあらかじめ次の事項等について周知徹底する。

- ・南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の保護者等の所在、帰宅の方法並びに時期
- ・保護者等が不在の場合にとるべき行動

### (3) 指導者に対する教育

学校等教育機関は「静岡県学校安全教育目標」、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、指導者に対して教育を行う。

また、指導に当たる教員等の指導力の向上のため、県で開催される研修に積極的な参加を促す。

## 3 市民に対する防災思想の普及・支援

- (1) 市民に対する防災思想の普及・支援は、自主防災組織を通じて実践的な内容を主体として行

うことを基本とする。このため市は、地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

- (2) 高齢者、障が**い**のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

専門家(風水害にあつては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

- (3) 家庭向けの各種広報、資料等により市民の防災対策、特に家庭内防災に関する啓発を推進する。

- (4) 市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

- (5) 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」、11月を「地震防災強化月間」と定め、それぞれ津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。なお、この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つ静岡県防災士や防災委員等の積極的な活用を図る。また、市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図る。

啓発の区分、内容等については次のとおりである。

区 分	内 容
<p>一般的な普及・支援</p>	<p>&lt;啓発内容&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地震の基礎的な知識</li> <li>(2) 第4次地震被害想定</li> <li>(3) 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策</li> <li>(4) 突然地震が発生した場合の行動指針等の応急対策</li> <li>(5) 南海トラフ地震臨時情報発表時の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基礎的知識</li> <li>(6) 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識</li> <li>(7) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置</li> <li>(8) 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性</li> <li>(9) 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策</li> <li>(10) 津波危険予想地域、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識</li> <li>(11) 避難場所、避難路、その他避難対策に関する知識</li> <li>(12) 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備</li> <li>(13) 居住用の建物・家財の保険共済加入等の生活再建に向けた事前の備え</li> <li>(14) 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識</li> <li>(15) 避難生活に関する知識</li> <li>(16) 要配慮者への理解</li> <li>(17) 安否情報の確認のためのシステム</li> <li>(18) 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性</li> <li>(19) 地域コミュニティ、文化財団愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性</li> <li>(20) 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底</li> </ol> <p>&lt;手段・方法&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ及び報道機関等の媒体や、防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、県と協力して普及を図る。</li> <li>(2) 特に突然発生した地震に対する市民の行動指針について周知徹底を図る。</li> </ol>
<p>静岡県地震防災センターによる啓発</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 静岡県地震防災センターは、地震、津波、風水害、火山災害（以下「地震防災等」という。）に関する体験学習や家庭内対策等の展示を行うとともに研修等を開催し、県民及び自主防災組織等の地震防災等に関する知識の啓発及び意識の高揚を図る。その際、相談等に応じ適切な助言及び指導を行う。</li> <li>(2) 地震防災等に関する意識啓発用の資機材の貸出しを行うとともに、インターネットにより必要な情報を提供する。</li> <li>(3) 大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるように公開に努める。</li> </ol>
<p>静岡県富士山世界遺産センターによる啓発</p>	<p>県は、静岡県富士山世界遺産センターの展示を通じて、活火山としての富士山の災害リスクを県民等の来館者に啓発する。</p>

区 分	内 容
ふじのくに地球環境史ミュージアムによる啓発	県は、ふじのくに地球環境史ミュージアムの展示を通じて、静岡県 の地形や自然環境、地震、津波、風水害等の自然災害のリスクを啓発する。
社会教育を通じての啓発	(1) 市教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体などの社会教育関係団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。 <啓発内容> 市民に対する一般的な啓発に準ずる。その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。 <手段、方法> 各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。
各種団体を通じての啓発	(1) 市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルムの貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。これによってそれぞれの団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災意識の普及を促進させる。 (2) 市は、国（総務省）と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。
自動車運転者に対する啓発	(1) 市は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。 (2) 市は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。
防災上重要な施設管理者に対する教育	市は、危険物を取扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導を通じ、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報を受信した時、及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。
外国人に対する啓発	市は国際交流団体等を通じ、外国語版パンフレット等により意識啓発を図る。
相談窓口	市は、市民の地震対策について積極的に相談に応ずるものとする。 (1) 地震対策の総括的事項[危機管理課] (2) 建築物の耐震化等主として建築物に関する事項[都市政策課] (3) 災害危険箇所（津波、急傾斜地、山・がけ崩れ、道路等）に関する事項[土木課] (4) 救護、保護及び衛生・防疫等に関する事項[健康医療課、環境政策課、消防本部] (5) 食料等緊急物資に関する事項[市民課] (6) 上水道に関する事項[水道課] (7) 下水道に関する事項[下水道課] (8) 児童生徒に関する事項[教育委員会]
防災とボランティア関連行事の実施	「防災とボランティアの日」に広く市民を対象とした、企画、イベント等の実施に努める。

区 分	内 容
観光事業者に対する指導	観光事業者等は、常時不特定多数の旅行者をかかえているため、地震発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時における地震防災応急対策に基づき、迅速かつ的確な判断をして行動できるよう必要な防災教育を防災講習会・研修会等を通じ正しい知識を取得する。

### 第3 防災関係機関が実施する防災思想の普及

東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、電力会社、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

### 第4 災害教訓の伝承

#### 1 資料の収集及び公開

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する資料を広く収集・整理し、住民が閲覧できるよう公開に努める。

#### 2 伝承機会の定期的な実施

市は、学校等教育機関、企業、NPO等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、市民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

#### 3 石碑やモニュメントの継承

市は、地震災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努め、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

#### 4 伝承の取組

市民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

## 第2節 自主防災活動

【担当部署：危機管理課】

### <計画作成の主旨>

地震、風水害等の大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。

特に、広域被災が予想される南海トラフ地震等に際しては、市、県をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講ずることが必要である。

しかし、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民が相互に協力し、消防団をはじめ、各種団体等と有機的な係を保ち、自発的に防災組織をつくることによって効果的なものになる。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災活動における女性の参画を拡大し、自主防災会長や防災委員を2名以上配置するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

### <計画の内容>

#### 第1 市民の果たすべき役割

地震、津波等の防災に関し、市民が果たすべき役割は極めて大きい。市民は自分達の安全を自らの手で守る意欲を持ち、平常時から地震発生後に至るまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

##### 1 平常時から実施する事項

- (1) 防災気象に関する知識の吸収
- (2) 地震防災等に関する知識の吸収
- (3) 地域の危険度の理解
- (4) 家庭における防災の話し合い
- (5) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認
- (6) 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施
- (7) LPガス容器の2点固定の周知徹底
- (8) 家屋の耐震補強等特に古い建築基準（昭和56年5月以前）による家屋の耐震診断、補強（県のプロジェクト「TOUKAI-0」への対応）
- (9) 家具その他落下倒壊危険物の対策
- (10) 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備
- (11) 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等の生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分）
- (12) 通信機器の充電装置、バッテリーの準備
- (13) 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え
- (14) 自動車へのこまめな満タン給油
- (15) 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動
- (16) 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）

##### 2 警戒宣言発令時に実施が必要となる事項

平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。

- (1) 正確な情報の把握

- (2) 火災予防措置
- (3) 非常持出品の準備
- (4) 適切な避難及び避難生活
- (5) 自動車の運転の自粛
- (6) 避難行動要支援者の安全確保

3 地震災害発生後に実施が必要となる事項

地震災害発生後は自分の安全を守ることに加え、市の災害対策へ協力し、速やかな復旧が実施できるようにする。

- (1) 出火防止及び初期消火
- (2) 地域における相互扶助による被災者の救出活動
- (3) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
- (4) 自力による生活手段の確保
- (5) 避難所の運営への協力

## 第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。自主防災組織は市や消防団と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って次の活動を行う。

1 防災知識の学習

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう、映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は次のとおり。

- (1) 地震の知識
- (2) 南海トラフ地震臨時情報の意義や内容
- (3) 平常時における防災対策
- (4) 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応
- (5) 災害時の心得
- (6) 自主防災組織が活動すべき内容
- (7) 自主防災組織の構成員の役割
- (8) 要配慮者等への対応

2 「防災委員」の自主防災組織内での活動

防災委員は市民の防災対策の啓発活動を行うほか、組織の相談役として防災に関する諸活動の企画、実施に参画するものとする。防災リーダーは各自主防災会に4人以上を選任するものとする。

3 「自主防災地図」の作成

自主防災組織は、地域内の危険や、災害時に必要となる施設等を表す地図を作成して掲示し、あるいは各戸へ配布することにより、防災計画書の作成に役立てるとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。

4 「地区防災計画書」の作成

地区を守るために必要な対策及び構成員ごとの役割をあらかじめ地区防災計画書などに定めておく。作成状況は、資料編「2-3-3」に示すとおり。



5 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。

なお、避難行動要支援者台帳の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障がい者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。

- (1) 世帯台帳（基礎となる個票）
- (2) 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）
- (3) 人材台帳
- (4) 自主防災組織台帳

6 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

7 避難所の運営体制の整備

市の「避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」、「避難生活計画書」等を参考に、避難所ごとに市及び避難所の施設管理者と協力してルールやマニュアル等の運営体制を整備する。

8 防災訓練の実施

警戒宣言発令時及び災害発生時の対応について防災訓練を実施する。防災訓練は、総合防災訓練や地域防災訓練を中心とし、実施に当たっては、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市、消防団、防災関係機関、自衛隊等と有機的な連携をもって行う。

地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。また、要配慮者に配慮した訓練の実施に努める。

- (1) 情報の収集及び伝達の訓練
- (2) 出火防止及び初期消火の訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 救出及び救護訓練
- (5) 炊き出し訓練

9 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

### 第3 事業所等の果たすべき役割

1 事業所等の自主的な防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、平常時から次の事項について努めなければならない。

- (1) 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- (2) 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所及び関係地域の安全を確保すること。
- (3) 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震

化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。

- (4) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県、市が実施する防災に関する施策へ協力すること。
- (5) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

## 2 平常時からの防災活動の概要

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集、伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 救出及び応急救護等
- (7) 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時及び南海トラフ地震臨時情報発表時に必要な物資の確保
- (8) 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動
- (9) 施設及び設備の耐震性の確保
- (10) 予想被害からの復旧計画策定
- (11) 各計画の点検・見直し

## 3 事業所の防災力向上の促進

- (1) 市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。
- (2) 市は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努める。
- (3) 市は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、県及び商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

## 4 事業継続計画（BCP）の取組

事業所等は、事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

# 第4 市の指導及び助成

## 1 自主防災組織づくりの推進

市は、県西部地域局と連携して地域住民と地震対策について十分話し合い、共通の目的意識を持ち、最もその地域に合った自主防災組織づくりを推進する。

## 2 防災委員制度

市は、自主防災組織及び市民の防災対策の啓発活動を強化するため防災委員を選任する。

## 3 地域防災指導員制度

県は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を任命する。  
地域防災指導員の任期は原則3年以上とする。

地域防災指導員は、市民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化
- (2) 個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導
- (3) 市の施策の広報や推進、普及協力
- (4) 市に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達
- (5) 連合自主防災組織会長等の補佐、支援

#### 4 自主防災に関する意識の高揚

市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために必要な資料の提供、研修会等を市民団体等と協働して開催し、その際、女性の参画や市民協働の促進に努める。また、県が開催する研修会等へも積極的に参加させる。

#### 5 組織活動の促進

市は、消防団等と有機的な連携を図りながら、職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、地区防災計画の作成、その他の活動の充実を図る。

#### 6 自主防災組織への助成

市は、自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、「掛川市自主防災組織資機材等整備費補助金交付要綱」に基づき、必要な助成を行う。

#### 7 公民館・公会堂等の活用

市は、地域の公民館・公会堂等を自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。

- (1) 平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とする。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報発表時において、耐震性を確保されている施設については、避難を必要とする者を**受入**る施設として活用する。
- (4) 地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。

#### 8 静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用

市及び県は、当該アプリに搭載した「地域防災力見える化システム」を活用し、地域防災力の向上に努めるものとする。

### 第5 自主防災組織と消防団の連携

- 1 消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織間の連携や人的な交流等を積極的に図る。
- 2 消防団と自主防災組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。
- 3 市は、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努める。

## 第6 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

資料編 2-3-1 自主防災組織組織図

資料編 2-3-2 掛川市自主防災組織資機材等整備費補助事業交付要綱

資料編 2-3-2 地区防災計画作成団体一覧

### 第3節 地震防災訓練の実施

【担当部署：危機管理課】

#### <計画作成の主旨>

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

市民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

#### <計画の内容>

#### 第1 掛川市

##### 1 防災訓練の内容

(1) 市は、総合防災訓練、地域防災訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。

(2) 市の実施する訓練の重点事項は次のとおりであるが、突発的に大規模な災害が広域に発生した際の適切な行動対応にも重点をおく。訓練に当たっては、要配慮者に対する避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施する。

区分	内 容
総合 防 災 訓 練	<p>この訓練は、県が中心となって行う総合防災訓練（9月1日「防災の日」に近い日曜日）に併せて行うことを原則とする。</p> <p>(1) 職員の動員（地震災害警戒体制準備のための要員招集）</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達</p> <p>(3) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報</p> <p>(4) 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による受援活動</p> <p>(5) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定</p> <p>(6) 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動</p> <p>(7) 食料、飲料水、医療その他の救援活動</p> <p>(8) 消防、水防活動</p> <p>(9) 救出・救助</p> <p>(10) 避難生活</p> <p>(11) 道路啓開</p> <p>(12) 応急復旧</p> <p>(13) 広域避難所運営訓練</p>
地域 防 災 訓 練	<p>(1) 12月第1日曜日の「地域防災の日」に、自主防災組織を中心とした地域の実情に沿った防災訓練を実施する。</p> <p>(2) この訓練は、突然発生地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に要配慮者等に配慮した訓練を実施する。</p>

区分	内 容
津波避難訓練	(1) 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」と定め、津波避難訓練を実施する。 (2) この訓練は「津波警報」が発令されたことを想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考にして実施する。
個別防災訓練	総合防災訓練及び地域防災訓練とは別に個別防災訓練を行う。その主要な事項は次のとおりとする。 (1) 情報の収集、伝達訓練 南海トラフ地震臨時情報発表時には、特に情報の正確・迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることに鑑み、県、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。なお、この場合、段階的に情報量、参加機関を増加させ訓練の高度化を図るように留意する。 また、訓練に当たっては、有線電話がふくそう又は途絶したときや、勤務時間外の条件等を適宜加える。 (2) 職員の動員訓練 適宜交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。 (3) 防災業務の訓練 各課等は、それぞれ所掌する防災業務について単独又は関係機関と共同して、図上訓練、イメージトレーニング等各種の防災訓練を実施する。

## 2 防災訓練の実施とフィードバック

### (1) 防災訓練の実施

訓練に当たっては、南海トラフ地震臨時情報発表時及び突発的に地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高める。

### (2) 課題の発見、フィードバック

訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに次回の訓練に反映させるよう努める。また、随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。

## 3 県及び防災関係機関の防災訓練に対する協力等

- (1) 市は、県及び防災関係機関に対し、市が実施する訓練に参加を要請する。
- (2) 市は、県及び防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

## 4 訓練の実施回数

- (1) 総合防災訓練年1回以上
- (2) 地域防災訓練年1回以上
- (3) 津波避難訓練年1回以上
- (4) 個別防災訓練年1回以上（県との無線訓練やF U J I S A N操作訓練、職員動員訓練、図上訓練、イメージトレーニング等）

## 5 防災訓練の広報

市が発行する広報紙や同報無線を活用し、訓練に市民等の積極的参加を求めるとともに、訓練に伴う混乱を防止するため必要な広報を行う。

## 第2 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画、又は対策計画に基づいて訓練を行う。

なお、組織を超えた防災対策を推進していくために、各主体単独による訓練だけでなく、できる限り多くの機関と連携し、訓練の実施を通じて相互の補完性を高めていく。

## 第3 訓練時における交通規制

### 1 交通規制の要請手続

地震防災訓練の実務責任を有する者が地震防災訓練を実施するに際し、交通規制を要請しようとするときは、掛川警察署長を経由して公安委員会に提出する。

### 2 交通規制の広報

訓練実施責任者は、事前に広報等を行い周知徹底を図る。

## 第4 学校等の防災訓練

学校等の防災訓練実施に際しては次の事項に配慮する。

1 大規模地震災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。

2 校内外活動（自然体験学習、校外学習を含む）等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。

3 避難訓練を実施する際には、障がいのある生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。

4 学校等が避難所や避難場所となることを想定し、市は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

## 第5 企業の防災訓練

1 企業は、大規模な地震発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のため、市等に準ずる各種の防災訓練を実施する。

2 地震発生の際、企業が一時的な避難場所として指定されている場合は、避難場所の運営訓練を実施する。

3 災害発生時に備え、周辺自治体及び各行政区、住民並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

## 第4節 地震災害予防対策の推進

【担当部署：危機管理課、消防本部、関係各課】

### <計画作成の主旨>

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものである。

地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し、又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。

市は、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した「**掛川市国土強靱化地域計画**」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせ対策を充実・強化する。その際、市民の参画を進め、国、県と連携し効率的、効果的な地震対策をすすめる。

また、業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとし、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。さらに災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努める。

### <計画の内容>

#### 第1 緊急消防援助隊の受援体制（危機管理課、消防本部）

市は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努める。

#### 第2 消防用施設の整備（危機管理課、消防本部）

市は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動拠点となる以下の施設の維持管理及び整備に努めるものとする。

- 1 消防団による避難誘導のための拠点施設
- 2 緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
- 3 消防本部又は消防署若しくはその分署の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点から移転が必要であるもの
- 4 消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
- 5 耐震性貯水槽等の消防水利の整備
- 6 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両又は資機材

#### 第3 火災の発生予防（危機管理課、消防本部）

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高いことから、市及び防災関係機関は、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、火災予防対策の徹底に努める。

##### 1 消防力の現況

掛川市における消防力の現況は、資料編に示すとおりである。

資料編 3-11-1 市の消防力一覧表

資料編 3-11-3 掛川市消防団（水防団）の位置及び管轄区域

資料編 3-11-4 市の消防組織一覧



## 2 消防体制の整備

### (1) 消防組織の確立

市は、地域における各種災害による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。

### (2) 消防職員・消防団員の教育

消防職員及び消防団員に高度の知識及び技術を習得させるため、県は消防学校等において教育訓練を行うとともに、市が行う一般教育訓練について指導するものとする。

市は、消防職員及び消防団員を消防学校及び消防大学校等に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。

### (3) 消防団の活性化

災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するためには、消防団の活性化を一層推進する必要がある。市は消防団の施設・装備の整備、青年層の団員への参加促進、住民や事業所の協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。

### (4) 初期消火体制の強化

地震発生時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。

このため、市及び消防機関は、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により市民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

### (5) 連携強化

市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

### (6) 広域応援体制の整備

市は、広域応援体制を構築するため、消防応援協定等の締結に努めるとともに、応援する立場、応援を**受入**る立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案する。その際、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化するよう努める。

## 3 火災予防対策

火災予防対策を推進するため、消防本部及び消防団は、おおむね次の対策を実施する。

### (1) 火災予防指導の強化

市は県と連携して、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び市民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために次の指導を進める。また、津波に対する安全性の確保、及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

#### ア 危険物施設及び少量危険物施設

県が作成した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。指導及び改善の確認等は掛川市消防本部が実施する。

#### イ 高圧ガス（LPガスを含む。）施設

高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導を進めるとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し、安全対策を促進する。

特に可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。

#### ウ 都市ガスの安全対策

雑居ビル、建築物の地階における点検の強化、ガス漏れ警報設備の設置、通報体制の整備、

ガス遮断装置の設置等を指導する。

エ LPガス消費設備（一般家庭等におけるボンベ）

LPガス容器については、鎖等による転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。

オ 研究室、実験室等薬品類を保有する施設

次のような混合発火が生じないよう予防措置を講ずることを指導する。

- ① 可燃物と酸化剤の接触による発火
- ② 黄りん、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- ③ 金属粉、カーバイト、その他浸水による発火

カ 不特定多数の者が出入りする施設

劇場、ホテル、旅館、雑居ビル、建物の地階等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化する。

キ 石油ストーブ

対震自動遮断装置付ストーブの使用の徹底を図る。

ク 家庭用小型燃料タンク

燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。

ケ その他出火の危険がある物

アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵・保管について、安全な措置を講ずるよう指導する。

(2) 防火思想の普及

市は、事業所、学校、自主防災組織等に対し、防火講演会、映画会の実施、ポスター等により防火思想の普及を図る。

#### 第4 建築物等の耐震対策（都市政策課、DX推進課、危機管理課、下水道課、水道課）

市は、地震による建築物等の損壊、消失を軽減するため、耐震化、不燃化等必要な事業を推進する。

特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

1 建築主等による耐震性の向上

建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

(1) 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。

(2) 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を実施する。

2 市による耐震性の向上

市は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

(1) 市民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。

(2) 自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。

(3) 建築主及び建築設計者等への下記についての啓発

ア 新築建築物

「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施行指針」等による設計及び工事監理等の徹底

イ 既存建築物

「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」及び「静岡県建築構造設計指針」等による耐震診断及び耐震補強

ウ 建築設備

「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強

(4) 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の活用促進

プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。

3 公共建築物の耐震化

(1) 耐震性、不燃性の確保

市は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握し耐震性、不燃性の確保に努め、その公表に努める。

また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

(2) 停電対策の強化

市及び施設管理者は、地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

(3) 活断層の回避

市は、公共建築物等については、できるだけ、活断層直近を避けた場所に立地するよう整備し、やむを得ず立地する場合には、地質調査などに基づき、活断層直上を回避する。

4 情報システムの安全対策

市は、自ら保有する情報システムについて「行政情報システムの安全対策に関するガイドライン」などの各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、情報システムを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。

5 建物内の安全対策

市は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒又は棚上の物の落下、ガラス飛散による負傷等の被害を軽減するための対策について、市民への啓発指導に努める。

また、事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等について、安全対策等の実施を指導する。

6 住宅の耐震化促進支援

(1) 昭和56年5月以前に建築した木造住宅の耐震性の向上を図るため、木造住宅耐震補強助成制度の活用を促進する。

(2) 住宅の新築増改築等（補強を含む。）により、その耐震化を促進するため、住宅金融公庫融資の利用について適切な啓発指導を行うとともに、さらに耐震性の向上を図るため、静岡県個人住宅建設資金の活用を促進する。

7 供給ラインの耐震化

ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るととも

に、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとし、災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

また、ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図る。

#### 8 ブロック塀等の安全対策

市は、通学路及び避難道路沿いのブロック塀を対象に、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善指導を行う。

また、通学路及び避難道路沿いの住民や施設管理者は、日頃からの点検や必要に応じて補強、撤去等を行う。新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守する等、ブロック塀の転倒防止策を図る。

市は民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。

市有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法第12条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。

#### 9 耐震化以外の命を守る対策

耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。

### 第5 被災建築物等に対する安全対策（都市政策課）

#### 1 被災建築物（宅地）応急危険度判定

被災建築物（宅地）応急危険度判定とは、地震により被害を受けた建築物について、その後の余震等による倒壊（宅地崩壊）の危険性や建築物の外壁等の落下、転倒の危険性をできる限り速やかに判定して、その判定結果に基づいて恒久的復旧までの間、被災した建築物（宅地）の使用等に当たっての危険性を情報提供することにより、被災後の人命に係わる二次災害を防止することを目的としている。

##### （1）応急危険度判定

ア 市は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき、被災建築物及び被災宅地応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、市民に対する啓発を行う。

イ 市は、震災建築物の被災度区分判定復旧技術が積極的に活用されるよう、市民に対する啓発を行う。

#### 2 災害危険区域の指定

市長又は知事は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

##### （1）指定の目的

災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。

##### （2）指定の方法

条例により区域を指定し、周知する。

### 第6 地盤災害の予防対策（危機管理課、都市政策課、基盤整備課）

市は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、市民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

1 山・がけ崩れ防止対策の推進

(1) 土砂災害警戒区域の調査把握

市は、県と連携し、土砂災害を被るおそれのある箇所への崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため被害の発生するおそれのある地域を把握するとともに、県が実施する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に協力する。

(2) 土砂災害警戒区域の公表

ア 山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。

イ 急傾斜地調査又は、防災パトロールの結果、危険が予想される箇所については、その所有者、管理者、占有者等に対し防護壁配水施設、その他必要な防災工事を施すよう予防措置についての指示を行う。

ウ 毎年6月は土砂災害防止月間となっており、その中でも6月1日から7日は、がけ崩れ防災週間となっている。市は、県と連携を図りながら、ポスター等の掲示、危険箇所パトロールを実施する。

資料編 2-1-9 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒指定区域

2 市民との連携による災害の未然の防除

区域内自主防災組織と協力し、市の防災パトロールによる巡回時以外のときの危険状況を連絡収集できる体制を整備する。

3 軟弱地盤対策の推進

軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。

4 液状化対策の推進

液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。

5 大規模盛土造成地対策の推進

地震時において、滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、宅地の安全性の把握に努めるよう周知する。

**第7 落下物・倒壊危険物対策（都市政策課、維持管理課）**

1 市は「ガラス類等安全対策指針」を定め、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物の窓ガラス、及び外装材等二次部材等の安全対策の実施を指導する。

2 地震の発生により道路上及びその周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。

また、市及び県は当該構築物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。

物件名	措置等
横断歩道橋	施設の点検を行い落橋防止を図り道路の安全確保に努める。
道路標識、交通信号機等	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	樹木除去など適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯	施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、バス停上屋等	新設については、安全性を厳密に審査する。既存の物は、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物	許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていない物については、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険な物については改良等をする。新設する物については、安全なブロック塀を設置する。
天井	脱落防止等の落下物対策を図る。
ガラス窓等	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	転倒により道路に通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	倒壊等のおそれのある物、不要な物は除去に努める。

3 市は、道路利用者、沿道住民に対して道路区域内における不法占用の防止を啓発する。

### 第8 危険予想地域における災害予防（危機管理課、都市政策課、基盤整備課）

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「避難地」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

#### 1 避難計画の策定

市は、県が作成する大規模地震対策『避難計画策定指針』に留意して、避難計画の策定に努める。

##### （1）要避難地区の指定

市長は、静岡県第4次地震被害想定の結果等から判断して、津波の浸水及び山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。

##### （2）避難対象地区の指定

市長は、南海トラフ地震臨時情報発表時に避難の指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。

(3) 避難場所、避難路の指定

市長は、要避難地区の状況に応じ、市民の避難のための避難場所、避難路等の指定を行う。

ア 避難対象地区の市民の避難のため、避難場所を指定する。

イ 延焼火災発生時における避難のため、避難場所、幹線避難路を指定する。

(4) 避難所の指定

市長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。

2 平常時に実施する災害予防措置

(1) 計画の作成及び訓練の実施

市は、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

(2) 避難誘導體制整備

市長は、要避難地区の市民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難場所、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

(3) 山・がけ崩れ危険予想地域

要避難地区については次の予防措置を講ずる。

ア 市は、県と協力して過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を全戸配布するなど、市民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。

イ 市長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の市民に対しその危険性の周知に努める。

ウ 市長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難場所（耐震性を有する屋内施設を含む。）へ避難する等地域の実情に応じ市民のとるべき行動について周知徹底に努める。

## 第9 被災者の救出活動対策（危機管理課、消防本部）

建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

1 市が実施すべき事項

(1) 自主防災組織、事業所等及び市民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発

(2) 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進

(3) 救出技術の教育・救出活動の指導

(4) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

2 自主防災組織・事業所等が実施すべき事項

(1) 救出技術、救出活動の習得



- (2) 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施
- (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

#### 第10 要配慮者の支援（危機管理課、福祉課、健康医療課、長寿推進課、観光・シティプロモーション課、こども希望課、学校教育課、教育政策課）

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障がいの内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとする。

##### 1 要配慮者支援体制

- (1) 市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等避難行動要支援者の避難支援体制を整備するものとする。
- (2) 地域においては、市のみではなく、自主防災組織等が中心となり、次の関係団体が協力して避難行動要支援者の支援にあたるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。また、県は保健師及び栄養士等の派遣並びに避難行動要支援者のための物資を供給できるよう応援体制を確保する。

##### ア 行政機関

警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等

##### イ 地域組織

自治会、自主防災組織等

##### ウ 福祉関係者、福祉関係団体

民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、知的障害者相談員、精神障がい者家族支援相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険制度関係者、障がい者団体等

##### 2 避難行動要支援者の把握

市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努める。

##### 3 避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等

- (1) 避難行動要支援者における避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿）を作成する。
- (2) 市は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- (3) 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、掛川警察署、民生委員、NPO、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等に携わる関係者）に対し、本人の同意を得ることにより、または、市条例の定めにより、名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。



(4) 上記により名簿情報の提供を受けた者、その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者、又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。

市は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の必要な措置を講ずる。

(5) 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(6) 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、**個別避難計画の実効性を確保する観点等から、**県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(7) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

**(8) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう努める。**

**(9) 県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。**

#### 4 個別避難計画の策定

(1) 市は、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別避難計画が策定されるよう努める。

(2) 個別避難計画の策定については、民生委員、行政区長会、自主防災組織、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所等の協力を得ながら進める。

(3) 個別避難計画では、避難行動要支援者の個々の把握により名簿を整備し、あらかじめ一人ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定め、車による避難も含む支援方法、避難先を決めておくなど、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画の策定に努める。

5 防災訓練

市は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。

6 人材の確保

市は、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等避難行動要支援者の支援に必要な人材の確保に努める。

7 協働による支援

市は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉協議会、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。

8 地区防災計画との整合

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

9 避難支援等関係者等の安全確保

市は、消防団員等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。

10 観光客の安全確保

市は、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、市が行う観光客への安全対策を促進するものとする。

11 要配慮者利用施設における避難確保措置等

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。

第11 生活の確保

(危機管理課、福祉課、長寿推進課、健康医療課、地域包括ケア推進課、  
環境政策課、下水道課、都市政策課、水道課)

南海トラフ地震臨時情報発表期間が長期化した場合、及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。

1 食料及び生活必需品の確保

(1) 市が実施すべき事項

- ア 非常持出しができない被災市民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄
- イ 市内における緊急物資の流通在庫調査の実施
- ウ 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄
- エ 市内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- オ 緊急物資集積所の選定及び運営管理等の検討
- カ 市民が実施する緊急物資等確保対策の指導

市は、(2)ア～エに掲げる事項の実施を市民に対し広報を通じて指導する。なお、その具体的内容は次のとおりである。

緊急物資の備蓄	飲料水、米、乾パン、乾メン、粉ミルク、漬物、つくだに、缶詰、調味料等長期保存の可能な食料1週間分程度、寝具等
非常持出品の準備	＜非常持出品の内容は地域の危険度、避難距離、家族構成等により異なるが概ね次の基準による＞ 長期保存可能な食料7日分程度、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、衣類、タオル、マッチ、チリ紙、石けん、衛生用品、ビニール、食器、鍋、スプーン類、ラップ、ビニールシート等
非常持出品の準備	燃料、簡易ジャッキ、工具等

#### キ 給食計画の策定

#### (2) 市民（自主防災組織）が実施すべき事項

- ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- イ 避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備
- ウ 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進
- エ 自主防災組織による緊急物資の共同備蓄の推進

#### (3) 市の緊急物資調達のための準備措置

危険度の試算、各種調査等を基礎に調達が必要な緊急物資及びその必要量を定める。

### 2 飲料水の確保

#### (1) 市が実施すべき事項

- ア 水道施設・基幹管路の耐震化と、老朽管の改良事業の推進
- イ 日本水道協会への支援要請による応援給水支援体制の確立
- ウ 給水拠点への給水計画作成及び応急給水機材の確保
- エ 応急復旧応援団体との協力体制の確立

#### (2) 市民が実施すべき事項

- ア 家庭における貯水
  - ・貯水すべき水量は1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。
  - ・貯水する水は水道水等衛生的な水を用いる。
  - ・貯水に用いる容器は、衛生的で安全性が高く、地震動により水もれ・破損しないものとする。
- イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
  - ・応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。
  - ・災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、市の指導の下に利用方法をあらかじめ検討しておく。
  - ・ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要なとされる資機材等を整備する。

### 3 燃料の確保

#### (1) 市が実施すべき事項

- ア 保有する施設・設備について、自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行うよう努める。
- イ 燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる

環境を維持していくことの重要性に鑑み、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等の受注機会の増大に努める。

#### 4 医療救護

##### (1) 市が実施すべき事項

- ア 直接地域住民の生命、健康を守るため、市医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。
- イ 大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。
- ウ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。
- エ 救護班(DMAT等医療チーム)の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。
- オ 家庭救護の普及を図る。
- カ トリアージの実施

##### (2) 自主防災組織が中心となって実施すべき事項

- ア 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。
- イ 医療関係団体等の協力により、応急手当等救護に関する講習会を開催する。
- ウ 担架、救急用品等の応急救護資機材を整備する。

##### (3) 市民が実施すべき事項

- ア 軽度の傷病については、自分で手当を行える程度の医療品を準備する。
- イ 医療救護を受けるまでの応急手当等の技術を習得する。
- ウ 献血登録に協力する。
- エ 医療を受けている場合は、かかりつけ手帳、お薬手帳を携帯する。

#### 5 防疫及び保健衛生活動

##### (1) 市が実施すべき事項

- ア し尿処理及び防疫実施計画を作成する。
- イ し尿の処分地の選定及び仮設便所の資機材を準備する。
- ウ 防疫用薬品の調達計画を作成する。
- エ 市民が行う防疫の指導をする。
- オ 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。

#### 6 清掃活動

##### (1) 市が実施すべき事項

- ア 被害想定に基づき発生する廃棄物の災害廃棄物処理計画を定める。
- イ 市民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。

#### 7 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

市は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるように準備しておく。

なお、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努める。

(1) 通信機材	(8) 仮設の小屋又はテント
(2) 放送設備	(9) 仮設トイレ、ポータブルトイレ、 携帯トイレ
(3) 照明設備（非常用発電機を含む。）	(10) 防疫用資機材
(4) 炊き出しに必要な機材及び燃料	(11) 清掃用資機材
(5) 給水用機材	(12) 工具類
(6) 救護所及び医療資機材	(13) 再生可能エネルギー設備
(7) 物資の集積所	

## 8 救援・救護のための標示

### (1) 公共建築物・病院の屋上への番号標示

市は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建物及び指定した病院の屋上に、番号等の対空表示（ヘリサイン）を標示する。

### (2) 孤立予想地域

市は、孤立するおそれのある地域について地名標示シート、無線施設等の整備を実施、促進する。

## 9 応急仮設住宅

### (1) 供給体制の整備

市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

### (2) あっせん等体制の整備

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

## 10 ライフライン事業の復旧

ライフライン事業の復旧は、一般対策編 第2章 第27節 複合災害対策及び連続災害対策 第1「ライフライン事業の復旧」の定めに順ずる。

## 第12 緊急輸送活動体制の整備（危機管理課、都市政策課、土木防災課、基盤整備課、維持管理課、生涯学習協働推進課、文化・スポーツ振興課）

### 1 緊急輸送ネットワークの設定

市及び関係機関は、多重化や代替性・利便性を考慮しつつ、地震災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点・集積拠点について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。

また、市は県及び国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

### 2 緊急輸送路の整備

市は、緊急輸送路の確保のため、市道の拡幅、耐震強化の整備を推進するとともに、各緊急

輸送路の道路管理者に対し当該道路の耐震強化等の整備推進を要請する。

### 3 緊急輸送路の周知

- (1) 市及び道路管理者は、職員及び市民に対して、緊急輸送路の周知に努め、道路施設の被害を発見した場合、直ちに市及び道路管理者へ報告するよう啓発する。
- (2) 市及び道路管理者は、物資等の緊急輸送等を確保するために交通規制が実施された場合、できる限り安全な方法により車両を左側に停止させる、避難のために車を利用しない、といった車両の運転者の義務等について周知を図る。

### 4 道路啓開体制の整備

市及び道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとし、障害物の除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

建設産業の若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、市は将来にわたる担い手確保のため、建設業者の担い手確保・育成の取り組みを支援するものとする。

障害物、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。

災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

### 5 緊急輸送の環境整備

市は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に関する支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

## 第13 災害廃棄物の処理体制の整備（環境政策課）

市は、災害廃棄物処理計画を定めるとともに、災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。

## 第14 公共土木施設等の応急復旧（土木防災課、維持管理課）

市は、所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化する。

## 第15 情報システムの整備（DX推進課）

災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努める。

## 第16 非常用発動発電機等（停電対応）の整備（資産経営課、環境政策課）

1 市は、停電時において、自ら所有する電気通信機器を稼働するために、庁舎及び防災上重要な施設に必要な非常用発電機等の更なる充実を図るとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、再生可能エネルギーの活用、非常用の燃料確保に努める。

また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に堅固な場所への設置等に努める。

さらに、市内の事業所等に対してもその重要性の啓発を行う。

<現在の整備状況（掛川市役所）>

- |  |
|--|
| <p>(1) 非常用自家発電装置 437.5KVA60Hz6,600V<br/>連続運転可能時間 72時間(A重油 20,000リットル)</p> <p>(2) 基地局（防災行政無線、同時通報用無線、地域防災無線）非常用自家発電装置に同じ</p> <p>(3) 同時通報用無線屋外子局 72時間</p> <p>(4) 地域防災無線半固定局 20時間</p> |
|--|

2 再生可能エネルギーを活用した自立電源によるレジリエンス強化

災害発生時による大規模停電に備え、公共施設をはじめ地域の集会施設や事業者、一般住宅など市内全域において、再生可能エネルギーによる発電及び蓄電設備を活用し自立電源の確保に努めるとともに、施設間を結ぶエネルギーのネットワークの構築を図る。特に防災拠点施設における再生可能エネルギーの自家消費及び融通により系統電源が復旧するまでの間、一定の電力確保を行いレジリエンス強化に努める。

また、停電時における迅速な電力供給を可能な手段として、電気自動車等蓄電機能を搭載したモビリティの整備に努め、通信機器や充電、小規模照明などへの電力供給を図る。

### 第17 緊急輸送用車両等の整備（資産経営課）

災害時において、緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため市有車両等の整備を図る。

### 第18 文化財等の耐震対策（文化・スポーツ振興課）

文化財建築物、文化財所蔵施設の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずる。

- |  |
|--|
| <p>(1) 文化財等の耐震措置の実施</p> <p>(2) 安全な公開方法、避難方法の設定</p> <p>(3) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時における連絡体制の事前整備</p> <p>(4) 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備</p> <p>(5) 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備</p> <p>(6) 地震発生後の火災発生防止のための防災設備の整備</p> |
|--|

### 第19 建設業協同組合の編成（土木防災課）

被災後の応急復旧を円滑にするため、車両、人員、機械等の実態の把握をするとともにあらかじめ建設業協同組合の編成について定め、平素から連絡体制の円滑化を図る。

## 第20 業務継続に関する計画（全部署）

### 1 業務継続体制の確保

- (1) 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- (2) 市は、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

### 2 業務継続計画において定めておく事項

市は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理



## 第3章 地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

### 第1節 地震防災施設の整備方針

【担当部署：関係各課、消防本部】

地震等による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

#### 第1 整備方針

- 1 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因をあらかじめ除去又は軽減する。
- 2 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保する。
- 3 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保する。

#### 第2 基本的な考え方

施設等の整備に当たっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進する。

##### 1 防災業務施設の整備

消防用施設の整備 及び消火用水対策	(1) 地震発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。 (2) 河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。
通信施設及び情報 処理体制の整備	(1) 地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。 (2) 防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。 (3) 情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。 (4) 市民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

## 2 地域の防災構造化

避難場所の整備	既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因を解消するため、避難人口の規模に応じた避難場所の整備を図る。
避難路の整備	幹線道路等、避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。
消防活動用道路の整備	人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。
共同溝、電線共同溝等の整備	災害時におけるライフライン機能の確保のため、共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設について、各事業者及び地元市民と調整を行いつつ整備を図る。
老朽住宅密集市街地地震防災対策	建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

## 3 緊急輸送路の整備

道路の整備	<p>(1) 避難所等応急活動拠点とを相互に連絡する市道等の緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。</p> <p>(2) 地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、空路を含めた国道、県道、市道等の緊急輸送ネットワークを構築する。</p> <p>(3) 第1次緊急輸送路（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路）、第2次緊急輸送路（第1次緊急輸送路と重要な指定拠点とを連絡する道路）及び第3次緊急輸送路（第1次又は第2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路及びその他の道路）を関係機関と連携して指定し、人員、物資の輸送に支障のないように整備する。</p>
ヘリポートの整備	緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

4 防災上重要な建物の整備

医療救護施設の整備	在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。
社会福祉施設の整備	社会福祉施設の収容者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。
学校等施設の整備	児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。
不特定多数が利用する公的建物の整備	教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。
庁舎、消防施設、警察施設等の整備	庁舎、消防施設、警察施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。
地域防災拠点施設	地域の防災活動を円滑に実施するため、また、平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。 地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、公園広場、道の駅等オープンスペースの整備を図る。

5 災害防止事業

山崩れ、地すべり等の防止	(1) 地震による災害の発生を防止するため、土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。 (2) ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。
津波による災害の防止	津波により著しい被害が生じるおそれのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るために、河川・海岸・港湾・漁港施設の整備を図る。

6 災害応急対策用施設等の整備

飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備	飲料水を確保するため、配水池等上水道施設並びに基幹管路の耐震化、緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。
緊急輸送用車両の整備	緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

## 第2節 地震対策緊急整備事業計画

【担当部署：関係各課、消防本部】

地震による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和55年5月28日法律第63号）に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度から令和6年度までの45年間である。

### 第1 対象事業の範囲

#### 1 対象事業の範囲

- (1) 避難場所
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾施設又は漁港施設
- (6) 石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地、広場その他の公共空地
- (7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- (11) 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池、避難路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの

### 第2 地震対策緊急整備事業計画

#### 1 防災業務施設の整備

##### (1) 消防用施設

##### ア 事業の目的

地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防用施設等の整備促進を図る。

##### イ 整備の水準

事業名	事業概要
救急車両の整備	高規格救急車の更新、救急救命士の養成
消防車両の整備	はしご付消防車、水槽付消防ポンプ車、化学車 救助工作車、大型水槽車、指揮車、資材搬送車
消防庁舎(本部・署)の修繕	修繕
耐震性貯水槽の設置	40m <sup>3</sup> 型耐震性貯水槽
消防団拠点施設の整備	コミュニティ消防センター建設、修繕

(2) 通信施設

ア 事業の目的

警戒宣言発令時及び地震発生後は、電話のふくそう、途絶が予想される。このため、防災関係機関からの情報収集及び伝達を円滑に実施するため必要な無線通信施設の整備の充実を図る。

イ 整備の水準

市民へ情報を的確に伝達するために同時通報用無線通信網を整備する。戸別受信機及び防災ラジオについては、防災関係者及び要配慮者を優先し順次整備する。

また、市と防災関係機関及び広域避難所間の通信を確保するため地域防災無線を整備する。

事業名	事業概要	備考
防災ラジオの整備	防災ラジオの整備	H20～

(3) 救護所設備の整備

ア 事業の目的

発災後において、救護所等の活動を支援するための体制を整える。また、備蓄している医療品を更新する。

イ 整備の水準

医療、救護活動を円滑にするため、備蓄された医療品の更新や実態に応じた追加をするとともに医療機械備品の整備をする。

事業名	事業概要	備考
救護所整備事業	救護所医療資機材定期更新	H17～

(4) 水道施設の整備

ア 事業の目的

水道施設の被害を防止するとともに、発災後速やかに応急給水を実施するため、水道施設の整備を促進する。

イ 整備の水準

応急給水に必要な水源を確保するために配水池を整備する。また、重要給水施設等への給水を円滑にするために取水、導水、送水及び配水の基幹施設の耐震性を強化する。

事業名	事業概要	備考
生活基盤施設耐震化等交付金事業	基幹管路の耐震化	
緊急地震・津波対策等交付金事業	配水池の耐震化	

2 避難場所・避難路の整備

(1) 避難場所の整備

ア 事業の目的

避難困難地区の解消、受入能力の増強等避難危険の解消を図る。

イ 整備の水準

基本的に各地区に避難場所は整備されているが、今後はオープンスペースを確保するために防災公園の整備促進を図る。

また、津波から命を守るため、地域に津波避難施設の整備を図る。

事業名	施工箇所	備考
22世紀の丘公園の整備	掛川市満水地内(20.8ha)	H17～H21
津波避難施設の整備	津波による浸水が想定される地域	H23～

ウ 整備への補助制度

民間の事業者が、従業員のみならず地域住民も対象とした津波避難施設を設置する場合は、市として補助制度を創設し、津波避難施設の整備促進を図る。

事業名	補助内容	備考
津波避難施設等整備事業費補助金	経費の1/3以内、1000万円を限度	H23～

(2) 避難路の整備

ア 事業の目的

避難時間の短縮、看板の落下防止や自動販売機の転倒防止など、避難路の安全性向上と避難の円滑化を図る。

イ 整備の水準

狭隘な避難路については拡幅改良を図る。

事業名	施工箇所	備考
市道桜木中横断線道路改良事業	家代・細谷地内	H16～R20
市道郡道坂線道路改良事業	水垂・初馬地内	H19～R4
市道三井幹線道路改良事業	三井地内	H19～R10
市道居尻黒俣線道路改良事業	黒俣地内	H13～R7
市道高山西之谷線道路改良事業	久居島・中西之谷地内	H13～R7
市道長間線道路改良事業	上西郷地内	H18～R1
市道明ヶ島線道路改良事業	上西之谷地内	H16～R7
市道桜木中央線道路改良事業	下垂木地内	H20～R6
市道西大淵174号線道路改良事業	西大淵地内	H16～H28
市道掛川高瀬線道路改良事業	結縁寺～岩井寺地内	H28～R4
市道掛川駅梅橋線道路改良事業	領家地内	H28～R7

3 緊急輸送路の整備

(1) 道路の整備

ア 事業の目的

緊急輸送路として、避難場所等応急活動拠点を相互に連絡する市道を選定し、人員、物資の輸送に支障のないよう整備し、緊急輸送路に面した建物で、倒壊が予想される建物等について調査を行う。

第1次、第2次輸送ルートに関しては県と協議し整備を要望していく。

イ 整備の水準

大規模地震により大きな被害が予想される市管理の道路及び橋梁の整備を行う。

(2) ヘリポートの整備

臨時ヘリポート開設予定施設について、緊急輸送及び救護活動等において支障がないよう周辺地域における進入路の整備を図るとともに、開設に必要な付帯設備の整備を推進する。

4 防災上重要な建物の整備

(1) 医療救護施設の整備

ア 事業の目的

地震発生後において救護所等の診療機能の維持を図るため、必要な設備、医療資機材及び通信資機材の整備を図る。

イ 整備の水準

- ・救護所・救護病院及び広域救護病院等を有機的に結びつけ、医療救護活動を迅速、的確に実施できるようにする。
- ・在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化を図るとともに、病院のライフライン対策を講じ患者の生命と安全を確保する。

(2) 学校施設の整備

ア 事業の目的

生徒等の生命の安全確保を図るとともに災害応急対策の円滑化を図る。

イ 整備の水準

小・中学校の校舎、屋内運動場について、老朽対策としての耐力度調査を実施し、改築又は改良を推進する。

事業名	事業概要	備考
屋内運動場耐震化事業	土方小学校屋内運動場耐震化事業 佐東小学校屋内運動場耐震化事業 中小学校屋内運動場耐震化事業	時期未定 時期未定 時期未定

(3) 社会福祉施設の整備

ア 事業の目的

社会福祉施設の入所者等の安全と福祉避難所の確保を図り、自力での避難が困難な者を地震災害から守る。

イ 整備の水準

耐震診断の結果により改築、補強を行うとともに、ガラス飛散防止工事を行う。

(4) 地域コミュニティ施設の整備

ア 事業の目的

公民館、公会堂等、地域住民が利用するコミュニティ施設の新築・改築を支援し、防災拠点としての機能を確保する。

イ 整備の水準

計画的な新築・改築を実施する。

事業名	事業概要	備考
掛川市コミュニティ施設整備事業	地区集会施設の新築・改築	H19～

(5) 市庁舎の整備

ア 市庁舎には、市内各地に点在する防災拠点の中核として大きな役割があり、その機能を十分発揮するためには日頃からの防災資機材の整備が必要となる。ここでは、市庁舎及び防災資機材の整備について示す。

イ 庁舎施設設備の整備

- ・事業の目的  
地震災害対策本部として速やかに機能可能な環境を確保する。
- ・整備の水準  
各フロアーに設置してあるロッカー、書棚等の固定、窓ガラスの飛散防止等を行う。

ウ 防災活動資機材の整備

- ・事業の目的  
市地震災害対策本部としての機能が発揮できるよう資機材の充実強化を図る。
- ・整備の水準  
地震災害の拡大を防ぐとともに、応急復旧活動に必要な資機材を整備する。

事業名	事業概要	備 考	
食料、毛布の備蓄	非常食 20,000 食／年 毛布 720 枚／年	H17～ 〃	避難所への 中期避難人
救護所の充実	救護器材及び救急医療用品更新	H17～	
仮設トイレ	ポータブル型トイレ 32 基／年 収納袋等 288 セット／年 マンホール設置型トイレ 15 基／年	H17～ 〃 〃	

5 災害の防止事業

(1) 山崩れ、地すべり等の防止

ア 事業の目的

地震防災応急対策及び災害応急対策を円滑に実施するため、地震により災害の発生が予想される土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。

イ 整備の水準

土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）のうち、避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、地震防災上危険度の高い地区について危険区域の指定をするとともに、防災施設の整備を図り、地震時における災害の発生を抑制し、被害の軽減を図る。

また、人家、道路等を下流域に持つ危険なため池については、貯水の放流、調整等の措置ができるように堤体の補強及び付帯構造物の新設、改修を計画的に行う。

なお、土石流危険箇所、**土砂災害警戒区域**及びため池の現況は資料編（2-1-6 から 2-1-10）のとおりである。

(2) 津波による災害の防止

ア 事業の目的

津波により著しい災害が生じるおそれのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るために、津波保全施設の整備を図る。

イ 整備の水準

東海又は神奈川県西部地震による津波浸水被害が想定される地域において、被害想定 of 津波に対応できるように、必要に応じて堤防護岸の新設、かさ上げ、防潮水門、海岸防災林の整備を図る。



## 第3節 地震防災緊急事業5箇年計画

【担当部署：関係各課、消防本部】

東海地震等による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策の実施に関する目標として「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」を位置づけ、地震防災上緊急に整備すべき施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業5箇年計画を作成・実施する。

平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画に続き、令和3年度から令和7年度までの第6次五箇年計画を策定し、実施している。

### 第1 対象事業の範囲

#### 1 要件

- (1) 県地域防災計画（市事業は市地域防災計画にも）に定められた地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事業であること。
- (2) 県地域防災計画に目標が定められている場合は、当該目標に即した事業であること。
- (3) 市防災計画書に定めていること。

#### 2 対象事業の範囲

- (1) 避難場所
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (12) (7)～(11)までのほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (13) 海岸保全施設又は河川管理施設
- (14) 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
- (15) 地域防災拠点施設
- (16) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (17) 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (18) 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (19) 救護設備等地震災害時における応急措置に必要な設備又は資機材
- (20) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

## 第2 地震防災緊急事業5箇年計画

市は、地震防災緊急事業5箇年計画に基づき、地震防災緊急事業を危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め推進することとする。また、県の事業実施に当たってはそれに協力する。

### 1 防災業務施設の整備

#### (1) 消防用施設の整備及び消火用水対策

##### ア 事業の目的

地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防用施設及び消火用水の確保に必要な施設の整備を図る。

##### イ 整備の水準

消防力の整備指針及び消防水利の基準に基づき消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽等を整備する。

#### (2) 通信施設及び情報伝達施設の整備

##### ア 事業の目的

電話のふくそう、途絶が予想される地震災害時において、被害状況を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策を円滑に実施するため、防災関係機関の情報収集及び伝達に必要な無線通信施設の整備を図る。

##### イ 整備の水準

地震災害時における市及び市内の防災関係機関、生活関連機関の情報連絡網を確保するため、地域防災無線を整備する。

### 2 地域の防災構造化

#### (1) 避難場所の整備

##### ア 事業の目的

地震災害時における近隣住民の円滑な避難及び救援・復旧活動の拠点を確保するため、避難地の整備を図る。

##### イ 整備の水準

既成市街地の区域及びその周辺の地域において、広域避難地、一次避難地となる公共空地の整備を図る。

#### (2) 避難路の整備

##### ア 事業の目的

幹線避難路等市長の指定する避難路について、避難所要時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。

##### イ 整備の水準

人口の集中した地域において、広域避難地へ至る幹線避難路について拡幅改良を行うとともに、老朽橋の架け替えを行う。また、農村・山村における避難路として、1次避難地へ通ずる農道の整備を図る。

#### (3) 消防活動用道路の整備

##### ア 事業の目的

人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分に整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれのある区域において、消防活動の円滑化、延焼の防止を図るため、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。

##### イ 整備の水準

幅員が狭小な道路について消防車両の通行が可能な道路への整備を促進する。

(4) 共同溝等の整備

ア 事業の目的

地震発生時における電柱等の倒壊による交通の遮断を回避し、電力供給施設の耐震性を高めるため、電線類の地中化を図る。

イ 整備の水準

電線共同溝事業を推進する。

(5) 老朽住宅密集対策

ア 事業の目的

地震発生時において、建築物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

イ 整備の水準

土地区画整理事業及びまちづくり交付金により解消を図る。

3 市指定緊急輸送路の整備

(1) 道路の整備

ア 事業の目的

知事の指定する緊急輸送路と、市の防災拠点（本部、支部、避難所等）とを連絡する道路を指定し、地震災害時に人員・物資の輸送に支障のないよう整備を図る。

イ 整備の水準

市指定の緊急輸送路のうち集落孤立の危険性が高い地域、緊急輸送路に指定された都市計画道路、緊急時に迂回路としての効果が見込める農道の整備を図る。

4 防災上重要な建物の整備

(1) 社会福祉施設の整備

ア 事業の目的

自力避難が困難な社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため、特別養護老人ホーム、障害者支援施設、母子生活支援施設、保育所及び認定こども園等の施設の耐震化を図る。

イ 整備の水準

特に自力避難が困難な者が入所する施設や、現存率の低い施設を重点的に改善又は補強を行う。

(2) 公立幼稚園・小中学校施設の設備

ア 事業の目的

園児・児童、生徒の生命の安全を確保し、すみやかな教育活動の再開をはかるため、耐震補強計画や不適格改築計画の設計及び工事を計画的に実施し、学校施設の耐震化を図る。

イ 整備の水準

公立幼稚園・小中学校の補強工事や改築工事を行う。

5 災害の防止事業

(1) 土砂災害の防止

ア 事業の目的

地震発生時における土砂災害の発生を抑制し、被害の軽減を図るため、人家に大きな被害が予測されるなど地震防災上緊急度の高い箇所について、防災施設を整備する。

イ 整備の水準

家屋の密集している地域のうち土砂災害の発生する危険が著しい箇所について整備を所轄関係機関へ要望する。

(2) 津波による災害の防止

ア 事業の目的

津波により著しい災害が生じるおそれのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るため、海岸保全施設の整備を図る。

津波・高潮危機管理対策は、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び津波対策の促進により、津波・高潮発生時における人命の優先的な保護を推進することを目的としており、津波避難施設や津波情報施設の設置、津波ハザードマップ作成を支援する堤防の耐震調査などの対策を実施する。

イ 整備の水準

地震による津波浸水被害が想定される地域において、被害想定 of 津波高に対応できるように、堤防・護岸の新設及び嵩上げ、防潮水門の新設及び遠隔自動操作化を所轄機関へ要望する。

6 災害応急対策用施設等の整備

(1) 水道施設の整備・自家発電設備等の整備

ア 事業の目的

地震発生時において、地域住民等の安全を確保するため、飲料水等の生活用水及び電源の確保に必要な施設又は設備の整備を図る。

イ 整備の水準

飲料水、生活用水を確保するため、水道施設及び簡易水道施設に係る配水池の耐震化及び緊急遮断弁を整備する。

水道施設の配水池等貯水施設から飲料水、生活用水を配送するため、給水車を整備する。

## 地震対策編 第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

- 第1節 南海トラフ地震(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置
- 第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

### 第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、市は国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、以下のとおり定める。

また、市は「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討 静岡県版ガイドライン」等を参考に、地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。

なお、防災関係機関の実施すべき防災対応についても、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、本節において定める。

#### 第1節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

##### 第1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等

南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時の市の防災対応の概要について定める。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時	事前配備体制(情報収集体制)をとる。 ※ 第5章第1節防災関係機関の活動第2 市の活動の「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表された場合に準ずる。

#### 第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

##### 第1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の伝達等

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時の市の防災対応の概要について定める。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時	事前警戒体制(警戒体制) 事前配備体制に総務担当を加え、それらの班長及び副班長参集。必要な対応について検討を行う。 その他に次の措置を講ずる。 ア 市民への広報(呼びかけ) イ 所管する防災上重要な施設等の点検 ウ 大規模地震発生後の災害応急対策の確認 エ 動員体制の確保  ※ 本体制は1週間継続するため、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

## 地震対策編 第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

### 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

#### 第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

周知及び呼びかけの方法は、「別紙 地震防災応急対策 第3節 広報活動」に準ずる。

#### 第3 災害応急対策をとるべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は、1 週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

#### 第4 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震の備えを再確認するものとする。

### 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

#### 第1 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の市の防災対応の概要について定める。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	<p>災害対策本部体制（災害警戒本部） 全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。 災害対策本部会議を開催し、必要な対応について検討を行う。 その他に次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 情報の伝達</li><li>イ 必要な事業を継続するための措置</li><li>ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置</li><li>エ 施設及び設備等の点検</li><li>オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置</li><li>カ 防災対応実施要員の確保等</li><li>キ 職員等の安全確保</li></ul> <p>※ 本体制は1週間継続するため、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。</p>

## 地震対策編 第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

### 第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民等に対して、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

周知及び呼びかけの方法は、「別紙 地震防災応急対策 第3節 広報活動」に準ずる。

### 第3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

### 第4 避難対策等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難の計画を定める。

#### 1 避難対策の基本方針

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、市が地域防災計画において明らかにした津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、発表時に避難（自主避難）の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の市民等は、必要に応じて危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難場所へ自主避難する。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難場所までの距離が遠い等の理由により、後発地震が発生してからでは迅速・円滑な避難が困難な地域にあって、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者等（介護者を含む）は、速やかに自主避難を実施する。

なお、この場合、市はあらかじめ自主防災組織や避難場所の施設管理者等と十分に調整を図り、避難行動要支援者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておく。

イ 避難対象地区の市民等が避難場所まで自主避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の市民等については、地域の実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実行性を確保するよう努める。

ウ 避難場所では、自主防災組織の単位で行動する。

エ 避難誘導や避難場所での生活に当たっては、要配慮者に配慮する。

オ その他の地域の市民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空き地等へ自主避難する。

#### 2 避難指示等の基準

##### ア 指示等の基準

市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、原則として避難対象地区の市民等に対して「自主避難の呼びかけ」を行う。

##### イ 指示等の伝達方法

- ・市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、速やかに避難対象地区の市民等に対し、同時通報用無線、広報車等により「自主避難の呼びかけ」を行う。また、警察官、海上保安官に対し、「自主避難の呼びかけ」の伝達について協力を要請する。
- ・市は、必要に応じ避難の「自主避難の呼びかけ」に関する放送を県に依頼する。

## 地震対策編 第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

### 3 避難に関する情報の平時からの習知

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が、事前に南海トラフ地震臨時情報そのものを理解している必要がある。

このため、市は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ地震臨時情報の内容や情報が発表された場合にとるべき以下の事項等について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるよう努める。

ア 避難対象地区の地区名等

イ 家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認

ウ 安全な避難場所・避難経路等の確認

エ 避難行動における注意事項

### 4 避難計画の作成

避難実施等措置者は、あらかじめ市、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難場所、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を、別に定める指針による作成し、地域住民、施設利用者に周知徹底し、避難の円滑化を図る。

避難計画の策定に当たっては、避難行動要支援者の避難誘導、避難所での生活等に配慮する。

### 5 避難所の運営

避難所の運営については、「別紙 地震防災応急対策 第7節 第2 避難所の設置及び避難生活」の定めに準じて対応するものとする。

#### ア 基本方針

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、避難を必要とする者のために避難所を設置するとともに、避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

#### イ 避難所の設置及び避難生活

##### ① 避難生活対象者

避難所で避難生活する者は、津波や山・がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。

##### ② 設置場所

- ・津波や山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。
- ・原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。

##### ③ 設置期間

国が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、後発地震に備え避難すべきとした1週間を目安に体制を継続する。

##### ④ 避難所の管理・運営等

市は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。

## 第5 消防機関等の活動

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合において、消防機関・消防団及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- ・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達



## 地震対策編 第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

### 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

#### 第6 警備対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- ア 正確な情報の収集及び伝達
- イ 不法事案等の予防及び取締り
- ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

#### 第7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

##### 1 水道

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

##### 2 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

##### 3 ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

##### 4 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。

##### 5 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする、なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用に努めるものとする。

#### 第8 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

#### 第9 交通

##### 1 道路

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者がとるべき行動について、地域住民等に周知するものとする。

##### 2 海上及び航空

海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する

地震対策編 第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置  
安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

空港管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。

3 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波による浸水のおそれのある地域については、津波等への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、当該情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

第10 市自らが管理等を行う施設等に関する対策

1 防災上重要な施設に対する措置

防災上重要な施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、市が行う点検、整備等について以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

区 分	内 容
河川及び海岸保全施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水門・樋門・陸閘について、閉鎖状況を確認し、津波の発生に備えて閉鎖手段を確認する。</li> <li>・施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を講ずる。</li> <li>・管理システム、防災システム等の操作手順を確認し、必要な点検を実施する。</li> </ul>
ため池及び用水路	<p>ため池及び農業用水路について、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてため池からの放流、用水路の断水又は減水を行えるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。</p>
道路	<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。</p>
砂防、地すべり、急傾斜、治山等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、市は土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のため、国・県との連絡体制を整える。</li> <li>・巨大地震発生時の土砂災害警戒情報の運用について、静岡地方気象台と確認する。</li> </ul>
工事中の公共施設、建築物、その他	<p>地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講ずる。</p>
本庁、支所及びその他災害応急対策上重要な庁舎	<p>本庁、支所舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。</p>
水道水供給施設及び工業用水道施設	<p>溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。</p>

地震対策編 第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

2 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置

市が管理し、不特定かつ多数の者が出入りする施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、市が行う防災対応を以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

なお、市以外が管理する施設等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応については、下記内容を参考にしてそれぞれ施設の管理者が定めるものとする。

区 分	内 容
各施設が共通して定める事項	ア情報の伝達 イ必要な事業を継続するための措置 ウ日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ施設及び設備等の点検 オ地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ防災対応実施要員の確保等 キ職員等の安全確保
施設の特性に応じた主要な個別事項	<p><b>病院</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則、営業を継続するものとする。</li> <li>また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法をあらかじめ定める。</li> <li>入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。</li> <li>入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。</li> </ul> <p><b>学校</b></p> <p>児童生徒等の安全確保のために必要なあ具体的措置について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校、特別支援学校の1週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。</li> <li>避難対象地域に指定されていない地域にある学校については、避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。</li> </ul> <p><b>社会福祉施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。</li> </ul> <p>なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や、生活環境の変化などにより体調を崩すことも想定されることから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、浸水しない上層階が同一施設にあり、かつ安全が確保される場合は垂直避難も検討するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難対象地域内にある施設は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等をあらかじめ定める。この場合において、要配慮者等の避難誘導について、配慮するものとする。</li> </ul>

## 地震対策編 第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

### 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

#### 第11 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

市以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

## 第5章 災害応急対策

地震災害が発生した場合の市、防災関係機関、事業所及び市民等の災害応急対策について定める。

本計画は、来るべき災害について被害を最小限とするための対応のあり方を記載しているが、海溝型巨大地震が発生した場合は甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような、これまでの大規模災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物質の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、各々の職掌において柔軟に対応し、最善の応急策を講ずる。

### 第1節 防災関係機関の活動

【担当班：全班】

#### <計画作成の主旨>

地震発生時の市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要について定める。

#### <計画の内容>

##### 第1 初動対応の基本的考え方

市及び防災関係機関においては、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及び必要な人的・物的資源を優先的に配分する。

##### 第2 市の活動

###### 1 掛川市災害対策本部の設置

- (1) 市長は、震度5弱以上を観測する地震が発生した場合、又は、市域に相当規模以上の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、地震災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、掛川市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき、震度4を観測する地震を覚知したときは、事前配備体制を組織する。
- (3) 事前配備体制から災害対策本部に移行する場合、事務の継続性の確保に配慮する。
- (4) 災害対策本部の設置については、県及び防災関係機関と一体となった体制が整うよう配慮する。

事前配備体制及び災害対策本部の職員配備体制の基準・内容は以下に示すとおりである。

区分	配備基準	配備内容	体制	市民	
災害対策本部運営要領による配備	事前配備体制	(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき  (2) 震度4を観測する地震を覚知したとき	(1) 出動した職員を、危機管理課まで報告。 (2) 各担当の状況確認等の実施  (3) 一定時間ごとに、防災会議室の打ち合わせに出席し、状況報告と全体状況の把握 (4) 状況をPCに随時、入力	管理調整担当、情報担当、支所  管理調整担当、情報担当、広報・市民担当、土木担当、農林担当、福祉・ボランティア・遺体措置担当、支所参集（※1）	-
	事前警戒体制	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときが発表されたとき（※2）		上記体制に総務担当を加え、それらの班長及び副班長参集	避難指示により避難  市民への情報提供
	災害対策本部体制	(1) 震度5弱以上を観測する地震を感知したとき (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（※2）	(1) 各班のマニュアルによる活動の実施 (2) 関係機関、協定締結先への応援要請 (3) 被害状況の取りまとめ	全職員：本部員、支部員参集	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）のみの場合、市内全域に高齢者等避難の発令

※1 災害の状況に応じ、各担当班長の指示により、配備体制を強化する。

※2 本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

## 2 現地災害対策本部

災害対策本部長が必要と認めた場合には、災害対策本部長は、災害発生地域に現地災害対策本部を設置し、現地災害対策本部長（副市長）及び現地災害対策本部員、その他の職員を配置することができる。

## 3 災害対策本部機能の代替え

### (1) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、市庁防災会議室とする。

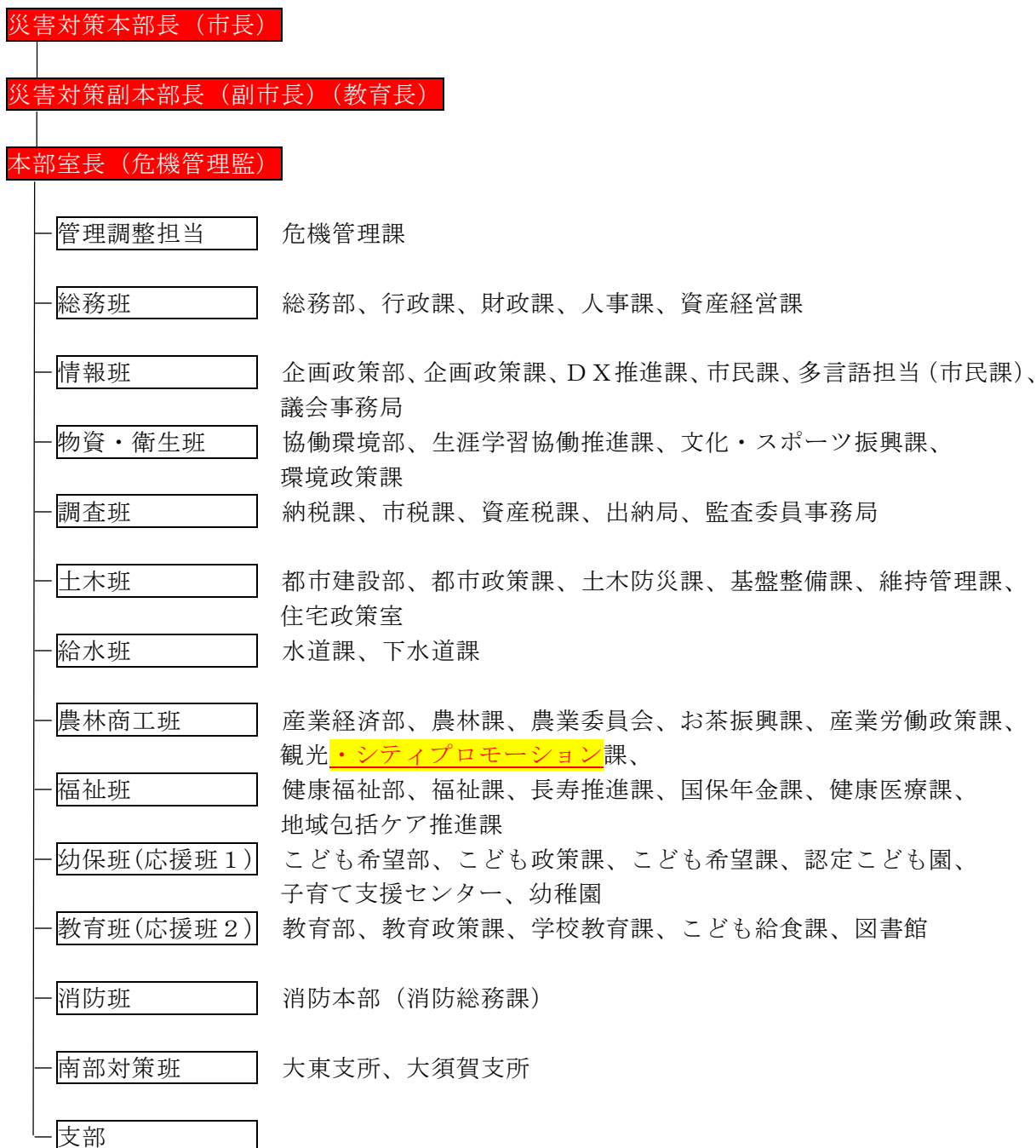
### (2) 災害対策本部長等の代理順位

災害対策本部等は、市長が不在の場合は、次の順位によりその職務を代行する。

	第1順位	第2順位	第3順位
災害対策本部	市長	副市長	教育長

- 4 災害対策本部の組織  
 災害対策本部の組織は次のとおりである。

### 掛川市災害対策本部組織図



## 5 所掌事務

災害対策本部の編成及び運営は、掛川市災害対策本部条例（平成17年4月1日掛川市条例第80号）及び掛川市災害対策本部運営要領の定めるところによる。

(1) 災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

- ア 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- ウ 消防、水防、その他の応急措置
- エ 被災者の救助、救護、その他の保護
- オ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊等の受入
- カ 施設及び設備の応急の復旧
- キ 防疫その他の保健衛生
- ク 避難指示又は警戒区域の設定
- ケ 緊急輸送の実施
- コ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給
- サ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携
- シ 県との「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」受入に関する連携
- ス 自主防災組織との連携及び指導
- セ ボランティアの受入れ

(2) 消防並びに水防関係機関の実施事項

消防本部等は、災害対策本部並びに関係機関と緊密に連携し、次の事項を行う。

- ア 消防本部及び消防署
  - ・被害状況等の情報の収集と伝達
  - ・消火活動、水防活動及び救助活動
  - ・地域住民等への避難指示の伝達
  - ・火災予防の広報
- イ 消防団、水防団
  - ・被害状況等の情報の収集と伝達
  - ・消火活動、水防活動及び救助活動
  - ・避難地の安全確保及び避難路の確保
  - ・地域住民等の避難地への誘導
  - ・危険区域からの避難の確認
  - ・自主防災組織との連携、指導、支援

## 6 職員の動員（配備）

災害対策本部員（支部員）及びその他の職員の動員については、掛川市災害対策本部運営要領に基づく地震、津波、水害、土砂災害時の出動基準に従い、情報収集に努め、適切な状況判断を行い参集する。

資料編 1-1-1 職員出動基準

## 7 消防団員の動員

市長は、災害の発生のおそれがあるとき、又は災害が発生し、応急措置の実施が必要であると認めるときは、消防団長に対し出動を命ずる。



8 防災会議の開催等

- (1) 災害対策本部が設置された場合、必要に応じ、防災会議を開催し、災害応急対策の連絡調整、応急対策の計画作成、災害応急対策の実施推進を行う。
- (2) 招集される防災会議の委員は、災害応急対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲とする。
- (3) 防災会議の委員は、災害対策本部との連絡を図るため、必要に応じ職員を災害対策本部へ派遣する。
- (4) 防災会議の運営に当たっては、市災害対策本部の本部員会議との継続性の確保について配慮する。

- 資料編 1-1-1 掛川市防災会議条例
- 資料編 1-1-2 防災会議編成表
- 資料編 1-1-3 掛川市災害対策本部条例
- 資料編 1-1-4 掛川市災害対策本部運営要領
- 資料編 1-1-5 掛川市災害対策本部組織図
- 資料編 1-1-6 掛川市災害対策本部事務分掌
- 資料編 1-1-7 災害対策支部・救護所一覧表一覧表
- 資料編 1-1-8 配備基準及び出動計画

第3 警察（掛川警察署）の活動

掛川警察署は、地震による重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、被害者の救出・救助活動等、所要の災害警備活動を行う。

主な活動は次のとおり。

- 1 情報の収集・提供（県警ヘリコプターによる偵察を含む）
- 2 救出・救護
- 3 遺体の検視・見分
- 4 避難指示の伝達、退去の確認、避難地・避難所・救護所の安全確保、秩序維持
- 5 警戒区域の防犯パトロール
- 6 社会秩序維持等のための取締り等
- 7 交通路、避難路、緊急輸送路の確保

第4 防災関係機関の活動

防災関係機関が、災害応急対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

1 指定地方行政機関

機関名	災害応急対策として講ずる措置
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	(1) 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払い戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払い猶予、営業停止等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請する。 (2) 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付けの適切な措置

機関名	災害応急対策として講ずる措置
総務省 東海総合通信局	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理
厚生労働省静岡労働局（磐田労働基準監督署）	（１）事業所等の被災状況の把握 （２）大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導
農林水産省関東農政局静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所、清水港湾事務所）	<p>管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。</p> <p>（１）災害予防 ア 所管施設の耐震性の確保 イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 オ 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施</p> <p>（２）初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、緊急調査の実施、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、災害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>（３）応急・復旧 ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施 イ 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 ウ 所管施設の緊急点検の実施 エ 海上の流出油災害に対する防除等の措置 オ 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付（ただし、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う） カ 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</p>
国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）	<p>（１）陸上輸送に関すること ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に 関しての措置 イ 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん</p> <p>（２）海上輸送に関すること ア 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請 イ 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請</p>
国土地理院中部地方測量部	<p>（１）災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>（２）災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>（３）災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>（４）災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>

機関名	災害応急対策として講ずる措置
海上保安庁 第三管区 海上保安本部	(1) 災害予防 ア 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施 イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 ウ 港湾の状況等の調査研究 (2) 災害応急対策 ア 船艇、航空機等による警報等の伝達周知 イ 船艇、航空機等を活用した情報収集 ウ 活動体制の確立 エ 船艇、航空機等による海難救助等 オ 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送 カ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 キ 要請に基づく関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 ク 排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等 ケ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 コ 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 サ 海上における治安の維持 シ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査 (3) 災害復旧・復興対策
林野庁関東森林管理局 (天竜森林管理署)	県及び市町からの要請に対する災害復旧用材（国有林材）の供給
気象庁東京管区気象台 (静岡地方気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。 (4) 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。 (5) 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。
環境省関東地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 (3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	(1) 所管財産使用に関する連絡調整 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

機関名	災害応急対策として講ずる措置
日本郵便株式会社東海支社	(1) 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策の実施 ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ 被災者救助団体に対するお年玉はがき寄附金の配分 (2) 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。
東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社	(1) 鉄道防災施設の整備 (2) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 (3) 災害時の応急輸送対策 (4) 災害時における応急救護活動 (5) 応急復旧用資材等の確保 (6) 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 (7) 被災施設の調査及び早期復旧
西日本電信電話株式会社(静岡支店)、株式会社NTTドコモ東海支社(静岡支店)	(1) 電気通信施設の防災対策及び復旧対策 (2) 電気通信の特別取扱い (3) 気象警報の伝達(西日本電信電話株式会社) (4) 防災関係機関の重要通信の優先確保 (5) 被害施設の早期復旧 (6) 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
日本赤十字社(静岡県支部)	(1) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること (2) 血液製剤の確保及び供給のための措置 (3) 被災者に対する救援物資の配布 (4) 義援金の募集 (5) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 (6) その他必要な事項
日本放送協会(静岡放送局浜松支局)	気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報
中日本高速道路株式会社(静岡保全・サービスセンター(東名)、浜松保全・サービスセンター(新東名))	(1) 管轄する道路の建設及び維持管理 (2) 交通状況に関する関係機関との情報連絡 (3) 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 (4) 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 (5) 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
岩谷産業株式会社 アストモエネルギー株式会社 株式会社ジャパノカステナ ー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社(浜松支店)、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行 (2) 災害時の応急輸送対策

機関名	災害応急対策として講ずる措置
中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社(掛川営業所・島田電力センター)	(1) 電力施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 (2) 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報
KDDI株式会社(中部総支社) ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス	地方公共団体からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施

### 3 指定地方公共機関

機関名	災害応急対策として講ずる措置
一般社団法人静岡県医師会(一般社団法人小笠医師会)、一般社団法人静岡県歯科医師会(小笠掛川歯科医師会)、公益社団法人静岡県薬剤師会(小笠袋井薬剤師会)、公益社団法人静岡県看護協会(静岡県看護協会中東遠支部)、公益社団法人静岡県病院協会(静岡県病院協会西部支部)	(1) 医療救護施設における医療救護活動の実施 (2) 検案(公益社団法人静岡県薬剤師会及び公益社団法人静岡県看護協会を除く。) (3) 災害時の口腔ケアの実施(一般社団法人静岡県歯科医師会)
都市ガス会社 (中遠ガス株式会社)	(1) ガス供給施設の防災対策 (2) 二次災害の発生防止のための緊急遮断 (3) 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 (4) 必要に応じて代替燃料の供給 (5) 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県LPガス協会(西部支部)	(1) ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 (2) 被災施設の調査及び復旧 (3) 需要家へのガス栓の閉止等の広報 (4) 必要に応じた代替燃料の供給の協力
しずてつジャストライン株式会社、天竜浜名湖鉄道株式会社、遠州鉄道株式会社	(1) 鉄道施設の整備 (2) 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 (3) 災害時の応急輸送対策 (4) 被災施設の調査及び復旧
民間放送機関(静岡放送株式会社・株式会社テレビ静岡・株式会社静岡朝日テレビ・株式会社静岡)	気象予警報、災害情報その他あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報

機関名	災害応急対策として講ずる措置
第一テレビ・静岡エフエム放送株式会社)	
一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部）	協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行
土地改良区（大井川右岸土地改良区、牧之原畑地総合整備土地改良区）	(1) 土地改良施設の防災計画 (2) 農地たん水の防排除活動(用水の緊急遮断) (3) 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧 (4) 地震発生時に消防機関が行う消火活動への協力
一般社団法人静岡建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	(1) 緊急事態を想定した訓練の実施 (2) 緊急事態発生時の静岡空港現地対策本部の設置 (3) 空港利用者の避難場所等の確保及び調整 (4) 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 (5) 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

#### 4 その他の公共的団体

機関名	災害応急対策として講ずる措置
掛川市農業協同組合、遠州夢咲農業協同組合	食料及び緊急物資の調達に対する協力
掛川商工会議所、 <b>掛川みなみ商工会</b>	食料及び緊急物資の調達に対する協力
掛川建設業協同組合、大東町建設事業協同組合、大須賀町建設事業協同組合	人命救助、道路整備、倒壊家屋の撤去等の活動に必要な重機材の提供と協力
掛川観光協会（掛川支部、大東支部・大須賀支部）	(1) 観光事業者の被害状況のとりまとめ (2) 観光客及び観光施設の被害のとりまとめ
交通安全協会掛川地区支部	(1) 交通規制等の役務提供 (2) 路側における広報活動時の役務提供
社団法人日本下水道管路管理業協会	下水道管の被災状況調査、応急復旧活動の協力
掛川市上下水道協同組合、掛川市管工事業協同組合	(1) 給水活動への協力 (2) 災害時における応急復旧対策についての協力

#### 第5 県との連携

市は、県による現地災害対策本部が設置された際には、現地災害対策本部との連携を密にして円滑な応急対策を推進する。

また、様々な災害の様態に的確に対応するため、県をはじめとする他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化に努める。

## 第2節 情報活動

【担当班：管理調整担当、総務班、情報班、調査班】

### <計画作成の主旨>

地震による被害を最小限にとどめるためには、情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。

そのため、情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、県、市及び、防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図り緊密な連携の下災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する。

### <計画の内容>

#### 第1 地震防災情報

地震防災情報は、本編 第4章 第2節 第1「地震防災情報」の定めに従う。

#### 第2 基本方針

##### 1 県との情報活動の緊密化

(1) 情報の収集及び伝達は、各相互間のルートを基本として、掛川警察署及び防災関係機関と緊密な連絡の下を行う。

- ア 災害対策本部と県災害対策本部西部方面本部
- イ 県災害対策本部と県災害対策本部西部方面本部

(2) 情報活動の緊密化のため、派遣される掛川警察署の警察官及び県災害対策本部西部方面本部職員の受入れを行う。

##### 2 情報活動の迅速的確化

災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い班等を「情報広報実施要領」に定める。また、第1報を的確に把握するため、宿・日直による24時間体制で行う。

##### 3 防災関係機関相互の連携体制の構築

市、県及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム(総合防災情報システム及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムである SIP4D(基盤的防災情報流通ネットワーク)に集約できるよう努めるものとする。

#### 第3 情報の内容等

##### 1 地震情報等の受理、伝達、周知

(1) 市は、気象庁が発表した地震情報等について、県(災害対策本部西部方面本部)等を経由する連絡網等により収集する。

(2) 災害対策本部設置前においては、危機管理課において受理する。

(3) 市は、地震に関する情報を受領した場合は、直ちに、その内容のラジオ、テレビ等の報道に特に注意するとともに、警察署及び消防本部と連絡を密にし、的確な地震情報の把握に努める。

(4) 情報の伝達

地震情報等は、庁内放送や同時通報用無線、市ホームページ、広報車等を活用して、市民等に対して周知徹底を図る。

- ア 地震動警報（緊急地震速報）
- イ 地震及び津波情報
- ウ 発生が予想される災害の内容（地震情報が未発表のとき）

2 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫すると共に、避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）などを活用して市民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い班等を県に準じ、あらかじめ定めておく。なお、地震発生直後においては災害規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。

また、支部派遣職員を収集伝達責任者と定め、迅速、的確な情報の収集に当たる。

(1) 収集伝達すべき情報の主な種類

- ア 被害状況
- イ 避難の指示又は警戒区域設定状況
- ウ 生活必需物資の在庫及び供給状況
- エ 物資の価格、役務の対価動向
- オ 金銭債務処理状況及び金融動向
- カ 避難所の設置状況
- キ 避難生活の状況
- ク 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
- ケ 応急給水活動状況
- コ 観光客等の状況

(2) 地域の情報収集伝達責任者

地域の情報収集伝達責任者は、本編 第4章 第2節 第2「掛川市 2 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達(2)」の定めに従う。

ただし、責任者は、必要により自主防災組織の長に応援を要請する。

資料編 3-1-1 情報の収集及び基本ルート図

## 第4 災害情報の収集

### 1 掛川市

(1) 地震発生直後の被害情報の収集・報告

ア 市及び消防機関は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するとともに、119番通報に係る状況についても併せて県に連絡する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し被害状況を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

イ 市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した



場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省)又は県に連絡する。

ウ 参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模地震が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。

(2) 被害情報の収集

災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、地域防災無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。

ア 職員派遣による収集

地震発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

イ 自主防災組織等を通じた収集

自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

ウ 収集した被害状況等については、適宜、県及び防災関係機関に報告又は通報する。

2 防災関係機関

災害応急対策に必要な情報は、防災関係機関がそれぞれの責任において収集する。

第5 情報伝達の手段

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。

1 防災行政無線施設

市と県との情報伝達は、防災行政無線を用いる。

- (1) 市は災害時における緊急・救助、医療及び消火にかかる情報の収集・連絡等の重要性に鑑み、防災行政無線等通信手段の確保に努める。
- (2) 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確保し、支障が生じた施設の復旧を行う。
- (3) 避難場所となった学校等と市庁舎との通信手段の確保に努める。あわせて、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

2 電気通信施設の利用

災害時において電気通信施設がふくそうした場合は、非常電話又は電報を利用し、通信を確保する。

(1) 非常通話用の指定

災害応急対策の実施責任を有するものは、あらかじめ非常通話の電話番号を申請して、その承認を受ける。

通信依頼先	依頼方法	担当責任者	手続
NTT 西日本	非常通話 緊急通話	総務課長	申込み受付番号は、102 番 電話の故障は、113 番 電話の各種サービスは、116 番
NTT 西日本	非常電報 緊急電報	総務課長	申込み受付番号は、115 番 「非常電報」又は「緊急電報」である旨を告げる。

3 専用通信施設の利用

(1) 市が設置している専用通信施設は下記のとおりであるが、震災時における通信連絡に当たっては、それぞれの施設を有効に活用する。特に、移動系無線局については、防災拠点や被災地域に重点配備する。

ア 地域防災無線

災害対策本部と支部、消防本部（署）及び市内主要防災機関、孤立予想地域、消防団及び自主防災組織への伝達

イ 同時通報用無線

市民への伝達

ウ 消防無線

市と消防本部（署）及び消防団への連絡

エ 電話（携帯電話、FAX、インターネットを含む。）

(2) 静岡県地域衛星通信ネットワーク（衛星系）

災害時には、NTTのふくそうが予想されるので、衛星電話での通信確保を図る。

4 電気通信施設が利用できない場合の通信の確保

(1) 他の機関が設置する専用通信施設の利用又は使用方法

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、優先通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために通信が必要な場合は、東北地方非常通信協議会で定めた非常通信計画に基づき、通信を確保する。

(2) アマチュア無線の活用

非常時において、他に通信連絡手段が確保できない場合においては、市内のアマチュア無線局に対して協力を求める。

アマチュア無線協力者については、あらかじめ代表者から最新の名簿の提供を受けるなどにより、把握する。

5 その他の無線及び有線電話等

防災関係機関所属のパーソナル無線、新簡易無線、簡易デジタル無線機、アマチュア無線、有線電話等による非常通信などあらゆる手段を用いて情報の伝達を行う。

6 報道機関への協力要請による伝達

市長は、災害に関して取るべき措置について、関係機関、住民等に対し通知、要請、伝達又は警告等があるときは、報道機関に対し情報を提供し、報道の依頼を行う。

特に避難情報については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。

7 自主防災組織を通じた連絡

主として市が地域内の情報を伝達する場合に活用する。

8 電気事業者

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

## 9 電気通信事業者

通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

## 10 広報車等の活用

市が所有する広報車で市内を巡回し、情報を伝達する。

## 11 急使の派遣

災害により通信が途絶した場合又は通信が著しく困難な場合には、被災状況に応じバイク、自転車、徒歩等により急使を派遣して通信を確保する。

資料編 3-1-2 掛川市防災行政無線管理運用規程

資料編 3-1-3 防災行政無線施設の整備状況一覧表

資料編 3-1-4 消防無線施設の整備状況一覧表

資料編 3-1-5 災害時優先電話、特設公衆電話設置箇所一覧表

資料編 3-1-6 同報無線放送基準・J-ALERT 放送項目

## 第6 報告及び要請事項の処理

### 1 市長に対する報告

(1) 市職員は、災害が発生した場合、又は発生が予想される場合は、被害状況報告書により所管事項に係る被害状況及び災害情報を収集して市長に報告する。

(2) 掛川警察署長は、災害情報を市長に報告する。

### 2 市防災会議に対する報告

必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、市防災会議に報告する。

### 3 被害の調査（り災台帳）（り災証明書）

被害状況の調査にあたっては調査担当員を現地に派遣し、関係機関の協力を得て調査を実施するとともに、り災台帳を整備し、必要があるときは、り災証明書を発行する。

### 4 県等へ報告及び要請事項

市災害対策本部は、「情報広報実施要領」に定める情報項目について、速やかに県災害対策本部西部方面本部を通じ県災害対策本部に対し、報告又は要請を行う。

ただし、報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、市の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、市から直接消防庁に報告する。なお、連絡が付き次第、県災害対策本部西部方面本部に報告する。

#### (1) 被害速報（随時）

市長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、「被害程度の認定基準」に基づき、〔被害速報（随時）〕により県西部方面本部長（西部地域局長）を経て、県本部長（知事）に報告する。

また、被害規模を早期に把握するため、市長は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し、県西部方面本部長（西部地域局長）に報告する。（ただし、県西部方面本部長（西部地域局長）に連絡がつかない場合は県本部長（知事）に、県本部長（知事）に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。

なお、連絡が付き次第、県本部長（知事）及び県西部方面本部長（西部地域局長）に報告する。

(2) 定時報告

市長は、定められた時間に県西部方面本部長（西部地域局長）に定時報告をする。市長は可能な限り最新の被害状況を別表〔災害定時及び確定報告書〕により把握しておくものとする。報告時間については災害発生の都度県が定める。

(3) 確定報告

市長は、被害状況確定後すみやかに別表〔災害定時及び確定報告書〕により県西部方面本部長（西部地域局長）を経由して、本部長（知事）に文書をもって報告する。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡する。

(4) 県本部長に対する要請

県本部長に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。

(5) 報告及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

ア 緊急要請事項

イ 被害状況

ウ 市の災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合及び市の区域内で震度5強以上を記録した場合は（被害の有無は問わない）、直ちにその状況を県災害対策本部及び直接消防庁に原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市は、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行う。

（消防庁応急対策室）

		地域衛星通信ネットワーク	NTT有線
平日 (9:30~18:15)	電話	8-048-500-90-49013	03-5253-7527
	FAX	8-048-500-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電話	8-048-500-90-49101	03-5253-7777
	FAX	8-048-500-90-49102	03-5253-7553

5 防災関係機関

防災関係機関は、「情報広報実施要領」に定める情報項目について速やかに市災害対策本部に対し報告を行う。その主なものは次のとおりである。

(1) 緊急要請事項

(2) 被害状況

(3) 災害応急対策実施状況

資料編 4-1-1 被害程度の認定基準

資料編 4-2-1 一般、地震災害共通様式

資料編 4-2-2 一般災害関係様式

資料編 4-2-3 地震災害関係様式

## 第3節 広報活動

【担当班：情報班】

### <計画作成の主旨>

市と県及び報道関係機関、防災関係機関との協力体制を定め、市民に正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、的確な災害応急対策がなされるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮する。

また、市外に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図る。

市、県及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

### <計画の内容>

広報活動は、本編 第4章 第3節「広報活動」に準ずる他、次の活動を実施する。

### 第1 掛川市

#### 1 広報事項

災害対策本部が広報すべき事項については、その広報基準をあらかじめ資料編(3-1-6)に定め、市民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

広報事項の主なものは、本編 第4章 第3節 第1掛川市「1 広報事項」に定める他、次のとおりである。

災害発生直後
(1) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起
(2) 気象、地象、水象に関する情報
(3) 電気、ガス、水道、下水道、電話、鉄道、道路等の被害状況
(4) 被災地域及び避難所等における犯罪予防等民心安定のための市民に対する呼びかけ
(5) 安否情報
(6) 被害区域及び被害状況に関する情報
(7) 避難(指示・場所等)に関する情報
(8) 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
(9) 豪雨、余震、危険物等による二次災害防止に関する情報(降雨量については、時間雨量のほか累積雨量についても広報する。)
(10) 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
(11) 生活支援(食料・水等の供給)に関する情報
(12) 生活(スーパーマーケット、ガソリンスタンド等)に関する情報
(13) 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
(14) 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
(15) その他社会秩序保持のための必要事項
生活再開時期
(1) 防疫に関する情報
(2) 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報

- |  |
|--|
| (3) 相談窓口の設置に関する情報<br>(4) 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報<br>(5) 市のホームページへの掲載による広報<br>(6) その他必要事項 |
|--|

## 2 広報実施方法

広報の実施に際しては、情報の内容、地域、時期、被災者（一般、高齢者、障がい者、外国人等のほか、在宅での避難者、建設型応急住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に応じた広報を行う。

特に情報伝達は要配慮者、災害により孤立化のおそれがある区域の被災者、帰宅困難者等、情報の入手が困難な被災者に対しても確実に伝わるよう必要な体制の整備に努める。

また、停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。

## 3 県に対する広報の要請

県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

## 4 報道機関に対する広報の要請

市長は、災害に関して取るべき措置について、関係機関、住民等に対し通知、要請、伝達又は警告等があるときは、報道機関に対し情報を提供し、広報の要請を行う。

報道機関に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。広報事項の主なものは、次のとおりである。

### (1) 市民が避難している避難所

### (2) 必要な物資等（ただし、障がいを持つ人など要配慮者等に必要な物資にも十分配慮すること）

資料編 3-1-8 報道機関一覧表

## 5 安否情報

市は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努める。

また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、別に定めた方針（静岡県の策定した「災害時における安否不明者の氏名等の公表について(方針)」、「災害時における行方不明者の氏名等の公表について(方針)」及び「災害による死亡者の氏名等の公表について(方針)」に基づき県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。

## 第2 防災関係機関

### 1 広報事項

広報事項は「情報広報実施要領」の定めるところによるが、その主なものは次のとおりである。

#### (1) 電気、ガス、水道、下水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況

#### (2) 災害応急対策状況及び復旧見込み

### 2 広報実施方法

広報は防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。  
この場合市及び県との連携を密にする。

### 第3 市民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

市民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し適切な行動及び防災活動を行うよう努める。  
情報源とその主な情報内容は次のとおりである。

情報源	情報内容
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	津波警報、知事・市町長の放送要請事項
ラジオ、テレビ	地震情報等、交通機関運行状況等
同時通報用無線、広報車、掛川市メール配信サービス及びホームページ等	主として市町域内の情報、指示、指導等
自主防災組織を通じての連絡	主として市町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
サイレン	津波警報、火災の発生の通報
災害時情報共有システム（Lアラート）	メディアを通じた地域住民に対する災害時の情報伝達

## 第4節 緊急輸送活動

【担当班：管理調整担当、総務班、情報班、土木班、福祉班、物資・衛生班】

### ＜計画作成の主旨＞

災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整などについて定める。

災害時における応急対策従事者及び救護物資の輸送を円滑に処理するため、陸、空の輸送体制を確立し、輸送の万全を期する。災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

市及び県は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

### ＜計画の内容＞

#### 第1 緊急輸送対策の基本方針

- 1 市の災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は市が行うことを原則とする。
- 2 市長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対して必要な措置を要請する。
- 3 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資の輸送体制は県に準じる。
- 4 市は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

#### 第2 緊急輸送の対象とする人員、物資等

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

- 1 災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者
- 2 医療、助産、その他救護等のため輸送を必要とする者
- 3 食料、飲料水及び生活必需品の緊急物資
- 4 り災者を受入るための必要な資機材
- 5 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材
- 6 その他市長が必要と認めるもの

#### 第3 緊急輸送体制の確立

##### 1 陸上輸送体制

交通施設の被害状況を勘案し、緊急輸送路の状況に応じた緊急輸送計画を作成する。

なお、緊急輸送計画の作成に当たっては乗員、機材、燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況輸送必要物資の量を勘案する。

緊急輸送路の区分は別紙第5節 緊急輸送活動 第1「掛川市」のとおりである。



(1) 輸送路の確保

- ア 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。
- イ 災害対策本部は、緊急輸送ルート of 被害状況を把握し、通行可否を確認する。
- ウ 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。

(2) 輸送手段の確保

緊急輸送は、各関係機関の協力を得て次の車両により行う。市長は、管内において輸送手段の調達ができない場合、県又は災害時における応援協定を締結している地方公共団体に協力を要請する。

- ア 市有車両
- イ 運送業者等の車両

(3) 広域物資拠点及び要員の確保

- ア 市の広域物資拠点は別に定める。
- イ 物資の集積配分業務を円滑に行うため、広域物資拠点に必要な応じ市職員を派遣する。  
資料編 3-8-1 緊急輸送路及び幹線道路  
資料編 3-8-2 市内運送業者一覧表

2 航空輸送体制

(1) 輸送施設の確保

- ア ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。
- イ 市は、あらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、県災害対策本部西部方面本部に報告する。
- ウ 一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。

(2) 輸送の手段

緊急輸送は、各関係機関の協力を得て行う。

(3) 緊急物資集積場所及び要員の確保

市は、緊急物資集積場所を確保するとともに必要な応じ連絡調整に当たるため、市職員を派遣する。

資料編 3-8-8 ヘリポート一覧表

資料編 3-8-9 ヘリポートの具備すべき条件

3 緊急輸送のための燃料確保対策

(1) 市有車両の燃料、その他市の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。

(2) 市は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。

(3) 給油所等の稼動状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。

#### 4 輸送の調整等

市及び防災関係機関は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは市災害対策本部において調整を行う。この場合、次により調整することを原則とする。

第1順位・・・市民の生命の安全を確保するために必要な輸送

第2順位・・・災害の拡大防止のために必要な輸送

第3順位・・・災害応急対策のために必要な輸送

#### 5 災害救助法に基づく実施事項

(1) 応急救助のための輸送費として適用されるものは次の場合とする。

ア 被災者の避難に係る支援のための輸送

イ 医療及び助産のための輸送

ウ 被災者救出のための輸送

エ 飲料水供給のための輸送

オ 救済用物資の整理配分のための輸送

カ 死体捜索のための輸送

キ 死体処理（埋葬を除く）のための輸送

ただし、特に必要な場合には事前に内閣総理大臣の同意を得て、上記以外についても輸送を実施することができる。

(2) 適用される輸送費は、本市における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送が認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間とする。

#### 第4 防災関係機関の緊急輸送

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。

## 第5節 広域応援要請

【担当班：管理調整担当、総務班、土木班、給水班、福祉班、物資・衛生班】

### <計画作成の主旨>

広域激甚な災害に対応する県、警察、自衛隊、他の市町等への応援要請の概要を定める。

災害の発生時には、その規模に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築する。

なお、南海トラフ地震発生時における広域搬送の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。

また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。

### <計画の内容>

#### 第1 掛川市

##### 1 知事等に対する応援要請等

市長は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県西部方面本部を通じて県に対し次の事項を示し、応援を求め又は災害応急対策の実施を要請する。

- (1) 派遣を必要とする理由
- (2) 派遣を必要とする職員の種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

「災害対策基本法」第30条の規定に基づき、県知事に対し、次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあつせんを求める。

- ア 派遣のあつせんを求める理由
- イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- オ その他職員の派遣のあつせんについての必要な事項

##### 2 他の市町長に対する応援要請

市長は、市の地域に係る災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求める。

また、消防組織法第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」により、協定している他の市町長に対し、応援を求める。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をする。

##### 3 知事及び消防庁長官への応援要請

市長は、災害状況、当該市町の消防力及び当該市町の属する県内の消防応援だけでは、十分

な対応がとれないと判断したときは、速やかに県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。

この場合において、県知事と連絡がとれない場合は、直接消防庁長官に対して、要請する。

#### 4 知事及び他の市町長からの応援要請

市長は、知事等及び他の市町長から、災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、本市の状況を懸案し、要求に応じるよう努める。

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

#### 5 応援要員の受入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が市外から必要な応援要員を導入した場合、市長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

市、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

市は、訓練等を通じて、災害対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

資料編 3-10-1 応援要請先一覧表

## 第2 自衛隊の支援

### 1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の救護のため必要と認める場合において、(1)の3要件を満たすもので、具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、(2)のとおりとする。

#### (1) 災害派遣要請の要件

- ア 緊急性  
差し迫った必要性があること
- イ 公共性  
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
- ウ 非代替性  
自衛隊が派遣される以外に適切な手段がないこと

#### (2) 災害派遣要請の内容

- ア 被害状況の把握  
車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
- イ 避難の援助  
避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
- ウ 遭難者等の捜索救助
- エ 水防活動  
土のう作成、運搬、積込み等の水防活動

オ 消防活動

利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力する消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）

カ 道路又は水路の啓開

道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は通常、関係機関の提供するものを使用）

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

ケ 給食、給水及び入浴支援

被災者に対する給食、給水及び入浴支援

コ 物資の無償貸付及び譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与

サ 危険物の保安及び除去

自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去

シ その他

その他市長が必要と認めるものについては、知事及び関係部隊の長と協議して決定する。

2 自衛隊の災害派遣要請の要求

市長は、災害時応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは県西部方面本部を通じて知事に対し、自衛隊派遣に必要な措置を講ずるよう要求する。また、事態の推移に応じ、要求しないと決定した場合には、直ちにその旨を連絡する。

(1) 派遣要請の要求事項

ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握

イ 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助

ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の搜索援助

エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動

オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動

カ 道路又は水路の確保の措置

キ 被災者に対する応急医療、救護及び防疫

ク 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

ケ 被災者に対する炊飯及び給水支援

コ 防災要員等の輸送

サ 連絡幹部の派遣

シ その他市長が必要と認める事項

(2) 派遣要請の要求手続

知事に対する要求は、県災害対策本部の西部方面本部を経由し、次の事項について文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後すみやかに文書をもって措置する。

また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に係わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

ア 提出先（連絡先） 静岡県危機対策課

イ 提出部数 1部

ウ 記載事項

・災害の状況及び派遣を要請する理由

・派遣を希望する期間

・派遣を希望する区域及び活動内容

・その他参考となるべき事項

宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備等

### 3 災害派遣部隊の受入れ体制

#### (1) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

#### (2) 作業計画及び資材等の準備

市は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整の取れた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないように措置を講ずる。

#### (3) 作業実施に必要な物資、機材等

市は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。なお、作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画の定めるところにより県に要請する。

#### (4) 自衛隊との連絡交渉の窓口の一本化

市長は派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口の担当者を明確にしておく。

#### (5) 市は、臨時ヘリポート設定基準を満たすヘリポートを確保する。

#### (6) 派遣部隊の受入

市長は派遣された部隊に対し、次の基準に基づき各種施設等を準備する。

ア 本部事務室

派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な部屋、机、椅子等

イ 宿舎

屋内宿泊施設(学校、公民館等)とし、隊員の宿泊は1人1畳の基準

ウ 材料置場、炊事場 屋外の適当な広場

エ 駐車場

適当な広場(車1台の基準は3m×8mである。)

#### (7) その他の留意事項

ア 自衛隊の派遣はあくまで応急措置を行うもので、本格的な復旧作業を行うものではないこと。

イ 自衛隊に依頼するのみで、市民が傍観したりすることなく積極的に協力するように考慮する。

#### 4 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、県西部方面本部及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、文書をもって県方面本部を通じて知事に派遣部隊の撤収を要求する。

ただし、文書に日時を要するときは、口頭又は電話等により依頼し、事後すみやかに文書をもって行う。

#### 5 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するため必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等は原則として市が負担する。

#### 6 その他

市以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うよう努める。

資料編 3-10-3 自衛隊緊急連絡先

資料編 3-10-4 自衛隊災害派遣部隊担当区域

資料編 3-10-5 掛川市災害ボランティアの宿营地

### 第3 海上保安庁の支援

#### 1 支援要請の要求範囲

市長は、災害時応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し、海上保安庁へ支援を要請する事項等を明らかにして支援を要求する。

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、市災害対策本部が行う災害応急対策の支援

#### 2 海上保安庁の支援要請

知事に対する要求は、県災害対策本部の西部方面本部長を經由し、次の事項について文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後すみやかに文書により要請する。

また、事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要求するものとし、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

- (1) 提出先（連絡先） 静岡県危機対策課
- (2) 提出部数 1部
- (3) 記載事項
  - ア 災害の状況及び支援を必要とする事由
  - イ 支援を希望する期間
  - ウ 支援を希望する区域及び活動内容
  - エ その他参考となるべき事項

### 第4 民間団体等に対する応援、協力の要請

市長は、被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため、民間団体等に応援協力を要

請する。

- 1 応援、協力要請の対象とする民間団体等
  - (1) 自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等
  - (2) 社会教育関係団体
  - (3) 商工団体、農林水産団体
  - (4) 赤十字奉仕団
  - (5) 大学、高等学校等の学生、生徒
  - (6) 市に対し奉仕活動を申し入れたボランティア団体等
  - (7) 青年団及び男女共同参画団体
  - (8) 県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒

## 2 協力要請の範囲

- (1) 避難所等の奉仕
 

避難所に収容されたり災者のうち、自らの避難生活を維持することができない者等の世話
- (2) 災者のうち、自らの食料を確保することができない者への炊き出し
- (3) 救援物資の支給
 

救援物資の整理及び輸送並びに支給対象者への配分
- (4) 飲料水の供給
 

飲料水を確保することが困難なり災者への給水活動
- (5) 清掃及び防疫の協力
- (6) 被害調査等
 

地域内の被害状況調査
- (7) その他災害応急措置の応援

## 3 応援、協力要請の実施方法

### (1) 応援、協力要請

市長は、災害応急対策を実施する上で必要があるときは、民間団体等に対し、次の事項を示して応援又は協力を要請する。具体的な実施方法は、一般対策編による。

- ア 応援又は協力を要請する人員
- イ 作業内容及び作業場所
- ウ 集合場所
- エ その他必要な事項

### (2) 実施方法

市は、ボランティアの自主性を尊重し、(福)静岡県社会福祉協議会や(特活)静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながら、ボランティアセンター等を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

#### ア 市災害ボランティアセンターの設置及び運用

- ・市は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に掛川市社会福祉協議会と連携してボランティアの受付、活動場所のあっせん、配置調整等を行う「掛川市災害ボランティアセンター」を設置する。
- ・市災害ボランティアセンターは、市災害対策本部ボランティア班の職員、掛川市社会福祉協議会職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。
- ・市は、随時、情報交換、協議等を行うため、ボランティア班員を連絡調整要員として市災



害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。

イ ボランティア活動拠点の設置

市は、必要によりあらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。

また、市はボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるように努める。

ウ ボランティア団体等に対する情報の提供

市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

エ ボランティア活動資機材の提供

市は、市災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

資料編 3-10-6 災害ボランティア宿営地一覧表

## 第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動

【担当班：総務班、土木班、福祉班、消防班】

### <計画作成の主旨>

災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について、市、消防機関、自主防災組織並びに市民が実施すべき事項を示す。また、降雨等による水害・土砂災害等に備え二次災害防止対策を講じることとする。特に海岸保全施設等に被害があった地域では二次災害の防止に十分留意する。

### <計画の内容>

#### 第1 消防活動

市は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため、市消防本部の消防計画に基づき段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期する。

なお、地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処し得るよう特に配慮する。

##### 1 消防活動の基本方針

地震により発生する火災は各地に同時に火災が多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

- (1) 市民、自主防災組織及び事業所等は自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
- (2) 地域の市民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。
- (3) 消防本部、及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するため、消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。
- (4) 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

##### 2 消防本部及び消防団の活動

###### (1) 火災発生状況等の把握

消防長は消防本部を、消防団長は消防団をそれぞれ指揮し、又は連携して市内の消防活動に関する次の情報を収集し、災害対策本部及び掛川警察署と相互に連絡を行う。

- ア 延焼火災の状況
- イ 自主防災組織の活動状況
- ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- エ 消防ポンプ自動車等その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

###### (2) 消防活動の留意事項

消防長及び消防団長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

- ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消防活動を実施し安全地区を確保する。
- イ 多数の延焼火災が発生している地区は、市民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等市民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、市民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

### (3) 広域協力活動体制

市長は、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行う。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求める。

ア その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合

イ 発災市町等の消防力によっては防ぎよが著しく困難と認める場合

ウ その災害を防除するため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

資料編 3-11-1 市の消防力一覧表

資料編 3-11-4 市の消防組織一覧表

## 3 事業所（この章においては、研究室、実験室を含む。）の活動

### (1) 火災予防措置

火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等、異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

### (2) 火災が発生した場合の措置

ア 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

### (3) 災害拡大防止措置

高圧ガス、都市ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

## 4 自主防災組織の活動

(1) 各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止、電気ヒーター等の使用器具のスイッチの停止並びに分電盤ブレーカーの停止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

(2) 火災が発生したときは消火器、可搬式ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。

(3) 消防隊（消防署、消防団）が到着したときは消防隊の長の指揮に従う。

## 5 市民の活動

### (1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、LPガスは容器のバルブ、都市ガスはメーターガス栓、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、汲み置き水、自然水利等で消火活動を行う。

## 第2 水防活動

地震による津波及び洪水に対して水防活動の概要を示す。なお、水防活動のための水防組織、並びに水防活動の具体的内容については、市の水防計画の定めるところによる。

### 1 水防管理者及び水防管理団体の活動

(1) 地震による津波及び洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、市長の命を受けた職員又は水防管理者は、水防法第22条に基づき、また、水防本部長（市長）は、災害対策基本法第60条に基づき、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を掛川警察署長に通知する。

(2) 水防管理者、水防団長（消防団長）又は消防長は、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。

(3) 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずる。

### 2 水防活動の応援要請

(1) 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ、応援を要請する。

ア 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し、応援を要請する。

イ 水防管理者は、必要があれば市長に対して応援を求める。

ウ 水防管理者は、水防のため必要があるときは、掛川警察署長に対して、警察官の出動を要請する。

(2) 市長は、必要があるときは、次の事項を示し、県災害対策本部西部方面本部を通じ、県災害対策本部に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする人員、資機材等

ウ 応援を必要とする場所

エ 期間その他応援に必要な事項

資料編 3-11-3 掛川市消防団（水防団）の位置及び管轄区域

## 第3 人命の救出活動

### 1 人命救出活動の基本方針

(1) 救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。

(2) 県、県警察及び自衛隊は市長が行う救出活動に協力する。

(3) 県は、救出活動に関する応援について、市町間の総合調整を行う。

(4) 市長は、市内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。

(5) 自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

(6) 自衛隊の救出活動は、第5節「広域応援活動」の定めるところにより行う。

(7) 救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

## 2 掛川市

救出活動は、災害の状況に応じ救出班、搬送班、救護班を編成し実施する。編成班における班数及び班員数は状況に応じて決定する。

(1) 市長は、職員を動員し負傷者等を救出する。

(2) 救出班は、消防職員、消防団員、市職員をもって編成し、担架その他の機材を活用して安全な場所へ救出する。

(3) 搬送班は、消防職員、消防団員、市職員をもって編成し、担架、車両等を活用して負傷者を医療機関へ搬送する。

(4) 負傷者の応急手当を必要とする場合には、小笠医師会の協力を得て、救護班を編成し、必要な手当てを行う。

(5) 救急用資機材の整備

平素より救出機材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資機材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。

(6) 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体の協力を求める。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする人員、資機材等

ウ 応援を必要とする場所

エ 応援を必要とする期間

オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

## 3 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行う。

(1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

(2) 救出活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。

(3) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。

(4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し早期救出を図る。

(5) 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受ける。

## 第4 被災建築物等に対する安全対策

### 1 被災建築物危険度判定

地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、余震等による二次被害を防止するため、次の安全対策を実施する。

(1) 実施本部

市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。

併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。

実施本部は、次の業務に当たる。

ア 被災状況の把握

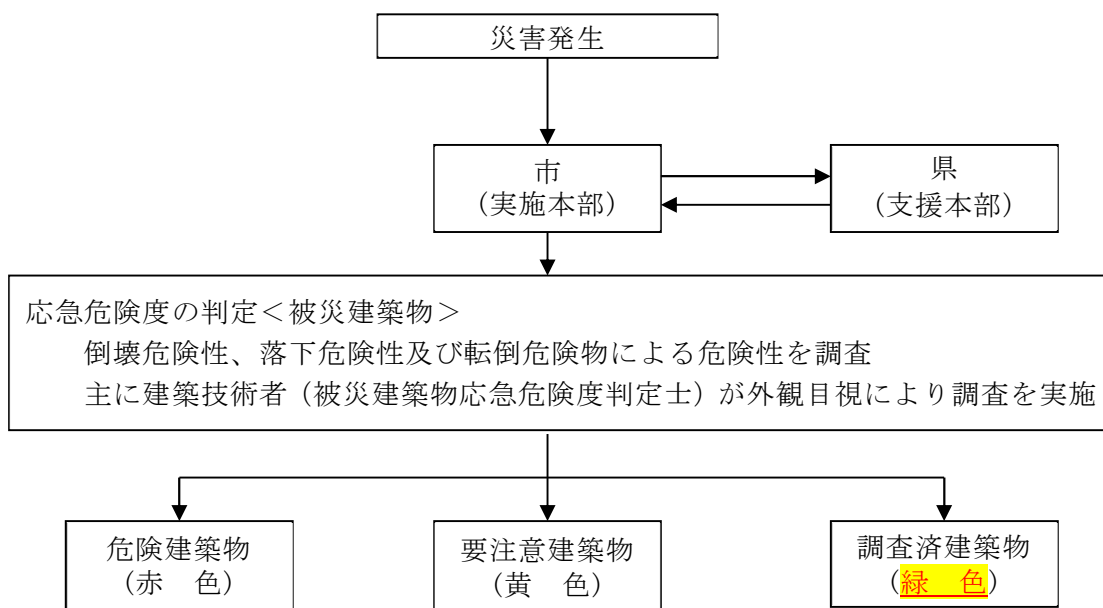
イ 判定実施計画の策定

- ウ 県本部長への支援要請
- エ 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
- オ 判定の実施及び判定結果の集計、報告
- カ 市民への広報
- キ その他判定資機材の配布

(2) 被災建築物応急危険度判定士の業務

被災建築物応急危険度判定士は、業務マニュアルに基づき、判定を実施し判定結果を表示する。

- ア 建築物の被害程度に応じて、「危険建築物」、「要注意建築物」、「調査済建築物」の3区分に判定する。
- イ 判定結果は、当該建築物の見やすい場所に判定ステッカーを表示する。
- ウ 判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。



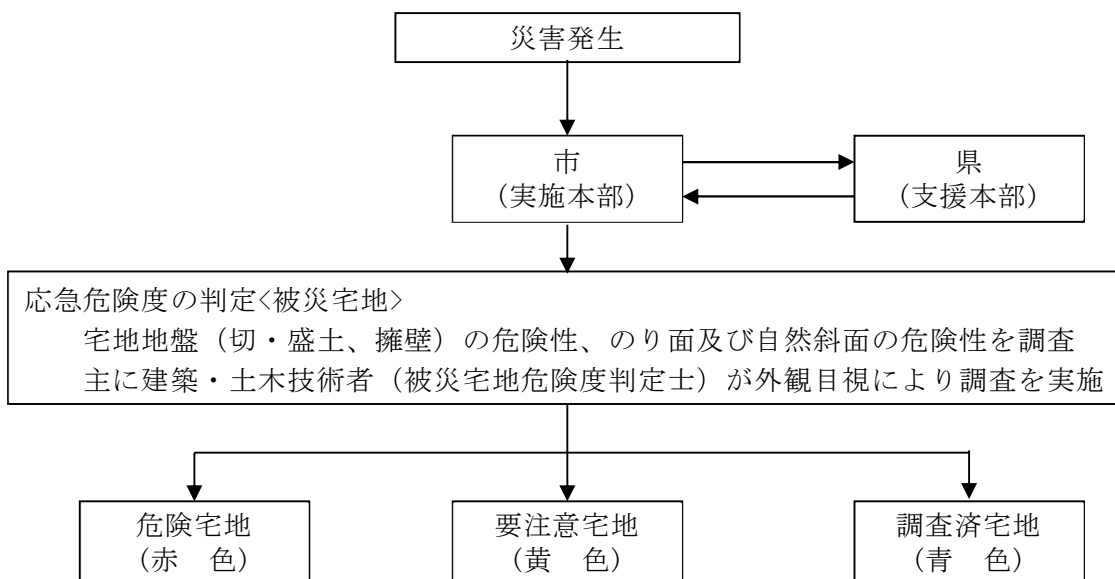
2 被災宅地危険度判定

市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力の下に危険度判定を実施する。

(1) 被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- ア 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- イ 判定結果は、当該宅地の見やすい場所に判定ステッカーを表示する。
- ウ 判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。



### 3 市民の安全対策

- (1) 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力する。
- (2) 市民は、判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努める。

資料編 3-5-3 応急危険度判定士の状況

## 第5 災害危険区域の指定

知事又は市長は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

### 1 指定の目的

災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。

### 2 指定の方法

条例により区域を指定し、周知する。

## 第6 複合災害軽減対策

市及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し災害応急対応が困難になる事象）が発生した場合、災害の全体像を把握するとともに、対応の優先順位をつけ具体的なスケジュールを立案し対策の実施に努める。

- 1 市は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。

- 2 市は、複合災害時には、国、県とも連携し、複合災害時に相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制、複数の通信手段の確保に努める。
- 3 複合災害時の情報伝達に当たり関係機関（県、市、防災関係機関及び原子力事業者等）は情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。
- 4 複合災害時において、県、市、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。



## 第7節 避難活動

【担当班：全班】

### <計画作成の主旨>

地震災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

### <計画の内容>

#### 第1 避難対策

##### 1 避難対策の基本方針

- (1) 地震災害発生においては、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災等の危険予想地域のみならず、その他の地域においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため市は、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、可能な限りの措置をとることにより市民等の生命、身体の安全確保に努める。
- (2) 情報提供、避難誘導や避難生活の運営に当たっては、要配慮者等に配慮する。
- (3) 避難対策の周知に当たっては、市民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発する。

##### 2 情報・広報活動

- (1) 市、県及び防災関係機関は、地震及び津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は本章第2節「情報活動」の定めに準ずる。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、地震及び津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は本章第3節「広報活動」の定めに準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者への的確な情報提供に配慮する。
- (3) 市民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、テレビ、ラジオ等を通じ、可能な限り地震及び津波に関する情報を入手するように努める。

##### 3 避難のための指示

地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合は、市民に対して速やかに避難の指示を行う。

「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、市民を避難のために立ち退かせるためのものを言う。

##### (1) 避難指示を行う者

避難の指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。

また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止・退去命令等についても適切に運用する。

ア 市長（災害対策基本法第60条）

イ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ウ 知事又はその命を受けた県職員(水防法第29条、地すべり等防止法第25条)

エ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官(その場に警察官がない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕)

実施責任及び区分等については次表のとおりとする。

実施責任者	災害の種類	内容	避難指示の実施要件	根拠法令
市長 (災害対策本部長)	災害全般	避難指示	人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条
知事	災害全般	避難指示	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことが出来なくなったとき。	災害対策基本法第60条
知事又はその命令を受けた県職員	洪水・高潮・地すべり	指示	著しい危険が切迫しているとき。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
警察官	災害全般	指示命令	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき又は市長から要求があったとき(指示)。 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、特に急を要するとき(命令)。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	災害全般	指示	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき又は市長から要求があったとき(要求)。	災害対策基本法第61条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛隊	災害全般	指示	災害により危険な事態が発生した場合で、警察官がその場にいないとき。	自衛隊法第94条
水防管理者(市長)	洪水	指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条

## (2) 市長、知事の役割

ア 市長は、災害が発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の市民等に対し避難の指示をする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をする。

イ 知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難の指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。

## (3) 警察官の役割

警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、市民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官

は、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。

(4) 海上保安官の役割

海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があると認めるとき、又は市長から要求があったとき、若しくは市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるときは、船舶、乗組員、旅客、住民その他の者に対し、避難のための立ち退きの指示、その他の必要な措置をとる。

(5) 自衛官の役割

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している市民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。

(6) 指示の内容

避難の指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

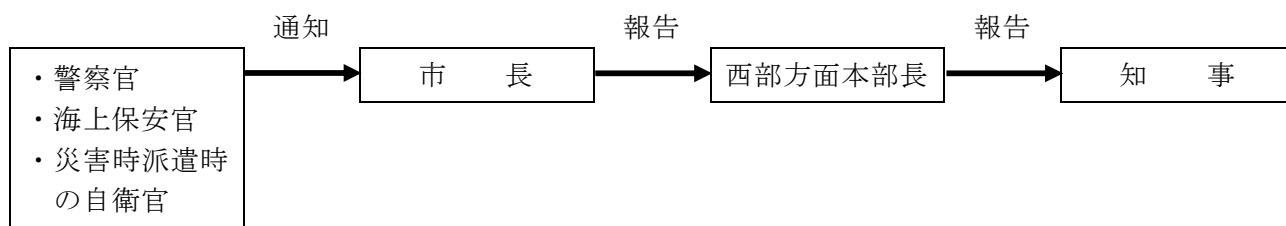
- ア 避難の指示が出された地域名
- イ 避難路及び避難先
- ウ 避難時の服装、携行品
- エ 避難行動における注意事項

(7) 指示の伝達方法

市長又は知事は、避難の指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の市民等に対して、同時通報用無線、広報車等により放送するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

(8) 関係機関相互の通知及び連絡

警察、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置をとった場合においては、その内容について市、県の災害対策本部に連絡するほか、相互に通知又は報告する。



4 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、別紙第7節第1「避難対策」3の定めに基づき、次の対策を実施する。

(1) 設定の基準

- ア 市長は災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは警戒区域を設定する。
- イ 警察官又は海上保安官は市長（権限の委任を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき又は市長から要請があったときは、警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市長に通知する。

ウ 知事は、災害発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。

エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委任を受けた市職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

## (2) 規制の内容及び実施方法

ア 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。

イ 市長、警察官及び海上保安官は協力し、市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

## 5 避難場所への市職員等の配置

市が設定した避難場所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のための市職員（消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。

## 6 避難の方法

避難の方法は、別紙第7節第1「避難対策」4の定めに基づき、災害の状況により異なるが、原則として次により避難対策を実施する。

### (1) 要避難地区で避難を要する場合

ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域

- ・火災が延焼拡大し近隣市民等による消火が不可能となった場合、市民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。
- ・自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。
- ・市民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方式により市が指定した避難場所又は事前に安全が確認されている避難場所へ避難する。
- ・避難場所へ避難した市民等は、当該避難場所に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導の下に、幹線避難路を経て市が指定した避難場所又は、避難所へ避難する。

イ 津波危険予想地域及び山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに市が指定した避難場所へ避難する。

### (2) その他で避難を要する場合

市民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

## 7 幹線避難路の確保

市（消防署、消防団を含む。）は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

## 8 避難場所における業務

(1) 避難場所に配置された市職員又は警察官は、自主防災組織等の協力を得て、次の事項を実施する。

- ア 津波・火災等の危険の状況に関する情報の収集
- イ 地震及び津波に関する情報の伝達
- ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）
- エ 必要な応急救護
- オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、家族等への引き渡し又は避難所への移動

(2) 市が設定した避難場所を所有し又は管理する者は、避難場所の開設及び避難者に対する応急救護に協力する。

(3) 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等へ報告を行う。

## 9 避難状況の報告

避難状況の報告は、別紙第7節第1「避難対策」6の定めに準ずる。

## 10 広域避難・広域一時滞在

被災市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努める。また、市は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を**受入**ることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

市及び県は、国、運送業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

市及び県は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部(以下「政府本部」という。)、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

## (1) 県内市町への避難

### ア 被災市町

県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。

広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

### イ 受入市町

広域避難を受入れる市町は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。

市町は、避難場所を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を**受入**ることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

ウ 県

被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力（施設数、施設概要等）の助言を行う。

(2) 県外への避難

ア 被災市町

他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。

広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮するまた、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。

イ 県

被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。

第2 避難所の設置及び避難生活

避難所の設置及び避難生活の応急対策は、別紙第7節第2「避難場所の設置及び避難生活」の定めに従う他、次の対策を実施する。

1 基本方針

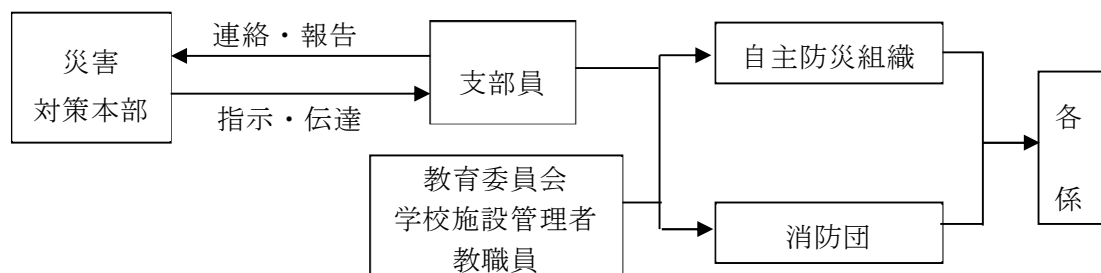
市は、避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

避難所の立ち上げは、自主防災組織等が中心となって行い、運営が軌道に乗り次第、避難所利用者中心の運営に切り替える。

避難所の運営に当たっては、避難所ごとに予め定めたルールやマニュアル、市の「避難所運営マニュアル」や県が作成した「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府）」等を参考として、要配慮者及び居室、トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。

2 避難者の管理体制

(1) 避難所に配置された支部員（市職員）は、学校施設管理者の教職員及び自主防災組織等と協力し、避難所責任者を設置したうえで管理にあたる。



(2) 支部員は自主防災組織及び市民を含めた運営班を構築する。必要となる運営班はおおむね下記のとおり。

- ア 総括班  
運営本部の設置、会議、ボランティアの受入れ及び地域との連携。
- イ 情報班  
避難所外の情報収集及び情報発信、避難所内の情報伝達。
- ウ 被災者管理班  
避難者の名簿作成及び管理、**問合せ**への対応。
- エ 食糧・物資班  
食糧及び物資の調達、配布、管理、炊き出し。
- オ 施設管理班  
施設の危険箇所への対応、防火及び防犯。
- カ 保健班  
医療及び介護活動の対応、生活水の確保、風呂等の設置。
- キ 衛生班  
ゴミ及びトイレの対応、掃除、衛生管理。

(3) 避難所支部員の行動

- ア 支部員は、避難指示が発せられたとき、又は上司の命令があった場合直ちに配置につく。
- イ 支部員は、施設管理者、自主防災組織、消防団、警察署等関係機関と緊密な連携**の下**に避難所の管理に当たる。
- ウ 支部員は、避難所への収容人員や氏名を一覧表として把握するとともに傷病人が発生した場合は、すみやかに本部に報告し、適切な措置を講ずる。
- エ 支部員は避難者が避難場所を移動（自宅へ帰宅、縁故避難、入院等）する場合は、名簿を作成し、移動先を明記して管理を本部へ提出する。
- オ その他避難所の安全管理において必要と認められる事項に関しては、災害対策本部と連絡を密に取り合い、措置をする。
- カ 避難所で活動するボランティアの安全管理のためにボランティア保険加入を検討する。
- キ 避難所状況表の作成  
避難所に配置された支部員は、学校施設管理者の教職員や自主防災組織と協力して避難所の状況表を作成する。作成した状況表は本部へ提出する。また、この状況表は医療救護や物資の供給計画にも使用する。

(4) 情報提供連絡体制

- ア 避難者に対する情報提供  
各種情報は基本的に避難所の掲示板にて掲示して伝達する。また、チラシ等により紙面を通じて情報を提供する。情報提供の責任者は、避難所の支部員とする。
- イ 本部に対する連絡
 

・避難所開設・運営全般	→	情報班
・避難者人数・名簿関連	→	情報班
・救護等を必要とする場合	→	福祉班
・物資等の必要数関連	→	情報班
・炊き出し関連	→	情報班
・防疫・し尿処理	→	物資・衛生班、給水班
・飲料水等	→	給水班



### 3 避難所の設置及び避難生活

#### (1) 避難生活者

避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、居住する場所を確保できない者とする。

#### (2) 設置場所

ア 津波や山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。

イ 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認の上、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。

- ・公民館等の公共建築物、一次避難地に設置する屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）
- ・広域避難所、学校、体育館等の公共建築物
- ・あらかじめ協定した民間の建築物

ウ 安全性の確認にあたり、市は県に被災建築物の応急危険度判定を依頼する。

エ 障がいのある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて収容するための社会福祉施設等を事前に指定し、確保する。

オ 状況に応じて、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。

カ 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあつせんを要請する。

キ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難所を維持することの適否を検討する。

#### (3) 福祉避難所

市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を**受入**るため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してこないことがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で**受入**るべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。

市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、**一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受入**ることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。

市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。

市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。

市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。

#### (4) 2次的避難所



2次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間**受入**、健康を回復させることを目的とするものである。

市及び県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を**受入**するため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。

市及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

#### (5) 設置期間

市長は、地震情報、降雨等による災害発生危険、住宅の応急修理の状況及び建設型応急住宅の建設状況等を勘案し、県と協議して設置期間を定める。

#### (6) 避難所の運営

ア 市は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て運営する。

イ 避難所には避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

ウ 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営、女性や子供等の安全確保、プライバシーの確保、ペットスペースの確保等に配慮する。

エ 自主防災組織は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

オ 運営が軌道に乗り次第、市、自主防災組織及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。市、自主防災組織及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。

カ 市は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。

キ 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

ク 市は、避難所の設置状況を県に報告する。

ケ 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行う。

#### (7) その他

ア 災害救助法に基づく市の実施事項は、一般対策編第3章第6節災害救助法の適用計画による。

イ 市管理施設の避難所としての利用については一般対策編による。

### 4 避難生活

避難所又は市が指定した避難所における避難生活は、自主防災組織等を中心に、相互扶助の精神により自主的に運営する。このため自主防災組織等は炊き出し、給食、給水、応急救護、地域情報の収集、清掃等の活動の役割分担を早急に確立し、秩序ある避難生活を送るよう努める。

### 5 学校等教育施設の管理者及び教職員による支援

学校等教育施設が避難所となった場合、当該施設の管理者は、避難所が円滑に運営されるように市に協力する。この場合、管理者は学校教育に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を教職員に行わせる。

教職員は、本来果たすべき児童・生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、避難所運営への支援に取り組む。

#### 6 外国人への配慮

市は、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

#### 7 避難行動要支援者の情報提供

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

資料編 3-2-1 避難所

資料編 3-2-2 協定避難施設一覧表

### 第3 避難生活が長期化する場合の措置

市は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、建設型応急住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

### 第4 在宅避難者への支援

#### 1 生活支援の実施

市は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び建設型応急住宅として供与される賃貸住宅の避難者等に対し、食料・物資の供給など生活支援を行う。

それらの支援は町内会や市社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体として進める。また、市は、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

#### 2 避難所等での物資の供給

市は、在宅避難者及び建設型応急住宅として供与される賃貸住宅の避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、避難所等で物資の供給を行う。

#### 3 支援体制の整備

市は、在宅避難者及び建設型応急住宅として供与される賃貸住宅の避難者等が、食料・物資の配布の広報や必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

### 第5 帰宅困難者対策

#### 1 一斉帰宅抑制に関する対応

##### (1) 一斉帰宅抑制の広報

市は、災害発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、住民、企業、学校など関係機関に対し、県と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せず、職場や学校などの施設内に留まるよう広報を行う。

(2) 企業及び学校等関係機関の対応

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童生徒等及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関等から提供される災害関連情報等により、施設及び周辺を安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒等を施設内等の安全な場所へ待機させるよう努める。

(3) 大規模集客施設等の対応

大規模集客施設等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺を安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、市や警察等と連携し、保護した利用者を一時的な滞在が可能な施設へ誘導するよう努める。

なお、男女別のスペースの確保等にも留意するとともに、要配慮者に対しては、特に十分な配慮を行い、対応するよう努める。

2 帰宅困難者への情報提供

市は、災害に関する情報、交通機関の状況などについて、テレビ・ラジオ放送や携帯電話、ホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、公共交通機関が被災した場合、バス等の代替公共交通機関の確保と避難ルートの周知に努める。

3 避難行動要支援者への対応

市は、自力での移動が困難な避難行動要支援者について、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

## 第6 避難所等の同行避難動物の救護

1 同行避難動物への対応

(1) 市の対応

「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育ガイドライン」（県作成）により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。

(2) 県の対応

避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行う。

(3) 飼い主の対応

ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。

イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。

ウ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。

エ 飼い主が避難場所へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難（※）に努める。

## 2 放浪動物への対応

### (1) 市の対応

- ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。
- イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。
- ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。
- エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。
- オ 飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。
- カ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。

### (2) 飼い主の対応

- ア 保護された動物が飼い主の下に確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。
- イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難場所へ避難する場合は、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難（※）に努める。

### ※ 同行避難

災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること。避難場所へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

## 第8節 社会秩序を維持する活動

【担当班：管理調整担当、総務班、物資・衛生班】

### <計画作成の主旨>

社会混乱を鎮め、民心を安定し、社会秩序を維持するための活動について、市及び県の実施する対策の概要を示す。

### <計画の内容>

社会秩序を維持する活動は、別紙 第8節 「社会秩序を維持する活動」の定めに基づき、次の活動を実施する。

### 第1 掛川市

#### 1 市民に対する呼びかけ

市長は、市の区域に流言ひ語をはじめ各種の混乱が発生し、又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。

#### 2 生活物資の価格

生活物資の価格、需給動向、買占め、売り惜しみ等の調査及び対策（対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものに限る。）

##### (1) 生活物資の価格及び需給動向の把握

市長は、状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表する。

##### (2) 特定物資の報告徴収、検査等

市長は、特定生活物資を取扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の検査を実施する。

#### 3 県に対する要請

市長は、市の区域の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

#### 4 警察に対する要請

市長は、市の行政区域内の平穏を害する不法行為を未然に防止するため必要と認めるときは、市を管轄する掛川警察署長に対し、下記の事項についての措置を講ずるよう要請する。

##### (1) 不法事態に対する措置

##### (2) 銃砲・刀剣類に対する処置

### 第2 静岡県警察（掛川警察署）

#### 1 関係機関に対する協力

地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、物資の配給その他救助活動等を行う関係機関の活動に対し、可能な限り協力する。

2 不法事態に対する措置

駅、物資集積場、金融機関等において集団不法行為により治安上重大な事態が発生し、また、発生するおそれがある場合は、所用の警備力を集中し、事態の收拾を図る。

3 地域安全情報の伝達

災害総合相談所を開設し、住民から各種相談、照会に対応するとともに、住民の生活に必要な情報収集に努め、地域安全情報として各種広報媒体を通じて伝達する。

4 銃砲刀剣類に対する措置

銃砲刀剣類の保管状況及び高圧ガス、火薬類の製造、貯蔵状況の調査を行い、保安上必要な措置を講ずる。

5 復旧・復興事業

警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

## 第9節 交通の確保対策

【担当班：総務班、土木班】

### <計画作成の主旨>

災害応急対策及び災害応急復旧対策を円滑に行うため、陸上交通機能の早期回復、混乱の防止等交通確保対策の概要を示す。

### <計画の内容>

交通の確保対策は、別紙 第9節「交通の確保活動」の定めに準ずる他、次の対策を実施する。

### 第1 陸上交通の確保

#### 1 緊急地震速報を聞いたときの自動車運転者の取るべき措置

- (1) ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促す。
- (2) 急ブレーキをかけずに、穏やかに速度を落とす。
- (3) 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止する。

#### 2 地震が発生したときの自動車運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動する。
  - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させる。
  - イ 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
  - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。
- (2) 避難等のために車両を使用しない。
- (3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。
  - ア 速やかに、車両を次の場所に移動させる。
    - ・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
    - ・区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所
  - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

ウ 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者等は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。

### 3 情報の収集

市は、国土交通省、県、中日本高速道路株式会社、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め、幹線道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。

### 4 陸上交通確保の基本方針

- (1) 県公安委員会（県警察）は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。
- (2) 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により、交通が危険であると認められる場合は、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。
- (3) 放置車両や立ち往生車両等が生じた場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者は区間を定めて運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。
- (4) 県公安委員会（県警察）及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。
- (5) 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。

### 5 交通規制の実施

交通規制については、原則的には標示等（災害対策基本法施行規則別記様式第2）を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

#### (1) 初動の措置

ア 警察官は、道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において交通規制を行う。

イ 県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため「災害対策基本法」の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

ウ 県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。



エ 県知事は、掛川市に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。

(2) 緊急輸送路等の確保

知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。

(3) 交通規制実施後の広報

道路管理者及び交通管理者は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。

<広報の内容>

ア 通行禁止等に係る区域又は道路の区間

イ その他交通規制の実施状況

ウ 避難時の自動車利用の自粛

エ 交通規制への協力について

6 道路交通確保の措置

(1) 道路交通確保の実施体制

道路管理者、県公安委員会は、他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

(2) 道路施設の復旧

道路管理者は、建設業協同組合等の協力を求め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

(3) 交通安全施設の復旧

県公安委員会（県警察）は、緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

(4) 警察官の措置命令等

ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。また、この場合において警察官は当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ 警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ 警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(5) 除去障害物の処分

除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。また、適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。

7 県知事又は県公安委員会（県警察）による緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の確認は、「災害対策基本法」第50条第1項に掲げる災害応急対策に従事する車両について行う。

(2) 緊急通行車両の確認事務手続き（県及び公安委員会の実施事項）

ア 確認事務処理、受付、手続き等は別に定める。

イ 確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届け出をすることができる。事前届出及び確認の手続きについては、別に定める。

ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時に交付した緊急標章及び緊急通行車両確認証明書は、地震発生後においては、「災害対策基本法施行令」第33条第2項の規定による緊急標章及び緊急通行車両確認証明書とみなす。

8 鉄道確保の措置

崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等、応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

9 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合は、あらかじめ当該道路の管理者と協議する。

10 交通マネジメント

国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「静岡県災害時交通マネジメント検討会」（以下、「検討会」という。）を組織する。

市は、県を通じて、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所に対し検討会の開催を要請することができる。

注1) 「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

注2) 「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

資料編 3-8-4 災害時における交通規制表示

資料編 3-8-5 緊急通行車両事前届出、確認申請及び確認手続

地震対策編 第5章 災害応急対策 第9節 交通の確保対策

資料編 3-8-6 緊急通行車両の事前届出書

資料編 3-8-7 緊急通行に関する標章及び証明書

## 第10節 地域への救援活動

【担当班：全班】

### <計画作成の主旨>

日常の生活に支障を来たした、り災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体搜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について実施する対策を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

### <計画の内容>

地域への救援活動は、別紙 第10節「地域への救援活動」の定めに準ずる他、次の活動を実施する。

### 第1 食料の確保（情報班、物資班）

#### 1 食料の確保計画量

市は、別に定める食料の必要量を確保するよう努める。また、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

#### 2 災害救助法に基づく実施事項

##### (1) 食料給与の対象者

ア 避難所に避難した者

イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者

ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等

エ 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失し持ち合わせがない者

##### (2) 対象品目

ア 主食

米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食

イ 副食

調味料を含む。

##### (3) 対象経費

ア 主食費

・米穀販売業者及び農林水産省関東農政局静岡支局等から購入した米穀

・小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等

・小売・製造業者等から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等

イ 副食費（調味料を含む。）

ウ 燃料費

エ 雑費

- ・器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料
- ・アルミホイル等の包装紙類、茶わん、はし、使いすて食器等の購入費

(4) 費用の限度

資料編 3-12-1 に示すとおり。

(5) 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、期間内に炊き出し、その他による食品給与を打切ることが困難な場合は知事と協議し厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間の延長をすることができる。

3 掛川市

非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して緊急物資応急調達食料を配分する。

(1) 応急食料の調達方法

ア 応急食料の調達は、資料編 3-3-2 協定業者一覧表（食料、物資関係）、資料編 4-3-1 災害時における支援協定等の締結先一覧表、により措置する。

ただし、災害のため調達又は送達が不可能な場合はそれぞれの地域において確保する。

イ 副食調味料等については、その都度小売業者から購入する。

ウ 調達した応急食料の輸送は、原則として当該物資発注先の業者に依頼する

(2) 炊き出し等応急食料調達給与の方法

ア 応急食料給与の実施者

応急食料の調達供給は、物資班が担当する。

イ 応急食料給与の実実施計画の作成

物資・衛生班は、次の事項を調査把握し、応急食料給与の実実施計画を樹立するとともに、食料調達計画を作成する。

- ・給食を必要とする地域（避難所数）
- ・給食を必要とする人員（避難所責任者より報告）
- ・搬送方法、搬送要員の有無（市有車両及び民間輸送業者）
- ・炊き出し施設、容器等の有無
- ・今後の見通し

ウ 応急食料給与の方法

応急食料の給与については実施期間、り災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊き出し、パン等適当な方法により実施する。なお、配給数量は1人1日3食とする。

エ 炊き出し実施方法

- ・物資班は、応急食料給与の実実施計画に基づき主食副食の調達を行い、配分し、炊き出し場所に送達する。
- ・炊き出し等食料の給与は支部員及び避難運営計画により設置された避難所責任者を主体として小学校等の施設を利用して、自主防災組織の協力を得て実施する。
- ・炊き出しは、小学校等の施設を主とし、それ以外では各自主防災組織単位で実施する。

(3) 緊急物資（食料）の集積場所

資料編 3-3-1 に定める場所とする。

(4) 知事への要請事項

市において、応急食料の調達が可能又は困難な場合に、下記事項を明らかにした上で知事に調達あつせんを要請する。

ア 市長は、必要に応じ次の事項を示して県に調達又はあつせんを要請する。

- ・ 調達、あつせんを必要とする理由
- ・ 必要な緊急物資の品目及び数量
- ・ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
- ・ 連絡課及び連絡責任者
- ・ 荷役作業員の派遣の必要の有無
- ・ 経費負担区分
- ・ その他、参考となる事項

(5) 交通、通信が途絶して市長が知事に調達あつせんを要請できない場合の措置

災害救助法又は国民保護法が発動され、救援を行う場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、市長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請する。

4 市民及び自主防災組織

(1) 食料は、家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。

(2) 自主防災組織は市の行う食料の配分に協力する。

資料編 3-3-1 食料及び物資の集配フローチャート

資料編 3-3-2 物資協定業者一覧表

資料編 3-3-3 食料の備蓄状況

資料編 3-3-4 食料・物資の備蓄計画

## 第2 生活必需品等の緊急物資の確保（情報班、物資・衛生班）

災害により住家に被害を受け日常生活に欠くことのできない衣料、寝具、その他生活必需品をそう失又はき損し、しかも物資の販売機構等の混乱により、これらの生活必需品を入手できない状態にある者に対し、一時の急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与し、物資の供給に支障のないよう措置する。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 生活必需品等の確保計画量

市は、別に定める生活必需品の必要量を確保するよう努める。また、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

2 災害救助法に基づく実施事項

災害の発生に伴い衣料、生活必需品等の給与又は貸与を必要とする事態が生じた場合で、災害救助法が適用されたときは、同法の基準により、また、災害救助法が適用されない場合は、掛川市災害弔慰金の支給等に関する条例により、見舞金品の給与を行う。

(1) 衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水もしくは船舶避難等により生活上必要な衣料、寝具、その他日用品等をそう失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

(2) 対象品目

- ア 被服、寝具及び身の回り品  
洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
- イ 日用品  
石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
- ウ 炊事用具及び食器  
炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等
- エ 光熱材料  
マッチ、LPガス等

(3) 費用の限度

資料編 3-12-1 に示すとおり。

(4) 給（貸）与の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、知事と協議し厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

3 掛川市

(1) 衣料、生活必需品等調達給（貸）与の方法

調達給（貸）与は、物資班が担当する。

ア 衣料、生活必需品等の調達の方法

- ・調達方法  
り災状態、物資の種類、数量等を勘案して、協定業者等により対処する。
- ・輸送措置

輸送は、原則として、当該発注先の業者等に依頼するが、当該発注先の業者等において措置できないときは〈第5節 緊急輸送活動〉に基づき措置するものとする。

イ 衣料、生活必需品等の給（貸）与の方法

- ・実施者  
衣料、生活必需品等の給与を実施する場合、市長は災害対策本部より責任者を指名し、各現場においてそれぞれ現場責任者を置く。責任者は配分の適正円滑を期するため万全の措置を講じる。
- ・給与の方法  
責任者は、衣料、生活必需品等の給（貸）与に際し、物資配分計画を作成し実施する。

(2) 緊急物資（衣料、生活必需品等）の集積場所

資料編 3-3-2 物資協定業者一覧表に定める場所とする。

(3) 市長の要請を待たずに行う県の実施事項

県は、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災市からの要請が滞る場合には、要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災市へ輸送することを検討する。

県は、要請によらない場合も被災市へ物資を確実に供給できるように、平常時から訓練等を通じて緊急物資の配分に関する計画の手順を確認するとともに、検証を行うよう努める。

(4) 知事への要請事項

市長は、衣料、生活必需品等の調達不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにした上

で知事に調達あっせんを要請する。

- ア 必要品目
- イ 必要数量
- ウ 引渡し場所及び受取責任者
- エ 連絡班及び連絡責任者
- オ 荷役作業員の有無
- カ 経費負担区分
- キ その他参考となる事項

(5) 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

4 市民及び自主防災組織

(1) 生活必需品等は、家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。

(2) 自主防災組織は市の行う生活必需品等の配分に協力する。

資料編 3-3-1 食料及び物資の集配フローチャート

資料編 3-3-2 物資協定業者一覧表

資料編 3-3-3 食料の備蓄状況

資料編 3-3-4 食料・物資の備蓄計画

### 第3 給水活動（給水班）

災害により飲料水が枯渇し、又は汚染し現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給するために実施する事項を定め、給水に支障のないように措置する。

1 災害救助法に基づく実施事項

(1) 飲料水供給の対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者

(2) 対象経費

給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費等

(3) 費用の限度

資料編 3-12-1 に示すとおり。(制限なし(ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる。))

(4) 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、知事と協議して厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。



## 2 掛川市

### (1) 給水実施方法

#### ア 給水実施計画の作成

給水班は、給水を必要とする事態が生じた場合には、次の事項について調査し給水実施計画を作成する。

- ・給水対象人員
- ・給水期間及び給水量
- ・給水場所
- ・給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別必要数量
- ・給水車両のみ借り上げの場合のその台数
- ・その他必要事項

#### イ 給水の実施

- ・飲料水の確保が困難な地域に対し必要に応じて給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。
- ・地震発生後約7日を目途に仮設共用栓等を設置し最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1日～3日では1人1日3リットル、4日～7日では1人1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。
- ・飲料水の供給は、給水実施計画に基づき実施する。
- ・飲料水の供給にあたっては、被災地の状況、給水人口等を考慮して緊急を要する地域から実施する。
- ・飲料水の供給は、「水道職員 災害対策 行動マニュアル」の給水計画表によって、拠点給水を行う。  
また、各避難所にはろ水機を設置してあるため、プール水を有効的に使用する。
- ・給水に際しては、給水時間、給水場所等を同時通報用無線や避難所への掲示などにより事前に周知し住民等の利便を図る。
- ・広範囲な地域に給水が必要となる場合は地区別に給水袋等を利用して給水の迅速化を図る。

#### ウ 補給水源及びろ水機

飲料水の補給は、水道施設による補給水源により措置するとともに、市で管理しているろ水機にて実施する。

#### エ 消毒用薬品の調達

消毒用薬品の調達は物資・衛生班が行う。

#### オ 衛生上の注意

自己努力によって飲料水を確保する市民に対し、衛生上の注意を広報する。

### (2) 水道施設の応急復旧

水道施設が破壊された場合には、重要度、緊急度、修理の可能性などを勘案し、迅速かつ効果的な応急復旧に努める。復旧にあたっては掛川市管工事業協同組合、掛川市上下水道協同組合の応援を求め、必要に応じ日本水道協会静岡県支部西部ブロック長（浜松市）へ応援を求める。

### (3) 日本水道協会への要請事項

市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは公益社団法人日本水道協会静岡県支部災害時相互応援要綱に基づき、次の事項を明らかにした上で、日本水道協会静岡県支部西部ブロック長（浜松市）に調達のあっせんを要請する。

- ア 災害の状況
- イ 応急給水用資材
- ウ 応急給水用物資
- エ 応急給水要員
- オ 給水車両のみ借り上げの場合はその台数
- カ その他必要事項

(4) 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

資料編 3-4-1 応急給水活動フローチャート

資料編 3-4-2 配水池、飲料水兼用貯水槽等一覧表

資料編 3-4-3 受水槽及び高置水槽

資料編 3-4-4 災害時支援協定業者一覧表

3 市民及び自主防災組織

(1) 地震発生後7日間は貯えた水等をもってそれぞれ飲料水を確保する。

(2) 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により炊事・洗濯等に必要な最低水量の確保に努める。

(3) 地震発生後8日間から1ヶ月間までは、仮設配管による給水により、浴用・洗濯等に必要な最低水量の確保に努める。

(4) 地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合特に衛生上の注意を払う。

(5) 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬、配分を行う。

4 観光事業者

(1) 地震発生後7日間は貯えた水等をもってそれぞれ飲料水を確保する。

(2) 事業用の井戸等を活用し飲料水の確保に努める。この場合は、特に衛生上の注意を払うこと。

**第4 燃料の確保（総務班）**

1 掛川市

(1) 重要施設への供給

市は、災害発生時においても、その機能を維持する必要がある病院などの重要施設については、必要量の情報収集とあらかじめ想定された必要量の供給に努める。

(2) 災害応急対策車両への供給

市は、災害発生時における災害応急対策車両への優先給油を行い、災害対応力の強化に努める。

また、市及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に

必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう関係機関との調整に努める。

(3) 住民への広報

市は、燃料類の供給見通し等について、市民に広報するとともに、節度ある給油マナーと省エネ活動を呼びかける。

(4) 炊き出しに必要なLPガス

ア 市は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。

イ 市長は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。

- ・必要なLPガスの量
- ・必要な器具の種類及び個数

2 市民及び自主防災組織

(1) 地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス及び器具等を確保する。

(2) 確保された燃料の配分に当たる。

## 第5 医療救護活動（福祉班）

### 1 医療救護活動の基本方針

(1) 市は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。

(2) 市は、市内の医療救護を行うため、初動時救護所及び支援救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。

救護所は、原則として軽症患者に対する処置を行うものとし、必要に応じ、中等症患者及び重症患者に対する応急措置を行う。

救護病院は、重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ等を行う。

なお、軽傷者については家庭及び自主防災組織で処置を行なう。

(3) 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努める。

(4) 県は、県内での治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送するとともに、被災地外からのDMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）等医療チーム受入による治療を実施する。

(5) 県は、災害拠点病院及び市等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により市が行う。

(6) 市及び県は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、救護班の派遣等を行う。

2 災害救助法に基づく実施事項

災害の発生に伴い医療活動を必要とする事態が生じた場合で、災害救助法が適用されたときは、同法の基準により、災害救助法が適用されない災害については、必要に応じ同法の基準に準じて市の責任において実施する。

(1) 医療を受ける対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

(2) 助産を受ける対象者

- ア 災害のため助産の途を失った者
- イ 現に助産を要する状態の者
- ウ 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者
- エ り災者であると否とを問わない
- オ 本人の経済的能力の如何を問わない

(3) 医療助産の範囲

医 療	助 産
ア 診察	ア 分べんの介助
イ 薬剤又は治療材料の支給	イ 分べん前、分べん後の処置
ウ 処置、手術、その他の治療及び施術	ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
エ 病院又は診療所への受入れ	
オ 看護	

(4) 実施期間

- ア 医療  
災害発生の日から14日以内。
- イ 助産  
分べんした日から7日以内。  
ただし必要に応じ知事と協議し厚生労働大臣の同意を得て、期間を延長することができる。

(5) 費用の限度

- ア 医療
  - ・救護班による場合、使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の修繕費等の実費
  - ・一般の病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内
  - ・施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内
- イ 助産
  - ・救護班による場合  
使用した衛生材料等の実費
  - ・助産師による場合  
当該地域における慣行料金の8割以内の額

3 初動時救護所及び支援救護所、救護病院の活動等

(1) 初動時救護所

ア 設置

市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所（初動時救護所<sup>4</sup>箇所）を設置し、医療救護活動を行う。

区 分	設 置 場 所
初動時救護所	東中、西中、桜が丘中、 <b>南体育館（しーすぽ）</b>

イ 活動

初動時救護所は次の活動を行う。

- ・ 来所者に検温を実施し、発熱者と非発熱者に区分
- ・ 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- ・ 軽症患者の処置。
- ・ 重症患者を救護病院及び災害拠点病院へ搬送手配
- ・ 死亡の確認及び遺体搬送の手配
- ・ 医療救護活動の記録及び災害対策本部への措置状況等の報告
- ・ その他必要な事項

(2) 支援救護所

ア 設置

市は、初動時救護所が建物の損壊等で開設できない場合、または必要に応じて支援救護所を設置する。

区 分	設 置 場 所
支援救護所	千浜農村環境改善センター、掛川東病院、 <b>大東保健センター、大須賀中学校</b>

イ 活動

「(1) 初動時救護所 イ 活動」に準ずる

(3) 救護病院

ア 設置

市は、あらかじめ大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院として中東遠総合医療センターを指定する。

イ 活動

救護病院は次の活動を行う。

- ・ 医療救護対象者の重症度・緊急度による判定・選別（トリアージ）
- ・ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ
- ・ 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配
- ・ 死亡の確認及び遺体搬送の手配
- ・ 医療救護活動の記録及び災害対策本部への受入れ状況等の報告
- ・ その他必要な事項

(4) 災害拠点病院

中東遠総合医療センターは、県から災害拠点病院として指定されているため、上記(2)の活動のほか次の活動を行う。

- ア 医療、救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- イ 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の**受入**及び処置
- ウ 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配
- エ DMA T等医療チームの受入れ及び派遣
- オ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し

カ 災害対策本部を經由し、県災害対策本部への院内状況等の報告及び必要な措置の要請

#### 4 掛川市

あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。

- (1) 初動時救護所開設予定施設及び支援救護所、救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。
- (2) 傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。
- (3) 傷病者の受入れに当たっては、医療救護施設が効果的に機能するよう受入れ状況の把握に努め、必要な調整を行う。
- (4) 初動時救護所及び支援救護所、救護病院の受入れ状況等の把握のため職員を配置する。
- (5) 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県災害対策本部西部方面本部に調達・あっせんを要請する。
- (6) 市長は、初動時救護所及び支援救護所、救護病院において、医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して県に派遣を要請する。
  - ア 必要な救護班数
  - イ 救護班の派遣場所
  - ウ その他必要な事項
- (7) 被害の状況に応じて、重症患者の広域搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。

#### 5 市民及び自主防災組織

- (1) 傷病者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用いて処置する。
- (2) 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は二次救護所、救護病院に搬送する。  
搬送については、負傷者の同時多発等を考慮し、消防署救急隊を頼らずに、できるだけ自主防災組織等がこれに当たる。

#### 6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章及び消防法第17条の規定は、適用しない。
県、市の長の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。</li> <li>・臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置</li> </ul>

資料編 3-6-1 医療機関一覧表

資料編 3-6-2 救護所及び医療設備一覧表

資料編 3-6-3 救急医療セットの内容 (H-7 500人用)

資料編 3-6-4 救急医療セットの内容 (EM-5 100人用)

資料編 3-6-5 救急医療セットの内容 (EM-100)

資料編 3-6-6 医薬品取扱業者

## 第6 し尿処理（給水班）

### 1 基本方針

し尿の処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「掛川市災害廃棄物処理計画」及び「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・処理施設の確保を行い円滑・迅速に処理する。

### 2 掛川市

#### (1) 実施者

市長は、し尿の汲取処理については、市災害対策本部の給水班より責任者を指名し、被災地における清掃業務を実施する。

ただし、市独自で実施が困難な場合は、県、近隣市町又は関係機関の協力を得て実施する。

#### (2) し尿の収集及び処理

し尿の収集及び処理は、給水班が担当する。

##### ア し尿収集係の編成

給水班長は、被災状況に応じて関係者の協力により、し尿収集係を編成し、清掃業務を実施する。

##### イ 収集及び処理方法

- ・下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、市民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。
- ・し尿処理施設が被災した場合は、計画収集及び処理が可能になるまでの間、対象となる区域住民に対して水洗便所を使用せず、仮設便所等で処理するよう広報を行う。なお、使用できる浄化槽等はこの限りではない。
- ・仮設便所等のし尿の収集、処理体制を速やかに整備するとともに、必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
- ・速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努める。
- ・し尿の収集処理にあたっては、被災地の状況を考慮し緊急処理を要する地域から実施する。
- ・し尿の処理については生物循環パビリオン、東遠衛生センターで行うことを原則とし、施設が被災した場合は、県に近隣の市町との処理委託について、調整を依頼する。また、処理委託が困難な場合は、西部健康福祉センターの指導の下環境衛生上支障のない方法で臨時に貯留水槽等施設を設置するなど施設復旧までの間対処する。

#### (3) 知事への要請事項

市長は、独自にし尿処理業務を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請する。

##### ア 処理対象物名及び数量

##### イ 処理対象戸数

##### ウ 広域行政組合の処理場の使用可否

##### エ 実施期間

##### オ その他必要事項

### 3 市民及び自主防災組織

- (1) 下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。

(2) 自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び消毒、管理を行う。

#### 4 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。
県、市町の長の措置	上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

### 第7 廃棄物（生活系）処理（物資・衛生班）

#### 1 基本方針

生活系ごみの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「掛川市災害廃棄物処理計画」及び「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って円滑・迅速に処理する。

#### 2 掛川市

(1) 被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに収集体制を市民に広報する。

(2) 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

(3) 消毒用あるいは防臭用の薬剤及びごみ袋を市民に配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては他と分離し、優先的に処理するように指導、広報する。

#### (4) 実施者

市長は、塵芥処理については、市災害対策本部の物資・衛生班より責任者を指名し、被災地における清掃業務を実施する。

ただし、市独自で実施が困難な場合は、県、近隣市町又は関係機関の協力を得て実施する。

#### (5) ごみ、汚泥の収集及び処理

ごみ、汚泥の収集及び処理は、物資・衛生班が担当する。

##### ア ごみ収集係の編成

物資・衛生班長は、被災状況に応じて関係者の協力により、ごみ収集係を編成し、清掃業務を実施する。

##### イ 収集及び処理方法

- ・ごみ、汚泥、その他の汚物の収集処理にあたっては、被災地の状況を考慮し、緊急処理を要する地域から実施する。
- ・ごみ等の集積については、交通及び市民生活の支障のない場所に一時的に集積するよう措置する。



- ・集積されたごみ等については、環境資源ギャラリーで処理することを原則とし、施設が被災した場合及び運搬が困難な場合は、県、近隣市町又は関係機関等の協力を得て処理を委託する。

なお、処理委託が困難な場合は、西部健康福祉センターの指導の下、可能な限り分別をして、環境衛生上支障のない方法で臨時に仮置場を設置する等処理施設復旧までの間対処する。

(6) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、物資・衛生班が担当する。

ア 死亡獣畜処理は、原則として許可業者に委託して処理する。

イ 災害の状況により、上記アによる許可業者への処理委託が困難になり、自ら死亡獣畜の収集の必要が生じた場合、死亡獣畜処理の責任者は特別に班編制を行い、次により処理する。

- ・死亡獣畜処理場を有している近隣市町に依頼して処理する。
- ・臨時の埋却許可を取得し、家畜防疫員の指示する場所に埋却処分する。

(7) 知事への要請事項

市長は、独自に清掃業務を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請する。

ア 処理対象物名及び数量

イ 処理対象戸数

ウ 広域行政組合の処理場の使用可否

エ 実施期間

オ その他必要事項

3 自主防災組織

(1) 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し、住民に周知する。

(2) 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

4 市民

(1) ごみの分別・搬出については、市の指導に従う。

(2) 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる（本節第6 し尿処理 4参照）。

## 第8 災害廃棄物（物資・衛生班）

### 1 基本方針

応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の消失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「掛川市災害廃棄物処理計画」及び「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って、円滑・迅速に処理する。また、災害廃棄物の広域処理を含めた処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとし、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。

### 2 掛川市

#### (1) 災害廃棄物処理対策組織の設置

市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。市は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

#### (2) 情報の収集

市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。

- ア 家屋の被害棟数等の被災状況
- イ ごみ処理施設等の被災状況
- ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況
- エ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計
- オ 仮置場、仮設処理場の確保状況

#### (3) 発生量の推計

収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。

#### (4) 災害廃棄物処理実行計画の策定

発生量の推計をもとに実行計画を策定する。

#### (5) 仮置場、仮設処理場の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。

#### (6) 処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

#### (7) 関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。

(8) 災害廃棄物の処理の実施

県が示す処理指針に基づき、また、事前に策定した市の「災害廃棄物処理計画」に則し、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。

(9) 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

3 企業

自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。また、市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

4 市民

(1) 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指示する方法にて搬出等を行う。

(2) 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる（本節第6 し尿処理4参照）。

資料編 3-5-2 がれき等臨時保管場所

## 第9 防疫活動（物資・衛生班）

### 1 掛川市

(1) 実施事項

市長は知事の指示により被災地の感染症の予防を図るため、環境農林班を中心として次の防疫活動を行う。

ア 浸水地域の防疫活動の実施

津波浸水地域については、被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。

イ 生活用水の供給

知事の指示により、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下この項において「法」という。）第31条に基づき、生活用水の供給を制限又は禁止する。その場合、使用者に対し生活用水の供給を行う。

ウ 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請

防疫薬品が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し調達を要請する。

エ 臨時予防接種の実施

厚生労働大臣が定める疾病の蔓延予防上、緊急の必要があると認められた場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。

オ 健康診断

知事の指示により、法17条に基づく健康診断を実施し、患者及び保菌者を早期発見することで感染症の蔓延防止を図る。

カ ねずみ族、昆虫等の駆除、病原体に汚染された場所等の消毒等

知事の指示により、感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするため法第15条に基づき調査を実施する。

- ・ 感染症患者及び保菌者の早期発見並びに感染症の発生防止のための、検病調査及び検便調査の措置を講ずる。
- ・ 感染症が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、発生状況を調査し、感染症伝播媒介となる飲食物の販売、授受の禁止又は廃棄及び多数の人の集合する場所に予防上必要な

設備を設置する等の必要な防疫措置を講ずるとともに、汚染場所・物件の消毒、家庭用水（井戸水）の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除等必要な防疫指導を行う。

(2) 実施方法

ア 防疫係の編成

- ・災害により衛生条件が悪化し、感染症をはじめ各種の疾病の発生が予想される場合には、防疫係（おおむね運転手1名、作業員4名）を一係として編成し、前項に定める必要な防疫活動を行う。  
なお、災害の状況により市職員で対応できない場合は、作業員の臨時雇用及び自主防災組織の協力を得て編成する。
- ・防疫係は、災害の規模等に応じて編成する。
- ・防疫係は、物資・衛生班長の指示にしたがう。

イ 実施基準

被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次に該当する地域から優先実施する。

- ・下痢患者、有熱患者が多発している地域
- ・避難所
- ・浸水地域、その他衛生条件が良好でない地域

ウ 実施方法

- ・予防宣伝  
被災地の環境衛生を確保し、感染症発生の防止を図るため、保健衛生上の注意事項等について啓発、宣伝を行う。
- ・消石灰、クレゾール液の配布  
(a) 浸水被害が発生した場合は、床下等の乾燥剤として消石灰を配布する。  
(b) 浸水等により汚染された家屋及び汚染された溝、水たまり等の消毒薬剤としてクレゾール液等を配布する。  
(c) 消石灰、クレゾール液等について自治会又は自主防災組織へ一括搬送し、各家庭への配布を依頼する。
- ・汚染された井戸等  
汚染された掘ぬき井戸等の使用者に対し、次亜塩素酸ナトリウム投入による井戸水の消毒等の実施について指導等を行う。
- ・ねずみ族・昆虫の駆除  
災害に伴いねずみ族の移動あるいは昆虫の発生等により感染症の発生のおそれがある場合には、薬剤によりねずみ族・昆虫駆除を行う。
- ・毒劇物の取扱い  
回収及び流出飛散防止を図る。
- ・その他  
被災地の環境衛生の保持と感染症の予防を図るため、不衛生な食品の流通排除、その他必要な措置を適宜講ずる。

エ 防疫用資機材

防疫用資機材は、防疫用薬剤やねずみ族・昆虫駆除剤とする。

オ 臨時予防措置

被災地の感染症発生を予防するため、必要に応じ県の指導により、種類、対象者等を定め予防接種を実施する。

(3) 知事への要請事項

市長は、市において実施が困難な場合には、下記により知事へ応援を要請する。

- ア 防疫薬剤の種類及び数量
- イ その他必要事項

2 市民及び自主防災組織

飲食物の衛生に十分注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。

### 3 関係団体

飲食物に起因する**食中毒及び関連する感染症**の発生防止について、県及び市から要請があった場合は、積極的に協力をを行う。

※ 地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期するよう、十分に留意する。

## 第10 遺体の捜索及び措置（福祉班、情報班、物資・衛生班、消防班）

### 1 基本方針

- (1) 市は、県が作成した遺体措置計画策定の手引きに基づいて遺体措置計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。
- (2) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
- (3) 県は、市の遺体措置計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について市に助言する。
- (4) 市の区域内の遺体の捜索及び措置は市が行うことを原則とし、海上保安庁及び警察等は遺体の捜索及び措置に協力する。
- (5) 市はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。
- (6) 市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。
- (7) 県は、市が遺体措置を行う必要が生じた場合において、市から要請があったときは、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。

### 2 災害救助法に基づく実施事項

- (1) 遺体捜索対象者  
行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者
- (2) 遺体の措置内容等
  - ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
  - イ 遺体の一時保存
  - ウ 検案
  - エ 遺体の身元確認
- (3) 埋葬対象者
  - ア 災害時の混乱の際に死亡した者
  - イ 災害のため埋葬を行うことが困難な状況下で死亡した者
- (4) 実施期間  
災害発生の日から10日以内。  
ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度において、知事と協議し内閣総理大臣の同意を得て延長できる。
- (5) 費用の限度  
資料編 3-12-1 に示すとおり。

3 実施方法

(1) 実施者及び作業系の編成

市長は、消防本部（署）から遺体の捜索、収用の責任者を、また、災害対策本部の福祉班から処理及び埋葬における責任者を指名する。責任者は、次の業務を実施するために必要な係を編成するとともに、警察、自衛隊、消防、自主防災組織等と連携協力して作業を行う。

担当業務	業務内容	主体班
捜索業務	遺体の捜索	消防本部（署） 及び消防（水防）団
収容業務	担架、車両を活用して遺体安置所へ輸送	
措置業務	遺体安置所の管理、遺体の措置、一時保存 身元の確認	福祉班、物資・衛生班
埋火葬業務	埋火葬のための移送及び埋火葬	
		埋火葬許可証の発行

(2) 遺体の捜索

遺体の捜索は、消防職員、市職員及び消防団員、自衛隊、地元関係者の協力により行うものとし、捜索にあたっては、単独行動を慎み組織に基づく作業班単位で行動し、常に警察等関係機関と連携をとりながら実施する。

(3) 遺体を発見したときの措置

- ア 市職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。
- イ 遺体を発見した場合は、すみやかに遺体収容所に引渡し、警察官の検視かつ医師の検案を受け、身元が判明し遺族等の引取人があるときは速やかに引き渡す。
- ウ 身元が判明しない遺体又は引取人がない遺体は、すみやかに遺体安置所に引き渡す。この場合、警察官は遺体見分調書を作成し、医師の検案書は遺族関係者の必要に応じて作成する。

(4) 遺体収容施設

市は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。

市は、遺体収容施設において次の活動を行う。

- ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。
- イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。
- ウ 被災現場、救護所、二次救護所、救護病院（災害拠点病院）からの遺体搬送を行う。
- エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。
- オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。

(5) 遺体の処置

- ア 小笠医師会及び中東遠総合医療センター等の協力により、遺体の洗浄、縫合、消毒を行う。
- イ 遺体の識別のための措置として、遺体の撮影、身体的特徴、衣類及び所持品等を記録する。
- ウ 遺品を整理し、納棺の上必要事項を遺体安置所内に掲示するとともに身元確認の措置をとる。
- エ 遺体の身元が判明しない者で、一定期間経過後引取人がないときは、行旅死亡人として取扱うこととし、火葬許可を受け、埋火葬する。

(6) 遺体収容

ア 遺体安置所は、了解を得て付近の寺院又は学校等の公共施設（避難所として使用する場所を除く。）を使用するが、限られた場所で多数の死者がでた場合は、東遠カルチャーパーク総合体育館さんりーな及び掛川B&G海洋センター（艇庫及び体育館）を遺体安置所とする。

イ 遺体安置等にあたっては、極力損傷を与えないよう丁寧に扱うとともに死者に対し礼が失われることがないように注意する。

(7) 遺体の埋火葬

火葬に先立ち、火葬許可証の交付を受け、処理にあたる。

ア 火葬は、東遠地区聖苑組合において措置する。

イ 火葬した遺骨は、一時寺院に安置し、事後において遺骨引取人により、それぞれの墓地に埋葬する。

ただし、遺骨引取人がない場合の遺骨及び遺留品は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第32号）に基づき、それぞれ定められた方法により措置する。

(8) 広域火葬

大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。

4 知事への要請事項

市長は、遺体の搜索、措置、火葬について、市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県へ要請する。

- (1) 搜索、措置、火葬に必要な職員数
- (2) 搜索が必要な地域
- (3) 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否
- (4) 必要な輸送車両の台数
- (5) 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び品目別数量
- (6) 広域火葬の応援が必要な遺体数

5 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に準じて対策を実施する。

6 市民及び自主防災組織

行方不明者についての情報を、市に提供するよう努める。

7 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。

資料編 3-7-2 火葬場

資料編 3-7-3 臨時遺体収容所

資料編 3-12-1 費用

第11 応急仮設住宅の確保（土木班）

1 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

## 2 建設型応急住宅(プレハブ仮設住宅)の整備

### (1) 被害状況の把握

ア 「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

#### イ 建築物の応急危険度判定活動

被災建築物の倒壊や落下物による二次被害を防止するとともに、建築物の安全性に対する住民の不安に応えるため、社団法人静岡県建築士会小笠支部の協力により、地震被災建築物応急危険度判定を実施する。

危険と判定された被災建築物の所有者は、建設業協同組合等に依頼して必要な措置を講ずる。

資料編 3-5-3 応急危険度判定士の状況

### (2) 体制の整備

応急仮設住宅対策に関する体制を整備する。

### (3) 建設型応急住宅（プレハブ仮設住宅）の整備

#### ア 入居対象者

住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者

#### イ 設置者

災害救助法が適用される被害があった場合には県が、適用されない場合は市が行う。

### (4) 規模及び費用の限度額

資料編（3-12-1）に示すとおり。

### (5) 建設型応急住宅の建設

ア 建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会、静岡県木造応急仮設住宅建設協議会等の協力を得て建設する。

イ 建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。

#### ウ 建設着工及び供与期間

- ・災害発生の日から20日以内に着工する。
- ・供与期間は、2年以内の期間とする。

## 3 建設型応急住宅(プレハブ仮設住宅)の維持・管理・運営

### (1) 管理体

県は建設型応急住宅(プレハブ仮設住宅)の適切な管理運営を行う。建設型応急住宅(プレハブ仮設住宅)管理を市長に委任した場合は、知事と市長との間で、管理委託契約を締結する。

### (2) 応急住宅の入居者の認定

入居者、修理者の適格者は次により選考する。

#### ア 選考委員会

選考事務の公正を期するため、市長が任命する選考委員による選考委員会を置くことができる。



イ 選考基準

選考にあたっては、り災者の資力その他生活条件を十分調査するものとし、必要に応じて民生委員・児童委員の意見を徴する等、公平な選考に努める。

- ・生活保護法の被保護者及び要保護者
- ・特定の資産のない高齢者世帯、身体障がい者世帯、病弱者
- ・特定の資産のない寡婦、母子世帯
- ・特定の資産のない失業者
- ・特定の資産のない勤労者、中小企業者
- ・前各号に準ずる経済的弱者

(3) 応急住宅の管理運営

ア 応急住宅の適正な管理運営を行う。その際、応急住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。

イ 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急仮設住宅ごとに入居者名簿を作成する。

ウ 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。

4 賃貸型応急住宅の借上げ

借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。

5 要配慮者への配慮

応急仮設住宅への受入れに当たっては高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。

特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

6 住宅の応急修理

(1) 対象

住宅が半壊又は半焼、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、した者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し、居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。また、対象者の認定は、自らの資力では住宅の応急修理ができない者を対象に行う。

(2) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等のように日常生活に必要欠くことのできない部分の応急的修理に限られる。

(3) 住宅の修理者の適格者は前期3(2)より選考する。

7 建築資機材及び建設業者等の調達、あっせん要請等

市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建設業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。

(1) 建築資材、労務者等

ア 建築資材の調達については、物資班により資料編(3-5-1)に示す掛川市建設業協同組合、大東町建設事業組合、大須賀町建設事業組合に要請する。

イ 建設業者の動員

技術者、労働者の動員については、掛川市建設業協同組合、大東町建設事業組合、大須賀町建設事業組合に要請し調達及びあっせんする。

また、これらの供給可能業者も事前協議にて把握する。但し、応急仮設住宅については全て県との協議による。

(2) 建設機械等の借り上げ

建築機械等の借り上げ等については、物資班にて措置する。

(3) 建設資材の輸送措置

調達した資材の輸送は原則として当該物資発注先の業者に依頼するが、当該業者等において措置できないときは、〈第18節 輸送計画〉に基づき措置する。

(4) 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急仮設住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。
県、市町の長の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。</li> <li>・応急仮設住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置</li> </ul>

8 住居等に流入した土石等障害物の除去

住居等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

(1) 除去を必要とする住家戸数(半壊、床上浸水別)

(2) 除去に必要な人員

(3) 除去に必要な期間

(4) 除去に必要な機械器具の品目別数量

(5) 除去した障害物の集積場所の有無

9 建築相談窓口の設置

市は、建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応ずる。

資料編 3-2-3 応急仮設住宅建設予定地一覧表

## 第12 ボランティア活動への支援（福祉班）

### 1 基本方針

応急対策に関する様々な局面において、ボランティアの能力が最大限に発揮されるよう、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、マニュアル（災害時のボランティア受入れ手引き）を踏まえ、ボランティア活動への支援体制を速やかに整える。

### 2 行政・NPO・ボランティア等の三者連携

市は、国及び県とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

### 3 市災害ボランティアセンターの設置及び運用

- (1) 市は、ボランティアの受入体制を整備し、被災者への救援、支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努める。
- (2) 市は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に市社会福祉協議会等と連携して、ボランティアに対する需要の把握及びボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線の市災害ボランティアセンターを設置する。  
また、市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。
- (3) 市災害ボランティアセンターは、市災害対策本部ボランティア担当の職員、市社会福祉協議会ボランティアセンターの職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。
- (4) 市は、随時、情報交換、協議等を行うため、ボランティア担当員を連絡調整要員として市災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。

### 4 ボランティア活動拠点の設置

市は、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、ボランティア団体のコーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握及びボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。

### 5 ボランティア団体等に対する情報の提供

市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

### 6 ボランティア活動資機材の提供

市は、市災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

資料編 3-10-6 災害ボランティア宿营地

### 第13 下水道災害応急対策計画（給水班）

#### 1 下水管理者

災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

## 第11節 学校における災害応急対策及び応急教育

【担当班：幼保班、教育班】

### <計画作成の主旨>

小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害を受け正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

### <計画の内容>

#### 第1 基本方針

- 1 市教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施を指導する。
- 2 応急教育のための施設又は教職員の確保等について、県に要請するなど必要な措置を講ずる。
- 3 「災害救助法」に基づき教科書、学用品等の給与に関する措置を講じる。学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や家族等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに対策を実施する。
- 4 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督の下、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

#### 第2 災害応急対策

計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難場所・避難所指定の有無等を考慮する。

計画に定める項目は、次のとおりとする。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 学校の防災組織と教職員の任務</li><li>(2) 教職員動員計画</li><li>(3) 情報連絡活動</li><li>(4) 生徒等の安全確保のための措置</li><li>(5) その他、「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策</li></ol> |
|---|

##### 1 生徒等の安全確保のための措置

学校等の校長等は、風水害等災害が発生した場合、又は市長が避難の指示を行った場合において、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

##### (1) 在校、在園時の措置

###### ア 災害発生直後の対応

災害発生後、速やかに安全な避難場所に児童生徒等の避難指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。

イ 安全の確認

災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。

また、最終的に安全を確認した後、速やかに家族等と連絡を取り、引渡し等の適切な措置を講じる。

ウ 校外、園外活動時の対応

遠足等校外、園外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導を行う。

(2) 児童・生徒の登下校対策

ア 通学路の安全確保

学校長は道路災害等により児童・生徒の通学に危険があるときは、家族等、教員及び関係団体等の協力を得て児童、生徒の通学の安全を確保する。

イ 通学バス等の確保

道路災害により、バス運行等ができなくなった場合は、〈第19節交通応急対策計画〉に基づき被災箇所を早期復旧を促進するとともに、児童・生徒の通学に支障のないよう必要な措置を講ずる。

(3) 家族等への引渡し

ア 校内、園内の児童生徒等への対応

警報発令中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校内、園内保護する。その際、迎えに来た家族等も同様に校内、園内保護する。

イ 帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校内、園内保護を行い、安全が確実なものと判断でき、かつ家族等と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

ウ 家族等と連絡がつかない場合の対応

家族等と連絡がつかない場合や、家族等がおらず引渡ししが不可能な場合についても同様に校内、園内保護を行う。

2 文教施設等の応急復旧対策計画

災害発生後早急に各文教施設の被災状況を調査するとともに応急復旧対策計画を作成し、必要な場合は応急仮設校舎の建設等の措置を講ずる。

(1) 公立学校等

ア 校舎等

軽微な校舎の被害については、即時修理を行う。教室に不足を生じる場合には特別教室、講堂、体育館等の転用又はプレハブ教室の設置などの必要な措置を講ずる。

イ 運動場等

運動場等の被害については、使用に危険のない程度の応急修理を行う。

ウ 備品

備品が流失、破損などにより滅失あるいは使用不能となった場合には、余剰備品又は近接の学校備品を一時借用し授業に支障のないよう措置する。

(2) 社会教育施設、社会体育施設

ア 施設管理者は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じ、施設を所管する市長部局又は教育委員会に被害の状況を報告する。

イ 施設を所管する教育委員会及び市は、速やかに被害の状況を調査し、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

### 第3 応急教育

計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。

#### 1 教育の実施場所の確保

(1) 教育委員会は、校内での授業が困難な場合、場所及び収容人員等を考慮して、市内の他の学校、集会所、公民館、その他公共施設又は隣接学校の校舎等を利用できる措置を講じる。

(2) 教育委員会は、実施場所が確保できないときは、仮設校舎を建設する。

#### 2 教職員の確保

教育施設の被災、教職員の事故等により変則的学級編制による授業を実施するときは、県と密接な連絡をとり、教職員の確保等必要な措置を講ずる。

#### 3 教育の方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。

#### 4 休業措置

(1) 校長等は災害が発生し、又は発生が予想される場合で児童生徒等の安全確保が困難なときは、必要に応じて臨時休業又は授業打ち切り若しくは避難等の措置を講ずる。

(2) 校長等は、市災害対策本部の教育班と密接な連絡をとり、教育施設の被災状況等により登校前に休校措置を決定した場合は、あらかじめ定められた連絡網及び同時通報用無線等により児童・生徒及び家族等に周知徹底を図る。

#### (3) 教育再開の決定・連絡

生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び家族等に連絡する。

教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。

#### (4) 教育環境の整備

不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。

#### 5 給食業務の再開

施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。

#### 6 学校が地域の避難所となる場合の対応

各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。

避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市町等と必要な協議を行う。

#### 7 生徒等の心のケア

生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、教育委員会及び学校等は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、家族等、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、必要に応じて、臨時の健康診断を実施するなどして、被災した児童生徒等の心身の健康管理に努める。

各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。

資料編 3-9-1 学校、幼稚園、認定こども園、保育園一覧表

### 第4 学用品等の調達と供与

#### 1 学用品給与の方法

- (1) 給与の対象となる児童・生徒の人数は、り災者名簿と当該学校における学籍簿等と照合し、被害別・学年別に正確に把握する。
- (2) 小学校児童及び中学校生徒の判定の時点は原則として災害発生日とする。
- (3) 教科書は学年別、学科目別、発行所別に調査集計し、購入配分する。
- (4) 通学用品、文房具は被害状況別、小中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成し、これにより購入配分する。
- (5) 給与品目は、各人の被災状況、程度等実状に応じ、特定の品目に重点を置くことも差し支えない。
- (6) 教材は、教育委員会に届け出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認の上給与する。

#### 2 学用品の調達

学用品購入（配分）計画表等に基づき、調達又はあっせんを依頼する。

### 第5 高等学校生徒の災害応急対策等への協力

高等学校において登校可能な生徒は、教職員の指導監督の下に学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や、地域における応急復旧又は救援活動等に協力する。

### 第6 文化財等の応急対策

文化財の管理者（又は所有者）は、各文化財の状態に応じ災害に対処する措置を講ずるものとし、市は管理もしくは復旧のため多額の費用を要する場合は、市内で協議し、援助の範囲を決め、文化財の保全に努める。



## 第12節 被災者の生活再建等への支援

【担当班：調査班、福祉班】

### <計画作成の主旨>

市及び県は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

### <計画の内容>

#### 第1 基本方針

- 1 市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- 2 援護措置の実施が困難な場合は、市長は応援要員の派遣を知事に要請する。
- 3 市は、速やかに各分野の職員をもって、生活相談所を開設する。県（西部）健康福祉センターはこれに協力する。
- 4 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から、順次実効のある当面の措置を講ずる。

#### 第2 実施事項

- 1 市又は県が実施する事項
  - (1) り災した社会福祉施設入所者を他の施設等へ一時保護する場合のあつせん
  - (2) 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用
- 2 市又は県が民間の協力を得て実施する事項

り災者に対する生活相談	実施機関	市（被害が大きい場合は県と共催）
	相談種目	生活、資金、法律、健康、身上等の相談
	協力機関	県、社会福祉協議会（県、市）、静岡県災害対策士業連絡会、法テラス静岡、日本赤十字社静岡県支部、民生委員・児童委員、その他関係機関
り災母子・寡婦世帯に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け	実施機関	県（健康福祉センター）、市（中核市に限る。）
	協力機関	市、民生委員・児童委員、母子福祉協力員
	貸付額	「母子及び寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額
り災身体障がい児者に対する補装具の交付等	実施機関	児 童：県、市
		18歳以上：市
	協力機関	児 童：民生委員・児童委員、身体障がい者相談員 18歳以上：民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、身体障がい者更生相談所

	対 象	り災身体障がい児者
	交付等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害により補装具を亡失又はき損した身体障がい児者に対する修理又は交付</li> <li>・災害により負傷又は疾病にかかった身体障がい児者の更生(育成)医療の給付</li> <li>・り災身体障がい児者の更生相談</li> </ul>
義援金の募集及び配分	実施機関	県、市
	協力機関	教育委員会（県、市）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、市）、報道機関、その他関係機関
	募集方法	災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け協議決定する。
	配分方法	関係機関により構成する配分委員会を設け、協議決定する。
義援品の受入れ	実施機関	県、市
	協力機関	報道機関、その他関係機関
	受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。

### 3 民間団体等が他の協力を得て実施する事項

り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け	実施機関	社会福祉協議会（県、市）
	協力機関	県、市、民生委員・児童委員
	貸付額	「生活福祉資金貸付制度要綱」第5に規定する額

## 第13節 市有施設及び設備等の対策

【担当班：全班】

### ＜計画作成の主旨＞

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

### ＜計画の内容＞

#### 第1 県防災行政無線

##### 1 市及び他機関端末局

県防災行政無線の対策は、別紙 第11節第1「庁舎等の応急措置」の定めに準ずる他、次の対策を実施する。

(1) 端末局に障害がある場合は、県派遣保守要員がシート交換による応急措置を行う。

#### 第2 市有施設、設備

市有施設、設備の対策は、別紙 第11節第1「庁舎等の応急措置」の定めに準ずる他、次の対策を実施する。

##### 1 同時通報用無線

親局施設の作動状況を確認し、障害のある場合又は子局に障害が発生した場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかな復旧措置を講ずる。

##### 2 地域防災無線、消防無線

親局施設の作動状況を確認し、障害のある場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、すみやかな復旧措置を講じるとともに、状況に応じ仮設基地局を設置し、移動局との通信を確保する。

また、非常用電源の確保を行うとともに、携帯用無線機については、発電機等により随時充電を行い、機能維持を図る。

##### 3 庁舎（市庁舎、消防署）

(1) 庁舎管理者は、施設及び設備を点検し、防災拠点としての機能に支障のないよう応急措置を講ずる。

(2) 災害の状況により、庁舎の使用が困難な場合は、仮設の施設を設置する等の措置を講ずる。施設及び設備を点検し、防災拠点としての機能に支障のないよう応急措置を講ずる。

#### 第3 その他の公共施設等

その他の公共施設等の対策は、別紙 第11節第3「道路、その他の公共土木施設等」の定めに準ずる他、次の対策を実施する。

##### 1 道路

(1) 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

(2) 応急措置の実施、二次災害の防止

県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。

(3) 緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施

緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協同組合等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

(4) 住民への連絡

避難等が必要な場合は、すみやかに当該地域の住民へ情報の連絡に努める。

2 河川及び海岸保全施設

(1) 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

(2) 水門等の操作

津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

(3) 応急措置の実施、二次災害の防止

従前の防災機能が損なわれ、二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。

(4) 資機材の確保、応急復旧工事の実施

施設の重要度を勘案の上、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協同組合等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

(5) 市長への連絡

避難等が必要な場合は、すみやかに市長へ状況の連絡に努める。

3 砂防、地すべり及び急傾斜地等

(1) 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロールや砂防ボランティア・地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

(2) 応急措置の実施、二次災害の防止

二次災害のおそれのある場合、危険箇所への立入禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。

(3) 資機材の確保、応急工事の実施

二次災害の発生等、危険性を勘案の上、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、建設業協同組合等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。

(4) 市民への連絡

避難等が必要な場合は、すみやかに市民へ状況の連絡に努める。

4 ダム、ため池及び用水路

(1) 被害情報の把握

ダム、ため池及び用水路の被害状況を調査する。

(2) 応急措置の実施及び下流域の市町長又は警察署長への必要な措置の要請

施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及びおそれのある下流域の市町長又は警察署長に対し状況を連絡し避難指示等必要な措置をとるよう要請するとともに、迅速に応急措置を講ずる。

5 その他市有施設

(1) 施設の被害状況の早期把握に当たる。

(2) 関係業者等による応急復旧を行う。

6 工事中の公共施設、建築物、その他

津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

7 危険物保有施設

発火危険物、有毒薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。

8 水道施設

(1) 災害の発生状況に応じ、送水を停止する等必要な措置を講ずる。

(2) 応急復旧に必要な資機材を確保し、応急復旧工事を行う。

(3) 配管の仮設等による応急給水に努める。

(4) 医療機関、避難所等への優先的応急給水に努める。

9 下水道

(1) 下水道管理者は、他の関係機関と相互に協力し、処理場、ポンプ場、マンホール、管渠等施設の点検巡視を行い、被害箇所を把握する。

(2) 下水道管理者は、施設の応急復旧のため他の関係機関の協力を求め、必要な措置を講ずる。

(3) 下水道管理者は、他の関係機関と相互に協力し、し尿の収集及び処分を行う。

#### 第4 情報システム

情報システムの対策は、別紙 第11節第1「庁舎等の応急措置」の定めに準ずる他、ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）に基づき、情報システムの被害状況の把握、業務継続と早期復旧に向けた対策を速やかに実施する。

## 第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

【担当班：管理調整担当、総務班】

### <計画作成の主旨>

市民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

### <計画の内容>

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、市、ライフライン事業者等は、関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

防災関係機関等の講ずる災害応急対策は、別紙 第12節「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の定めに準ずる他、次の対策を実施する。

### 第1 電力（中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社 掛川営業所・島田電力センター）

- 1 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によっては危険防止のため送電を停止する。
- 2 電力が不足する場合は、他電力会社へ電力の緊急融通を依頼し、電力供給の確保に努める。
- 3 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- 4 電力の供給開始までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。
- 5 水力、原子力の各発電所は、直ちに各種装置及び施設を巡回点検し安全確保の応急措置を講ずる。

### 第2 ガス（一般社団法人静岡県LPガス協会、中遠ガス株式会社）

- 1 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により、各社が定める停止基準値を超えた場合は、ガスの供給を停止する。
- 2 都市ガス及びLPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- 3 都市ガス及びLPガスの施設の安全点検を実施する。
- 4 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- 5 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。
- 6 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

### 第3 通信（西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社）

#### 1 西日本電信電話株式会社（静岡支店）

- (1) 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置を講ずる。
  - ア 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等を運用し、臨時公衆電話を設置する。
  - イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171サービス及び災害用音声お届けの開設等を提供する。
  - ウ 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。
- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- (3) 通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

#### 2 株式会社NTTドコモ東海支社

- (1) 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。
  - ア 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。
  - イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。
- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- (3) 通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

### 第4 放送（日本放送協会、民間放送会社）

- 1 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。
- 2 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。
- 3 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。

### 第5 市中金融

- 1 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。
- 2 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。
- 3 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議の上、相互の申し合わせを行い次の措置を講ずる。
  - (1) 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等
  - (2) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出しの実行等についての特別取扱い

(3) 被災関係手形の支払い呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等

**第6 鉄道（東海旅客鉄道株式会社掛川駅、日本貨物鉄道株式会社、天竜浜名湖鉄道株式会社）**

- 1 不通区間が生じた場合は、迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行車線の振替輸送等の措置を講ずる。
- 2 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。
- 3 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

**第7 道路（国、県、市）**

- 1 道路管理者は、他の道路管理者、その他の関係機関と相互に連携し道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。
- 2 道路管理者は、他の道路管理者、その他の関係機関と相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。
- 3 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協同組合等の協力を求め、必要な措置を講ずる。
- 4 県警察は、交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は、応急復旧工事を実施する。



## 第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

【担当班：管理調整担当、福祉班、幼保班、教育班、消防班】

### ＜計画作成の主旨＞

地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

### ＜計画の内容＞

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節第13節 市有施設及び設備等の対策、第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策に定めるもののほか次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用する。

### 第1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

- 1 災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項
  - (1) 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制
  - (2) 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- 2 津波から円滑な避難の確保に関する事項
  - (1) 地震及び津波に関する情報収集、伝達
  - (2) 利用者、顧客、従業員等の安全な避難誘導方法
- 3 出火防止措置、消防用設備・施設等の点検
- 4 その他必要な災害応急対策に関する事項第

### 第2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。津波から円滑な避難のための安全確保措置については、津波に関する情報を把握し、従業員等の避難に要する時間に配慮して実施する。

- 1 病院、診療所、百貨店、スーパー等
  - (1) 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。
  - (2) 地震及び津波に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。

## 地震対策編 第5章 災害応急対策

### 第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

- (3) 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。
- 2 石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設  
火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
- 3 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業  
(1) 利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。  
(2) 鉄道においては、津波による被害が予想される区間がある場合、運行停止等の必要な措置を講ずる。
- 4 学校・幼稚園・保育所、認定こども園等、社会福祉施設  
避難場所、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な要配慮者の安全確保に必要な措置等に配慮する。
- 5 水道、電気及びガス事業  
(1) 水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。  
(2) 電気火災等の二次災害を防止、軽減するためブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。  
(3) ガス火災等の二次災害を防止、軽減するためガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。
- 6 道路  
津波による被害が予想される区間及び避難路としての使用が予定される区間がある場合、交通規制等の必要な措置をとる。

## 第6章 復旧・復興対策

大規模災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

### 第1節 防災関係機関の活動

---

#### <計画作成の主旨>

市の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については、災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

#### <計画の内容>

##### 第1 掛川市

###### 1 市震災復興本部の設置

市長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、市震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。

###### 2 復興本部と災害対策本部との併設

復興本部は災害対策本部と併設できる。復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮する。

###### 3 所掌事務

復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

- (1) 市震災復興計画の策定
- (2) 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達
- (3) 県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請
- (4) 静岡県震災復興基金への協力
- (5) 相談窓口等の運営
- (6) 民心安定上必要な広報
- (7) その他の震災復興対策

###### 4 災害対策本部との調整

災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、災害対策本部との連絡調整会議を開催する。

5 防災会議の開催等

- (1) 復興本部が設置された場合、必要に応じ、防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整などを行う。
- (2) 招集される防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。
- (3) 防災会議は、復興本部との調整を図る。

**第2 静岡県警察（掛川警察署）**

機関の名称	主要な処置
静岡県警察 （掛川警察署）	<p>(1) 社会秩序を維持する活動 本編第5章第8節に規定する「社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。</p> <p>(2) 交通の確保対策 本編第5章第9節「交通の確保対策」に準じた活動を行う。</p>

**第3 防災関係機関**

防災関係機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

1 指定地方行政機関

機関の名称	主要な処置
財務省東海財務局 （静岡財務事務所）	<p>(1) 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して、災害関係の融資、預貯金の払い戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請</p> <p>(2) 地方公共団体において国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置</p>
総務省 東海総合通信局	<p>(1) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理</p> <p>(2) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査</p> <p>(3) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与</p>
厚生労働省静岡労働局 （磐田労働基準監督署）	<p>(1) 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化</p> <p>(2) 労働保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置</p> <p>(3) 離職者の早期再就職等の措置（職業相談、雇用維持の要請等）</p>
農林水産省 関東農政局静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

機関の名称	主要な処置
国土交通省中部地方整備局 (浜松河川国道事務所)	(1) 管轄する基盤施設(河川、道路など)が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 (2) 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。 (3) 復旧・復興事業に関する広報を実施する。
国土地理院 中部地方測量部	(1) 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。 (2) 地理情報システムの活用を図る。 (3) 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(東海地震に関する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説
環境省 関東地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 (3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省南関東防衛局	(1) 所管財産使用に関する連絡調整 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

## 2 指定公共機関

機関の名称	主要な処置
日本郵便株式会社東海支社	(1) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (2) 被災者救助団体に対するお年玉はがき寄附金の配分 (3) 被災者に対する郵便はがき等無償交付 (4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (5) 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。
東海旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道株式会社 (掛川駅)	災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。

機関の名称	主要な処置
西日本電信電話株式会社 (静岡支店)、株式会社 NTT ドコモ東海支社(静岡支店)	(1) 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 (2) 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 (3) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
日本赤十字社(静岡県支部)	(1) 義援金の募集・義援金募集配分委員会への参加 (2) 協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会(静岡放送局浜松支局)	(1) 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 (2) 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 (3) 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 (4) 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
中日本高速道路株式会社 (静岡保全・サービスセンター(東名)、浜松保全・サービスセンター(新東名))	(1) 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 (2) 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 (3) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
岩谷産業株式会社 アストモエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスターナー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社(浜松支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行
中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社(掛川営業所・島田電力センター)	(1) 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 (2) 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 (3) 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

機関の名称	主要な処置
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブ ン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマー ト 株式会社セブン&アイ・ホ ールディングス	被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

### 3 指定地方公共機関

機関の名称	主要な処置
都市ガス会社 (中遠ガス株式会社)	(1) ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 (2) 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 (3) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
一般社団法人静岡県LP ガス協会(西部支部)	必要に応じ代替燃料の供給に協力する。
しずてつジャストライン 株式会社、 天竜浜名湖鉄道株式会社	(1) 鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 (2) 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 (3) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
民間放送機関(静岡放送 株式会社・株式会社テレ ビ静岡・株式会社静岡朝 日テレビ・株式会社静岡 第一テレビ・静岡エフエ ム放送株式会社)	(1) 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 (2) 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 (3) 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 (4) 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
一般社団法人静岡県トラ ック協会(中遠支部)	復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行

機関の名称	主要な処置
土地改良区（大井川右岸土地改良区、牧之原畑地総合土地改良区）	<p>(1) 管轄する施設（用水路、取水門、頭首工等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。</p> <p>(2) 復旧・復興事業の実施に当たっては、国・県及び市との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者とも調整を行う。</p> <p>(3) 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。</p>
公益社団法人静岡県栄養士会	<p>(1) 要配慮者等への食料品の供給に関する協力</p> <p>(2) 避難所における健康相談に関する協力</p>
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	<p>(1) 管理する施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、迅速に復旧・復興事業を行う</p> <p>(2) 復旧・復興事業の実施に当たっては必要に応じて県と調整を行う</p>



## 第2節 激甚災害の指定

---

### <計画作成の主旨>

市域において、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号 以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、市は、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

### <計画の内容>

#### 第1 基本方針

- 1 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。
- 2 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

#### 第2 激甚災害の調査

市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。

#### 第3 激甚災害指定の手続き

地震による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

#### 第4 特別財政援助の交付(申請)手続き

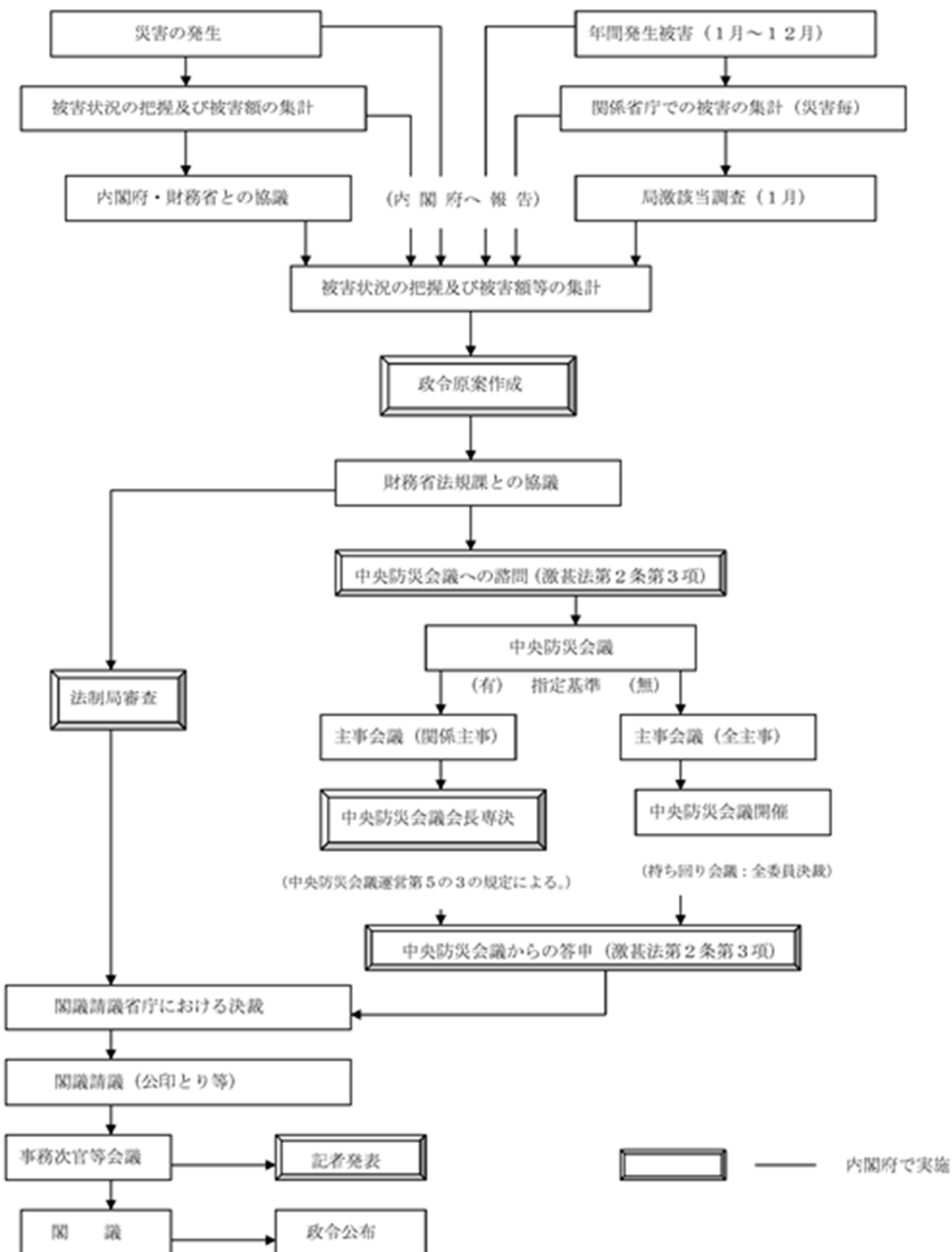
激甚災害の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。県は、これを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金・補助金等を受けるための手続きを行う。

< 激甚災害指定事務手続き >

激甚災害指定事務手続

< 激甚災害（本激） >

< 局地激甚災害（局激） >



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続きを行う。

## 第5 激甚災害指定基準

### 1 激甚災害（本激）指定基準

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章：第3条、第4条）

※ 公共土木施設、公立学校施設、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、堆積土砂排除事業等

#### (2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）
- ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条）
- エ 土地改良区を行う湛水排水事業に対する補助（法第10条）
- オ 共同利用小型漁船の建造費の補助（法第11条）
- カ 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）

#### (3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例（法第13条）
- ウ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例（法第15条）

#### (4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）
- ウ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第22条）
- エ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

### 2 局地激甚災害（局激）指定基準

局地激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章：第3条、第4条）

#### (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

#### (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）

#### (4) 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）

#### (5) 中小企業に関する特別の助成（法第12条、第13条、第15条）

#### (6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

## 第3節 震災復興計画の策定

---

### <計画作成の主旨>

被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、市民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。

また、その際は、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるように努める。

### <計画の内容>

#### 第1 災害復旧・復興の基本方向の決定等

##### 1 基本方向の決定

市は、被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性並びに応急復旧後の状況等を考慮し、必要に応じ国等関係機関と協議を行い、現状復旧を目指すか、あるいは、地震に強い町づくり等の中長期的、計画的復興を目指すかについて早急に検討し基本方向を定める。

##### 2 住民意向の尊重

被災地の復旧・復興については、市が主体となり住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

##### 3 女性及び避難行動要支援者の参画促進

市は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者についても、参画を促進するよう努める。

##### 4 職員派遣等の要請

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

#### 第2 災害普及・復興計画

##### 1 計画策定の体制

市長は、必要があると認めたときは、震災復興計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。

##### 2 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。

##### 3 計画の基本方針

計画策定に当たっては、市の総合計画との調整を図る。

##### 4 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、市民に周知し、被災地の復興を促進する。

5 国・県との調整

計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

6 災害復旧計画

(1) 基本方針

市は、被災者の生活再建はもとより、被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、地震に強いまちづくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行う。

これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し実施する。

(2) 事業計画の策定

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する災害復旧計画を速やかに策定する。

なお、計画の策定にあたっては、関係機関は連絡調整を図りながら被災原因・被災状況等を的確に把握し、基本方針との整合を図りながら策定する。

7 災害復興計画

災害復旧は、災害を受けた施設をほぼ従前の機能・状態に回復するのに対し、災害復興はその地域における過去の災害の教訓や地域的特色を活かしながら、災害に強いまちづくりを目指すものである。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

この災害復興事業を可及的速やかに、効率的かつ効果的に実施するため、市及び県は被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的な復興事業を推進する。

(1) 復興計画の策定

ア 市は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画を策定する。県において復興計画の策定がされている場合にあっては、連携をとりつつ整合を図りながら策定する。

イ 策定にあたっては、被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進するとともに、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。

ウ 地域全体での合意形成

市及び県は、住民に対して、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努める。

(2) 復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、市は国・県及び防災関係機関と密接な連携を図るとともに、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について必要な措置を講じる。

## 第4節 復興財源の確保

---

### <計画作成の主旨>

復旧・復興対策が・円滑に実施できるように被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

### <計画の内容>

#### 第1 予算編成

##### 1 基本方針

(1) 復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。

##### ア 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

- ・復旧・復興事業
- ・震災復興基金への出捐金及び貸付金
- ・その他

(2) 発災年度の予算の執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

(3) 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

#### 第2 復興財源の確保

##### 1 基本方針

災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

##### 2 掛川市

(1) 地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

- ア 災害復旧事業債
- イ 歳入欠かん等債
- ウ その他

(2) 県への要望

復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置等を県に要望する。

## 第5節 震災復興基金の設立

---

### <計画作成の主旨>

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ震災復興基金を設立する。

### <計画の内容>

#### 第1 震災復興基金の設立

##### 1 基本方針

- (1) 市長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。
- (2) 市長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

## 第6節 復旧事業の推進

---

### <計画作成の主旨>

基盤施設（道路・河川・農業用施設など公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた、速やかな復旧事業の推進を図る。

### <計画の内容>

#### 第1 復旧計画の策定

##### 1 基本方針

被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農山村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。

##### 2 掛川市

###### (1) 被害調査の報告

各基盤施設の管理者は管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。

###### (2) 復旧計画の策定

各基盤施設の管理者は被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。

##### 3 防災関係機関

###### (1) 状況の把握

管理施設の円滑な復旧のための処置を講ずるため、その被害について調査する。

###### (2) 復旧計画の策定

被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。

#### 第2 基盤施設の復旧

##### 1 基本方針

基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

##### 2 掛川市

###### (1) 復旧事業の実施

復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。

###### (2) 復旧完了予定時期の明示

基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。



(3) 地籍調査の実施

平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。

3 防災関係機関

(1) 復旧事業の実施

復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。

(2) 復旧完了予定時期の明示

復旧完了予定時期の明示に努める。

## 第7節 都市・農山村の復興

---

### <計画作成の主旨>

被災した市街地・農山村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障がい者にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

### <計画の内容>

#### 第1 都市・農山村復興計画の策定

##### 1 基本方針

被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農山村復興計画を策定する。

##### 2 掛川市

###### (1) 都市・農山村復興計画の策定

都市・農山村の復興方針を定めた都市・農山村復興計画を策定する。

#### 第2 都市の復興

##### 1 基本方針

都市計画区域内の市街地・農山村が被災した場合、都市機能の向上が必要と判断した区域については、災害に強く健全な市街地の形成を図るため、「震災復興都市計画行動計画」、「事前都市復興計画（策定準備中）」に基づき復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。

##### 2 掛川市

###### (1) 被害状況の把握

市は、各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。

###### (2) 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

緊急復興地区を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。

###### (3) 都市復興基本計画の策定

県の都市復興基本計画を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。

###### (4) 復興都市計画案等の作成及び事業実施

ア 緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。

イ 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。

(5) 復興まちづくり支援事業の実施

市民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、市民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

**第3 農山村の復興（主に都市計画区域外）**

1 基本方針

都市計画区域内外の農山村が被災した場合、居住環境の向上等を図る必要がある区域については、災害に強く健全な居住環境等の形成を図るため、単なる原状復旧ではなく復興を計画的に実施する。

2 掛川市

(1) 被害状況の把握

各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。

(2) 集落復興基本計画の作成

県の復興基本方針を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた集落復興基本計画を作成する。

(3) 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

都市計画区域に編入した地区について、被害が甚大で緊急に面的整備が必要と判断される区域を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画の作成・決定を行う。

(4) 復興都市計画案等の作成及び実施

都市計画区域に編入した地区について、実施する事業制度等を検討する。都市計画事業等を実施する場合には、都市計画の作成・決定を行い、事業を実施する。

(5) 集落復興計画案の作成及び実施

土木・農業・林業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し集落復興計画を作成し実施する。

(6) 集落復興支援事業の実施

市民主体の集落復興を行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、市民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

## 第8節 被災者の生活再建支援

---

### <計画作成の主旨>

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点をおき、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

### <計画の内容>

#### 第1 恒久住宅対策

##### 1 基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

##### 2 掛川市

###### (1) 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、住宅復興方針を定めた市住宅復興計画を策定する。

###### (2) 県との協議

公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。

###### (3) 災害公営住宅等の供給

ア 他の用途と調整を行い、公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し災害公営住宅等を供給する。

イ 買取り・借り上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。

ウ 特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。

###### (4) 住宅に関する情報提供

相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

###### (5) 保険の活用

###### ア 地震保険の普及促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進にも努める。

#### 第2 災害弔慰金等の支給

##### 1 基本方針

震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

##### 2 掛川市

###### (1) 支給対象者の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障がい見舞金の支給

対象者を把握する。

(2) 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

### 第3 被災者の経済的再建支援

#### 1 基本方針

県は、被災者が被災から速やかに生活再建できるよう、「総合相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「災害ケースマネジメント」の運用及び、各種被災者支援に関する制度の運用について市を支援する。

#### 2 掛川市

##### (1) 被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。

また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。

県はこれらの体制整備及び発災時の市の被災者支援に関する活動を支援する。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう努める。

ア 死亡者数

イ 負傷者数

ウ 全壊・半壊住宅数等

エ 被災者台帳

- ・氏名、生年月日、性別
- ・住所又は居所
- ・住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ・援護の実施の状況
- ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等

##### (2) り災証明の発行

ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。

イ り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。

##### (3) 災害援護資金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。

##### (4) 被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。

##### (5) 義援金の募集等

ア 市への義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに銀行口座を開設する。

イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。

(6) 租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

3 社会福祉協議会

生活福祉資金と災害援護資金の貸付を被災世帯を対象に実施する。

4 義援金募集・配分委員会（仮称）

(1) 義援金の配分

統一的な義援金の配分基準を設け、1次・2次配分など多段階に義援金を配分する。

(2) 義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表

義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

## 第4 雇用対策

1 基本方針

静岡労働局、公共職業安定所等と連携して、雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策を実施するとともに、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。

2 掛川市

(1) 相談業務の実施

雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

3 県

(1) 雇用状況の把握

県内主要企業と業界団体の雇用調整の有無等について状況を把握する。

(2) 雇用維持の要請

県内の事業主や業界団体等に対して雇用の維持を要請する。

(3) 再就職の支援

離職者の再就職を促進させるため、次の施策を実施する。

ア きめ細かな職業相談の実施

イ 職業訓練、能力開発の実施

ウ 求人開拓の実施

エ 合同就職説明会等の開催

オ 公共事業を通じた雇用の場の確保

## 第5 要配慮者の支援

### 1 基本方針

高齢者や障がい者のある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調を来たした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

### 2 掛川市

#### (1) 被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

ア 要配慮者の被災状況及び生活実態

イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

#### (2) 一時入所の実施

震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。

#### (3) 福祉サービスの拡充

ア 定員以上の入所者及び通所者を受入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。

イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。

ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。

#### (4) 健康管理の実施

応急住宅に居住する被災市民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

## 第6 生活再建支援策等の広報・PR

### 1 基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

### 2 生活再建支援策の広報・PR

広報かけがわ等を活用し、震災関連情報の広報・PRを行う。

## 第7 相談窓口の設置

### 1 基本方針

被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

## 2 掛川市

### (1) 相談窓口等の開設

- ア 発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。
- イ 相談員等の設置に当たり、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。

### (2) 相談窓口等の業務の遂行

- ア 電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。
- イ 県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。

### (3) 相談窓口等の閉鎖等

相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。

## 3 静岡県警察（掛川警察署）

### (1) 災害総合相談所において、倒壊家屋の解体や修復工事に係る不当な価格要求等の悪徳商法、暴力団の介入事案等に関する相談に対応する。

### (2) 県、市の相談窓口との連携

県及び市の相談窓口等と連携を図り、相談体制の充実を図る。



## 第9節 地域経済復興支援

---

### <計画作成の主旨>

被災地域の活性化を図り、県内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

### <計画の内容>

#### 第1 産業復興計画の策定

##### 1 基本方針

経済復興を迅速に行うため、県と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

##### 2 産業復興計画の策定

産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

#### 第2 中小企業を対象とした支援

##### 1 基本方針

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

##### 2 掛川市

###### (1) 中小企業の被災状況の把握

県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。

###### (2) 事業の場の確保

事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。

###### (3) 支援制度・施策の周知

中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

ア 中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を市、商工団体・業界団体等を通じ周知する。

イ 次の施策を必要に応じ、実施する。

- ・相談所の設置
- ・電話相談の実施
- ・パンフレットの作成・配布

#### 第3 農林業者を対象とした支援

##### 1 基本方針

被災した農林業関連施設の迅速な災害復旧を図り経営・生活の維持・安定を図るため、農林業者を対象とした支援を実施する。

##### 2 掛川市

###### (1) 農林業者の被災状況の把握

農林業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。

(2) 支援制度・施策の周知

農林業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。

ア 協同組合を通じ、支援制度・施策の内容を周知する。

イ 次の施策を必要に応じ、実施する。

- ・相談所の設置
- ・電話相談の実施
- ・パンフレットの作成・配布

#### 第4 地域全体に影響を及ぼす支援

1 基本方針

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。

2 掛川市

(1) イベント・商談会等の実施

県と連携し、必要に応じ、市独自のイベント・商談会等を実施する。

ア イベント、プロジェクトの実施

イ 企業誘致促進のためのセミナー、イベントの開催

ウ 商談会の開催等

(2) 誘客対策の実施

県や関係団体等と連携し必要に応じ、誘客対策を実施する。

ア 市内における観光地の復興イベント等の実施

イ 市外における誘客イベント等の実施

ウ マスコミを活用したPR

エ 大規模な会議等の誘致等

## 別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

(以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における県、市、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等の防災対応を定めており、従前は第4章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁による東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間地震対策編の別紙として位置付けるものとする。)

東海地震注意情報(以下「注意情報」という。)の発表により政府が準備行動の開始を決定したとき(以下「東海地震注意情報発表時」という。)から警戒宣言が発令されるまでの間又は注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市、市民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

なお、注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また、注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、市民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、県・市・防災関係機関等は、できる限り市民等の日常の社会生活や経済活動が維持継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

また、地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

### 第1節 防災関係機関の活動

【担当班：全班】

<計画作成の主旨>

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の市、防災関係機関及び防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

#### 第1 掛川市

##### 1 東海地震注意情報発表時等

市長は、注意情報が発せられたときは市災害対策本部を迅速に設置できるよう準備する。また、消防、水防機関は特に次の事項を実施する。

区 分	対 策 内 容
防災体制の確保	<p>(1) 市長は注意情報が発表されたとき、指定した参集先に職員を参集させ、地域防災計画において定める東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて掛川市地震災害対策本部を迅速に設置できるよう準備する。</p> <p>(2) 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、必要な職員を参集させ、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。</p>

第1節 防災関係機関の活動

<p>職員の動員 (配備) 計画</p>	<p>(1) 動員範囲 市長は、職員やその他の応急対策要員に市役所及び各支部に参集するように指令する。ただし、注意情報が発表されたことを知ったときは、動員指令を待つことなく、自らの判断で参集すべき場所に赴くよう努める。</p> <p>(2) 連絡方法 ア 勤務時間内 庁内放送、携帯メール、庁内掲示板等による イ 勤務時間外 ・同時通報用無線・戸別受信機（防災ラジオ）による一斉放送 ・広報車（庁用車及び消防車）による広報 ・電話・携帯メール ・徒歩、自転車その他による連絡</p>
<p>応急対策の内容</p>	<p>市が、東海地震注意情報発表時に実施する応急対策の主な内容は、次のとおりである。</p> <p>(1) 注意情報の市民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有</p> <p>(2) 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報</p> <p>(3) 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備</p> <p>(4) 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備</p> <p>(5) 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置</p> <p>(6) 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整</p> <p>(7) 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請</p> <p>(8) 消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保</p> <p>(9) 必要に応じて要配慮者等の避難のための避難場所の開設</p> <p>(10) 必要に応じて市災害対策本部の設置準備</p> <p>(11) 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携 ア 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。 イ 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請する。 ウ 市民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県に報告する。</p> <p>(12) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備</p>
<p>消防、水防機関の措置</p>	<p>(1) 消防本部は、職員の招集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等</p> <p>(2) 消防団、水防団は、団員の連絡体制の確保</p> <p>(3) 必要に応じて市民等の避難誘導</p>

2 警戒宣言発令時

市長は、警戒宣言が発せられたときは市災害対策本部を設置し、所掌事務に則り対策を実施する。また、消防、水防機関は特に次の事項を実施する。

地震対策編 別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

第1節 防災関係機関の活動

区 分	対 策 内 容
市災害対策本部の組織及び運営	<p>所掌事務</p> <p>市災害対策本部は、概ね次の事項を実施する。  「掛川市地震災害対策本部条例」資料編（1-1-3）  (1) 警戒宣言、東海地震予知情報の市民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達  (2) 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携  ア 県地震対策警戒本部西部方面本部（以下「県西部方面本部」という。）に対し、地震防災応急対策の実施のため、職員の派遣等必要な事項を要請する。  イ 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県・県警察本部等にそれぞれ要請する。  ウ 市民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県西部方面本部へ報告する。  (3) 避難の指示又は警戒区域の設定  (4) 消防職員、団員及び水防団の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備  (5) 消防、水防等の応急措置  (6) 避難者等の救護  (7) 緊急輸送の実施  (8) 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊の先遣部隊の受入  (9) 災害発生に備えた食料、医療品、救助用資機材等の確保準備  (10) 自主防災組織活動の指導、連携  (11) その他地震防災上の措置</p>
	<p>組 織</p> <p>市災害対策本部に本部長、副本部長、本部役員及び本部員をおく。  組織の構成は資料編（1-1-5）のとおりである。  (1) 本部長  ア 本部長は市長が充たる。  イ 本部長は市災害対策本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。  (2) 副本部長  ア 副本部長は副市長、教育長が充たる。  イ 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは代理する。  (3) 市災害対策本部  市災害対策本部は、市役所防災会議室に設置する。</p>
	<p>交替方法</p> <p>市災害対策本部は、警戒宣言から発生まで1日以内の場合は全本部員待機の体制をとり、1日をこえる場合は昼間と夜間の二交替制をとる。</p>
消防、水防機関	<p>消防本部</p> <p>(1) 情報の収集と伝達  (2) 消火活動、救助活動の出動体制の確立  (3) 地域住民への避難の指示の伝達  (4) 出火防止のための広報</p>
	<p>消防団 水防団</p> <p>(1) 情報の収集と伝達  (2) 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立  (3) 火気使用の自粛を市民に伝達するためのパトロールの実施  (4) 水利の確保（流水の堰止め等を含む。）  (5) 市民等の避難誘導  (6) 「水防資機材の点検、配備及び確保準備  (7) 警戒区域からの避難確保のパトロール</p>

地震対策編 別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策  
第1節 防災関係機関の活動

区 分	対 策 内 容
	(8) 救助用資機材の確保準備 (9) その他状況に応じた防災、水防活動
消防団 の出動 計画	(1) 出動命令の伝達方法 消防メール、同時通報用無線、地域防災無線、広報車、ラジオ、テレビ等の情報の覚知を原則とし、それぞれの地域の分団からの伝達方法による。 (2) 集結方法、場所 徒歩により、所属分団センターに集合する。

3 配備体制の基準・内容

警戒宣言が発せられたときの配備体制・内容は、本編5章第1節第2「1 掛川市災害対策本部の設置」の定めに準ずる。

第2 静岡県警察（掛川警察署）

警察は、東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ次の事項を実施する。

区 分	対 策 内 容
応急対策の内容	(1) 地震関連情報（交通情報）の収集・提供（県警ヘリコプターによる偵察を含む。） (2) 民心安定のための広報 (3) 避難指示の伝達、退去の確認及び避難地の安全確保・秩序維持等 (4) 社会秩序維持のための取締まり等 (5) 交通路、避難路、緊急輸送路の確保

第3 防災関係機関

1 東海地震注意情報発表時

防災関係機関は、注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策、及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するため、必要に応じて職員の参集連絡体制の確保を行う。

東海地震注意情報発表時の応急対策は、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容は各々の防災業務計画等に定める。

区 分	対 策 内 容
防災体制の確保	注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するため、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。
応急対策の内容	(1) 注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、市や県との情報の共有 (2) 利用者に対する注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報 (3) 備蓄物資・資機材等の確認及び点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施 (4) 利用者等の社会的混乱を防止する活動 (5) 市及び県が実施する応急対策の連絡調整

地震対策編 別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

第1節 防災関係機関の活動

区 分	対 策 内 容
	(6) 東海地震応急対策活動要領に基づく広域的な応援の受入準備 (7) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

2 警戒宣言発令時

防災関係機関は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策としては、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容は各々の防災業務計画等に定める。

(1) 指定地方行政機関

区 分	対 策 内 容
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
総務省 東海総合通信局	災害時に備えての電気通信(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
国土交通省 中部地方整備局 (浜松河川国道事務所、 清水港湾事務所)	(1) 施設整備対策 ア 河川管理施設等の対策等 イ 道路施設対策等 ウ 港湾施設対策等 エ 営繕施設対策等 オ 電気通信施設対策等 (2) 災害対策用建設機械等の出動及び管理 (3) 他機関との協力 (4) 広報
国土交通省中部運輸局 (静岡運輸支局)	(1) 鉄道事業者に対し、最寄駅等での停車、列車乗客の安全な避難誘導の指導 (2) 運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達 (3) 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請
海上保安庁第三管区海上保安本部(清水海上保安部、御前崎海上保安署)	(1) 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達 (2) 港内における船舶交通の制限、禁止 (3) マリンレジャー等を行っている者に対する情報伝達 (4) 海上における治安の維持、海上交通安全確保
国土地理院中部地方測量部	関係機関と更なる情報の供給を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台浜松測候所)	(1) 市長に対する東海地震予知情報の通報 (2) 東海地震予知情報の照会に対する応答と解説 (3) 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること

## (2) 指定公共機関

区 分	対 策 内 容
日本郵便株式会社 東海支社	(1) 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 (2) 郵便業務の取扱い及び郵便局における窓口業務等の取扱いを一時停止する旨の広報 (3) 郵便物、施設等の被災防止
東海旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道 株式会社	(1) 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 (2) 列車の運転規則 (3) 旅客の避難、救護 (4) 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配
西日本電信電話株式会 社(静岡支店)、株式会社 NTT ドコモ東海支社(静 岡支店)	(1) 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施 (2) 防災関係機関の重要通信の優先接続 (3) 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置
日本赤十字社 (静岡県支部)	(1) 医療救護班の派遣準備 (2) 血液製剤の確保及び供給の準備 (3) 救護物資の配布準備 (4) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会 (静岡放送局浜松支局)	(1) 地震に関する情報の迅速な伝達 (2) 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送
中日本高速道路株式会 社(静岡保全・サービ スセンター(東名)、浜松保全・サービ スセンター(新東名))	(1) 警戒宣言等の伝達 (2) 地震発生後に備えた資機材、人員等の配置手配 (3) 交通対策 (4) 緊急点検
日本通運株式会社(浜松 支店)、福山通運株式会 社、佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社、西 濃運輸株式会社	防災関係期間の要請に基づく緊急輸送車両の確保
岩谷産業株式会社 アモストエネルギー株式会 社 株式会社ジャパンカ ンパニー ENEOS グローブ株式会 社 ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から 充填所へのLPガスの配送
中部電力株式会社 中部電力パワーグリッ ド株式会社(掛川営業 所・島田電力センター)	(1) 支店及び各事業所等に地震災害災害対策本部(非常災害対策本 部)の設置 (2) 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会 社等に対し動員準備を要請 (3) 地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し対策を促進 (4) 電気による災害の予防広報の実施 (5) 電力施設について、必要に応じて特別巡視、点検、応急安全措 置等の実施 (6) 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して 緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保



地震対策編 別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策  
第1節 防災関係機関の活動

区 分	対 策 内 容
KDDI株式会社（中部 総支社） ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設 業連合会中部支部 一般社団法人全国中小 建設協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(3) 指定地方公共機関

区 分	対 策 内 容
一般社団法人静岡県医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会 一般社団法人静岡県歯科医 師会	(1) 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備 (2) 救護班の派遣又は派遣準備
都市ガス会社 (中遠ガス株式会社)	(1) 需要家に対する都市ガスによる災害予防の広報 (2) 施設の点検等災害予防措置
一般社団法人静岡県 L P ガス協会（西部支部）	(1) 需要家に対するL P ガスによる災害予防の広報 (2) 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置
天竜浜名湖鉄道株式会社	(1) 東海地震予知情報、警戒宣言の伝達 (2) 列車の運転規制 (3) 列車の運行状況、乗客の避難状況の広報
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	(1) 報道特別番組の編成 (2) 東海地震予知情報、国、県、市、防災関係機関等の地震防 災応急対策実施状況の放送 (3) 知事の呼びかけ、県内各地の状況等の放送
一般社団法人静岡県トラッ ク協会（中遠支部）、一般社団 法人静岡県バス協会（しずて つジャストライン株式会社 浜岡営業所、掛川バスサービ ス株式会社、遠州鉄道株式会 社福田営業所、ジーネット株 式会社）、商業組合静岡県タ クシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送 車両の確保
土地改良区（大井川右岸土地 改良区、佐東南土地改良区、 牧之原畑地総合整備土地 改良区）	(1) 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配 (2) 緊急点検

## 第1節 防災関係機関の活動

## 第4 自衛隊

## 1 東海地震注意情報発表時

自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずる。

区 分	対 策 内 容
陸上自衛隊 東部方面隊ほか	(1) 非常勤務態勢への移行 (2) 指揮所の開設 (3) 各部隊の災害派遣準備 (4) 情報組織の展開 (5) 県庁等への連絡班の派遣 (6) 通信組織の編成等
海上自衛隊 横須賀地方隊ほか	(1) 司令部の設置準備 (2) 各部隊の災害派遣準備 (3) 県庁等への連絡班の派遣等 (4) 県及び防災関係機関との連絡体制の強化
航空自衛隊 第一航空団 (浜松基地) ほか	(1) 非常勤務態勢への移行 (2) 指揮所の開設 (3) 情報組織の展開 (4) 県庁等への連絡班の派遣 (5) 偵察機の待機及び航空機の避難準備等

## 2 警戒宣言発令時

自衛隊は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずる。

区 分	対 策 内 容
陸上自衛隊 東部方面隊ほか	(1) 県庁等への方面現地調整所の開設 (2) 地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備 (3) 地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援
海上自衛隊 横須賀地方隊ほか	(1) 司令部の設置（防災派遣命令後） (2) 災害派遣部隊を編成し即応態勢を確立 (3) 地震防災派遣を開始 (4) 東部方面総監部への連絡員の派出 (5) 災害派遣部隊の前進拠点への事前派遣等
航空自衛隊 第一航空団 (浜松基地) ほか	(1) 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化 (2) 地上部隊の災害派遣の準備 (3) 浜松基地等の練習機の域外基地への避難 (4) 救難機の周辺基地への集中 (5) 地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急搬送、偵察機による上空撮影・解析

## 第2節 情報活動

【担当班：管理調整担当、総務班、情報班】

### <計画作成の主旨>

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため市、県及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

### <計画の内容>

#### 第1 地震防災情報

##### 1 東海地震に関する情報の種類と流れ

東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れた場合、気象庁は、東海地震に結びつくかどうかを「東海地震に関する情報」で発表する。防災機関等はこれらの情報の内容に応じた段階的な防災対応をとる。

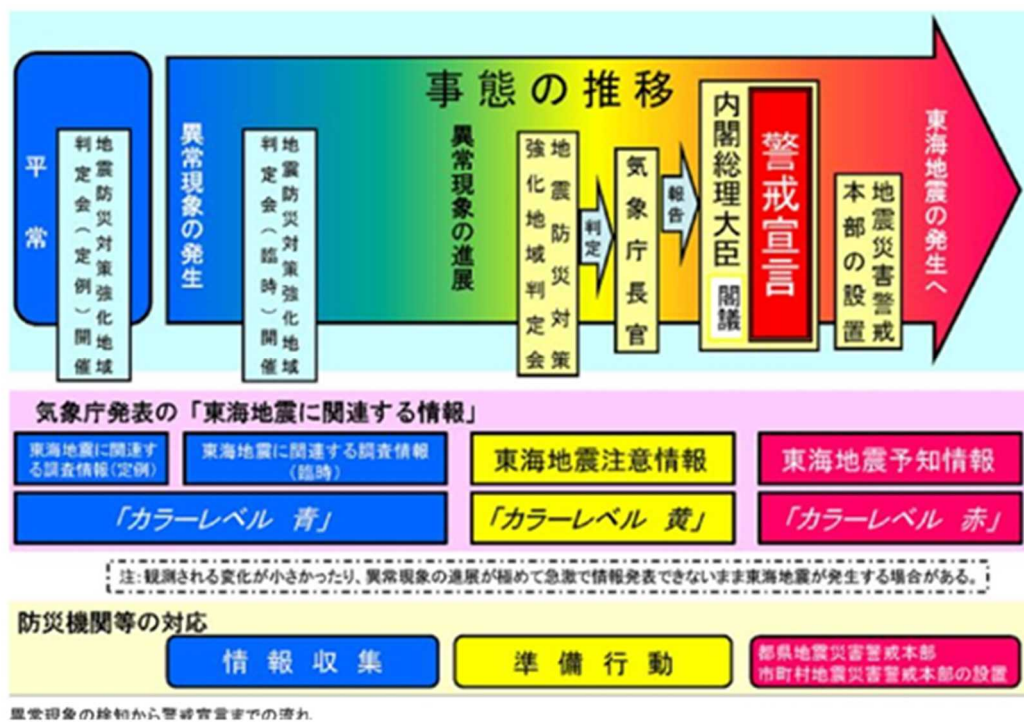
「東海地震に関する情報」の各情報は、気象庁のホームページで公表される他に、テレビやラジオ、あるいは、自治体の防災無線などを通して、市民に知らせる。また平常時には、毎月定例の判定会で評価した結果を発表している。

情報の種類	内容	防災対応
予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される。東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発される。 この情報で示されるカラーレベルは、「赤」	警戒宣言が発せられると、以下のような防災対応がとれる。 ・地震災害警戒本部が設置される。 ・津波やがけ崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策を実施する。 ・市民は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」及び自治体等の防災計画に従って行動する。
注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報 この情報で示されるカラーレベルは、「黄」	東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられる。 必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われる。 救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が行われる。 市民は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動する。

地震対策編 別紙 東海地震に関する情報及び警戒宣言に係る応急対策  
第2節 情報活動

情報の種類	内容	防災対応
調査情報 (臨時)	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報である。その変化の原因についての調査の状況が発表される。 この情報で示されるカラーレベルは、「青」	防災対応は特になし。 国や自治体等では情報収集連絡体制がとられる。 市民は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りに対応する。
調査情報 (定例)	毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会（以下、判定会）で評価した調査結果を発表する。 この情報で示されるカラーレベルは、「青」	防災対応は特になし。

< 異常現象の検知から警戒宣言までの流れ >



2 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて提供する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

## 第2節 情報活動

## (2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を直ちに日本放送協会(NHK)に伝達するとともに、防災関係機関等へ提供する。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能含む)、ワンセグ等を用いて広く住民等への提供がなされる。

総務省消防庁の全国瞬時警報システム(J-ALERT)を通じて受理した市は、伝達を受けた緊急地震速報を市防災行政無線等により、住民等への伝達を行う。

## (3) 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。そのため市は下記の内容を住民へ周知する。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・火の始末は揺れがおさまってから行う。火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ・大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

## 3 地震情報

静岡地方気象台は、地震等の観測結果に基づき地震情報や津波情報を発表する。これらの気象台からの情報は、防災関係機関等へ伝達され、情報関係機関の協力を得て、住民に周知される。

## (1) 情報の種類と内容

地震情報については、地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報が発表される。

## 第2節 情報活動

種 類	発表基準	内 容
地震に関する情報	震度速報※	・震度3以上 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。 （気象庁震度階級表等）
	震源に関する情報	・震度3以上 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
	各地の震度に関する情報	・震度1以上 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
	推計震度分布図	・震度5弱以上 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

注）※ 震度速報は、静岡地方気象台から直接の伝達はない。

## 4 地震（地震動）に関する特別警報

気象庁は、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていた。これに加え、この警報の発表基準をはるかに超える地震等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける。

この地震動特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表される。例えば、緊急地震速報（震度6弱以上）が発表された時は、それが地震に関する特別警報が発表されたという意味を持つ。

## ＜特別警報の創設による地震（地震動）体系＞

震度6弱以上	特別警報	緊急地震速報（警報）
震度5弱以上	警報	
震度3以上（M3.5以上）	予報	緊急地震速報（予報）

## 5 静岡地方気象台からの情報の伝達

（1）静岡地方気象台は地震情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達システムにより市等の関係機関へ伝達する。

（2）報道機関は、地震情報を住民に広く周知することに努める。

第2節 情報活動

6 その他の情報等の発表

静岡地方気象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。

例えば、降水量が平常時の注意報・警報の基準に達しないと予想される場合であっても、降雨によって被災地に山崩れ、地すべり等の災害が起こるおそれがあるときには、地面現象注意報・警報事項の内容を含めた大雨注意報・警報等を発表する。

第2 掛川市

市は、地震に関する情報を受領した場合は、直ちに、その内容のラジオ、テレビ等の報道に特に注意するとともに、警察署及び消防本部と連絡を密にし、的確な地震情報の把握に努める。

1 注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理、伝達、周知

(1) 県から通知される注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の受理については、勤務時間内においては危機管理課、勤務時間外及び休日等においては、原則として当直者等在庁職員が行う。

なお、市災害対策本部が設置された後は、市災害対策本部が行う。

(2) 市災害対策本部要員等に対する伝達は、勤務時間内においては庁内放送、電話等により行い、勤務時間外においては別に定める連絡系統図により必要な職員に連絡する。

(3) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号（サイレン、半鐘）を用いて、地域住民等に伝達する。

(4) 注意情報、東海地震予知情報等は、同時通報用無線、地域防災無線、電話、有線放送、広報車、掛川市メール配信サービス、自主防災組織等を通じての個別連絡により、周知徹底を図る。

2 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

(1) 東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、収集及び伝達すべき情報の種類、優先順位、取扱い課等を定めた「情報広報実施要領」に則り措置する。

また、地域における情報収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集に当たる。情報の種類の主なものは、次のとおりである。

ア 避難の状況

イ 交通機関の運行及び道路交通の状況

ウ 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

エ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況

オ 情報の変容、流言等の状況

カ 市民生活、社会・経済活動等の状況

キ 避難の指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ）

ク 消防（水防）職員・団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ）

ケ 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）

(2) 地域の情報収集責任者（支部派遣職員）

情報収集責任者は支部派遣職員とし、収集した情報を市災害対策本部に速やかに伝達する。

第2節 情報活動

3 県地震災害警戒本部に対する報告

東海地震注意情報発表時から注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは、警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等への報告は、西部方面本部を通じて「情報広報実施要領」に定める項目について、情報班が速やかに行う。

その主なものは、次のとおりである。

(1) 避難の状況

(2) 市において東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

資料編 3-1-1 情報の収集及び基本ルート

第3 防災関係機関の行う情報の収集及び伝達

1 東海地震予知情報等の収集及び伝達

県から伝達される注意情報、東海地震予知情報の受理については、受信方法、受領者をあらかじめ県に届け出る。

2 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

(1) 収集方法

各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集する。

(2) 市災害対策本部への報告

「情報広報実施要領」に定める項目については、速やかに報告する。



## 第3節 広報活動

【担当班：情報班】

### <計画作成の主旨>

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに市民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮する。

### <計画の内容>

#### 第1 掛川市

##### 1 広報事項

市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、市民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報すべき事項は、県に準ずるものとし特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ作成しておく。

主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) 注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味
- (2) 主な交通機関運行状況及び道路交通情報
- (3) 家庭において実施すべき防災対策
- (4) 自主防災組織に対する防災活動の要請

##### 2 広報実施方法

- (1) 同時通報用無線、地域防災無線、広報車、掛川市メール配信サービス、ホームページ等
- (2) 市民等には原則として同時通報用無線による。
- (3) 消防団、自主防災組織を通じての連絡
- (4) 県に対する広報の要請

#### 第2 防災関係機関

##### 1 広報事項

防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、市民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報する事項は、別に定める「情報広報実施要領」による。

なお、その主なものは、次のとおりである。

- (1) 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況
- (2) 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

##### 2 広報実施方法

広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、市及び県と連携を密にする。

## 第3節 広報活動

## 第3 市民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

地域住民等に対しては、次の方法よりそれぞれ情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行う。

情報源	情報内容
緊急警報放送受信機付ラジオ・テレビ	警戒宣言
ラジオ・テレビ・同時通報用無線	注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示・指導等
同時通報用無線、広報車、掛川市メール配信サービス及びホームページ等	主として市内の情報、指示、指導等
携帯電話、スマートフォン	緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等
自主防災組織を通じての連絡	主として市からの指示、指導、救助措置等
サイレン、半鐘	警戒宣言が発令されたことの伝達
インターネット	地域の情報・指示・指導等
デジタルサイネージ	地域の情報・指示・指導等

## 第4 被災者の安否に関する情報の提供等

市は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努める。

## 第4節 自主防災活動

【担当班：管理調整担当】

### <計画作成の主旨>

東海地震注意情報発表時から注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速・的確に実施し、かつ市民の生命と財産を市民自らの手で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定める。

### <計画の内容>

#### 第1 東海地震注意情報発表時

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

- 1 自主防災組織の役員等の所在確認等、連絡体制の確保
- 2 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認
- 3 災害発生時の医療救護体制を確保するため救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるように呼びかけ
- 4 市民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ
- 5 東海地震注意情報発表時に、津波、山・がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の避難行動要支援者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施に当たっては、市や避難場所の施設管理者等と十分な連携を確保する。

#### 第2 警戒宣言発令時

- 1 自主防災組織本部の設営  
活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。
- 2 情報の収集・伝達
  - (1) 市からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
  - (2) 地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するよう努める。
  - (3) 応急対策の実施状況について、必要に応じて市へ報告する。
- 3 初期消火の準備  
可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。
- 4 防災用資機材等の配備・活用  
防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

第4節 自主防災活動

5 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

(1) 家具の転倒防止

家具類の固定状況を確認する。

(2) 落下等防止

タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。

(3) 出火防止

火気危険物の除去、消火器の確認及び水の汲み置き等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。

(4) 備蓄食料・飲料水の確認

備蓄食料及び飲料水を確認する。

(5) 病院・診療所の外来診療

災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。

6 避難活動

(1) 避難行動

ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の市民等に対して、市長等の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難場所へ避難させる。避難状況を確認後、市災害対策本部に報告する。

イ 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において避難場所まで搬送する。

ウ 山間地で避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区又は避難場所や避難対象地区外までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な地区（警戒宣言が発せられたときに市長の避難の指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難場所まで避難する。

エ 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。

(2) 避難生活

ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。

イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。

ウ 飲料水・食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市災害対策本部等と連絡をとり、その確保に努める。

7 社会秩序の維持

(1) ラジオ、テレビ、同時通報用無線等による正確な情報の収集及び伝達に努め、流言ひ語の発生を防止して、社会秩序を乱すことのないように努める。

(2) 生活物資買占め等の混乱が生じないように、市民等に対して呼びかけをし、物資の公平で円滑な供給に協力する。

## 第5節 緊急輸送活動

【担当班：管理調整担当、土木班、物資・衛生班】

### <計画作成の主旨>

警戒宣言発令時における緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。また、地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

### <計画の内容>

#### 第1 掛川市

##### 1 緊急輸送活動の基本方針

- (1) 市の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市が行うことを原則とする。
- (2) 自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。
- (3) 緊急輸送活動の内容
  - ア 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低必要な人員、物資について行う。
  - イ 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。
  - ウ 警戒宣言発令後、相当期間が経過し、市内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ県の地震災害警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。

##### 2 緊急輸送の対象となる人員、物資等

- (1) 防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材
- (2) 緊急の処置を要する患者
- (3) その他  
輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。
  - ア 食料
  - イ 日用品等
  - ウ その他緊急に輸送を必要とするもの

##### 3 輸送体制の確立

###### (1) 輸送の方法

###### ア 陸上輸送

交通施設の被害状況を勘案し、緊急輸送路の状況に応じた緊急輸送を行う。  
緊急輸送路の区分は次のとおりである。

指定区分	指定内容
1次緊急輸送路（県指定）	高規格道路、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路
2次緊急輸送路（県指定）	1次緊急輸送路と重要な指定拠点とを結ぶ道路
3次緊急輸送路（県指定）	1次緊急輸送路又は2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路及びその他の道路
市指定緊急輸送路	市内の防災拠点を結ぶ道路

第5節 緊急輸送活動

イ 航空輸送

県及び県警察のヘリコプターによるほか、県西部方面本部を通じて知事に対し、航空輸送のための自衛隊の地震防災派遣の要請を要求する。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。

(2) 輸送手段の確保

ア 市有車両の活用

市有車両等を必要に応じて配車する。

イ 民間車両等の借り上げ

輸送業者（日本通運株式会社浜松支店、社団法人静岡県トラック協会中遠支部）、及び掛川建設業協同組合、大東町建設事業協同組合、大須賀町建設事業協同組合と協定を結び、状況に応じて車両を借り上げる。

ウ 県に対する自衛隊の地震防災派遣要請の要求

自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県西部方面本部を通じて知事に対し、緊急輸送のために自衛隊の地震防災派遣の要請を要求する。

エ 燃料等の確保のための関係業界への協力要請

燃料等の確保については、静岡県石油商業組合掛川支部と協定を結び、必要なときに手当てする。

4 緊急輸送の調整

市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、調整を行う。この場合、次により調整を行う。

第1順位 市民の生命の安全を確保するため必要な輸送

第2順位 防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送

第3順位 地震発生後の活動の準備のための輸送

第2 防災関係機関

地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

資料編 3-8-1 緊急輸送路及び幹線道路

## 第6節 自衛隊派遣要請の要求

【担当班：管理調整担当】

### ＜計画作成の主旨＞

警戒宣言が発せられた場合、市長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊の地震防災派遣要請を要求する。

### ＜計画の内容＞

#### 第1 災害派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣を要請する基準は下記のとおりである。

- 1 緊急性 : 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている差し迫った必要性があること。
- 2 公共性 : 公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
- 3 非代替性 : 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。なお、派遣要請の範囲は下記のとおりである。
  - (1) 災害の発生による人命又は財産の保護が必要と認められるとき
  - (2) 給水活動において、緊急を要し、派遣要請以外の適当な手段がないとき
  - (3) 事故車両の引き上げにおいて、直接人命に関係するとき
  - (4) 病人、医薬品等の緊急輸送において、緊急を要し、派遣要請以外の手段がないとき
  - (5) 遭難事故の救出において、緊急を要し、派遣要請以外の手段がないとき
  - (6) 大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫を必要とするとき
  - (7) 交通路上の障害物の排除において、放置すれば、人命又は財産に関するとき
  - (8) その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議し決定する。

#### 第2 自衛隊の災害派遣

##### 1 県に対する要請

市長は、知事に対し、次の事項を示して自衛隊の派遣要請の要求を行う。

- (1) 派遣を希望する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考とすべき事項

なお、依頼する業務は次のとおりである。

- ア 航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供
- イ 地震発生直前の航空写真の作成
- ウ 特定の救急患者の移送
- エ 防災要員等の輸送

##### 2 自衛隊との連絡調整

- (1) 市は、各種情報を的確に把握するため、派遣された自衛隊と連絡し、情報の交換を行う。
- (2) 市は、自衛隊の地震防災派遣が実施される場合、支援活動の細部に関し、関係部隊と連絡調整する。

地震対策編 別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策  
第6節 自衛隊派遣要請の要求

3 地震防災派遣部隊の受入

(1) 受入れ体制

市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入態勢をとる。

ア 連絡責任者の指定

市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のための担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

イ 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

ウ 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿舎施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様とする。

エ 臨時ヘリポートの設定

・臨時ヘリポート

(a) 臨時ヘリポート設定基準を満たすヘリポートを確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。

(b) 着陸地点には、次の基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発煙筒により着陸地点の識別を容易にする。

(2) 市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、県地震災害警戒本部西部方面本部との連絡調整を行う。

資料編 3-8-8 ヘリポート一覧表

資料編 3-8-9 ヘリポートの具備すべき条件



## 第7節 避難活動

【担当班：全班】

### <計画作成の主旨>

市長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は警戒宣言が発せられたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難の計画を定める。

なお、注意情報が発表されたときであっても避難場所までに距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、市や自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分調整の上、避難行動要支援者等（介護者等を含む）の避難を実施することができる。

この避難計画を定めるに当たっての基本とすべき事項を示す。

### <計画の内容>

#### 第1 避難対策

##### 1 避難対策の基本方針

- (1) 警戒宣言が発せられたときは、市が地域防災計画において明らかにした津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難の指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の市民等は、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難場所へ避難する。

また、注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難場所までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあって、かつ当該地区の住民のうち避難行動要支援者等（介護者等を含む）は、速やかな避難を実施する。

なお、この場合、市はあらかじめ自主防災組織や避難場所の施設管理者等と十分に調整を図り、避難行動要支援者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておく。

- (2) 避難対象地区の市民等が避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。

ただし、避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の市民等については、地域の実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努める。

- (3) 避難場所では、自主防災組織の単位で行動する。

- (4) 避難誘導や避難場所での生活に当たっては、要配慮者に配慮する。

- (5) その他の地域の市民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空き地等へ避難する。

##### 2 避難のための指示

- ###### (1) 指示の基準

市長は、警戒宣言が発令されたときは、「避難の指示」を行う。

- ###### (2) 指示の伝達方法

第7節 避難活動

- ア 市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の市民等に対し、同時通報用無線、広報車等により避難の指示を行う。また、警察官、海上保安官に対し、避難の指示の伝達について協力を要請する。
- イ 市は、必要に応じ避難の指示に関する放送を県に依頼する。

(3) 避難に関しての周知事項

- ア 市（消防機関及び水防団を含む。）及び掛川警察署は、常日頃から避難対象地区の市民に対し避難に関する次の事項について周知を図る
- イ 注意情報が発表されたときは、注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては、避難行動要支援者等は避難を開始できること等の伝達に努める。
- ウ 警戒宣言が発せられたときは、警戒宣言が出されたこと、次の事項の伝達に努める。
- ・避難対象地区の地区名
  - ・出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施
  - ・避難経路及び避難場所
  - ・避難する時期
  - ・避難行動における注意事項（携行品、服装等）

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域設定対象地域

市は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」（以下この編で「法」という。）第26条において準用する「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、2の(3)に準じて周知を図る。

(2) 警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法

市長は、警戒宣言が発せられたときは速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入禁止の措置をとる。市長は、警察官、海上保安官の協力を得て、市民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。

4 避難の方法

(1) 市民の避難

市、自主防災組織があらかじめ協議して定めた避難場所に避難する。この場合、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、まとまって避難場所に移動する。

(2) 病院、旅館、観光施設等不特定かつ多数が出入りする施設等の避難

- ア 施設等の管理者は、建物の耐震性等を考慮し、必要に応じてあらかじめ施設等の周辺の安全な場所を避難場所と定め、その場所及び避難路等を施設利用者に事前に周知徹底する処置をとるとともに従事者に所要の訓練を実施する。市が定めた避難場所を避難先とする場合はあらかじめ市長と協議する。
- イ 避難の実施に当たっては管理者及び従業員が安全に避難誘導するものとし、また、管理者は可能な限り避難場所・避難所での食料、飲料水、寝具の供給又はあっせんを行う。

(3) 保育園、幼稚園、学校の避難

- ア 幼児、生徒等は、あらかじめ定めた方法により家族等へ引き渡す。
- イ 引き渡しができない幼児、児童、生徒については、校内等で適切な場所に避難する。

(4) 屋内での待避等の安全確保措置

第7節 避難活動

市長は、避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあると認めるときは、必要と認める地域において、屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。

5 避難計画の作成

避難実施等措置者は、あらかじめ市、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難場所、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を、別に定める指針により作成し、地域住民、施設利用者に周知徹底し、避難の円滑化を図る。

避難計画の策定に当たっては、避難行動要支援者の避難誘導、避難所での生活等に配慮する。

6 避難状況の報告

(1) 市は、自主防災組織又は避難場所の施設管理者等から、直接、又は掛川警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。

ただし、避難対象地区以外の地域にあつては、原則として次のイに関する報告は求めない。

ア 避難の経過に関する報告—危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

- ・避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む）
- ・上記事態に対し、応急的にとられた措置
- ・市等に対する要請事項

イ 避難の完了に関する報告（避難完了後、速やかに行う。）

- ・避難地名
- ・避難者数
- ・必要な救助・保護の内容
- ・市等に対する要請事項

(2) 市は、避難の状況について県へ報告する。

第2 避難所の設置及び避難生活

1 基本方針

市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難所を設置するとともに、避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

2 避難所の設置

(1) 避難生活対象者

避難所で避難生活をする者は、津波や山・がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。

(2) 設置場所

ア 津波や山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。

イ 原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。

(3) 設置期間

警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。

なお、避難所までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあつては、注意情報が発表されてから注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難所を設置することができる。

3 避難所の開設の広報

市は、避難所を開設したときは、速やかに避難者等に周知し、収容すべき住民を誘導、保護する。

また、直ちに次の事項を知事に報告する。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員、世帯数等
- (3) 開設期間の見込み
- (4) その他必要な事項

4 避難所の管理・運営等

市は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。

(1) 避難所の管理

ア 避難所には避難所の運営等を行うために必要な市職員（支部職員）を配置する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

イ 市は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努める。

ウ 自主防災組織及び避難者は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

(2) 地域住民

地域住民が自宅付近以外の場所に避難する場合は、次の方法による。

ア テント、ビニールシート、寝具等は原則として自主防災組織又は各家庭が準備する。

イ 食料・飲料水等の生活必需品は、各自3日分の非常持出し分を含む1週間分を準備する。

(3) 観光事業者

観光事業者が観光客等を避難所に誘導した場合の生活必需品は原則として観光事業者が用意するものとする。

また、観光事業者は、避難所の運営に関して市に協力するものとする。

5 避難所の環境維持

- (1) 市は、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

- (2) 市は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ

第7節 避難活動

処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

- (3) 市は、被災者が、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。
- (4) 市は、高齢者、障がいのある人、性的マイノリティ、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。
- (5) 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施。
- (6) 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供。

6 男女共同参画

- (1) 避難所の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の適任に努めると共に、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮する。
- (2) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営、女性や子供等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する。

資料編 3-2-1 避難所

資料編 3-2-2 協定避難施設一覧表

## 第8節 社会秩序を維持する活動

【担当班：管理調整担当、総務班】

### <計画作成の主旨>

注意情報が発表された場合や警戒宣言が発令された場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め民生の安定を図り、市民の的確な防災対策を促進する。

### <計画の内容>

#### 第1 予想される混乱

- 1 注意情報、東海地震予知情報等に関する流言
- 2 帰宅者による道路の混乱
- 3 電話のふくそう
- 4 避難による混乱
- 5 自動車による道路交通の混乱
- 6 買い出し、旅行者等の混乱
- 7 売り惜しみ、買占め

#### 第2 社会秩序を維持する活動

市及び警察機関等は、物価監視を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講ずる。

##### 1 掛川市

- (1) 市長は、注意情報の発表や警戒宣言の発令に伴い、警察等の情報により、各種の混乱の生ずるおそれがあると認めたとき、又は、混乱が生じたときは、市民のとるべき措置について呼びかけを実施する。
- (2) 生活物資価格の異常な高騰、不当な売り惜しみ、買い占めが発生した場合は、市災害対策本部を通じて生活物資の買い占め、売り惜しみの防止を啓発するとともに、県に対し「静岡県消費生活条例」に基づく措置を要請する。

##### 2 掛川警察署

掛川警察署は、警戒宣言が発せられたときは、次の活動を行う。また、注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられたときに次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施する。

- (1) 警戒区域、避難所等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。なお、必要により臨時派出所を設置して防犯活動を行う。
- (2) 犯罪情報の収集を行う。
- (3) 駅、生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関との連携を配意した警戒活動を行う。

地震対策編 別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策  
第8節 社会秩序を維持する活動

- (4) 集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。
- (5) 流言ひ語が横行した場合には、その原因を究明し、適切な情報提供を行う。
- (6) 自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。
- (7) 放射性物質、火薬類の運搬の届け出があったときは、運搬の中止又は延期を指導する。なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。

3 防災関係機関

防災関係機関は秩序維持活動に協力し、必要な情報の収集伝達に努める。

## 第9節 交通の確保活動

【担当班：管理調整担当、総務班、土木班】

### <計画作成の主旨>

警戒宣言発令時の陸上交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両又は歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。

また、東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

### <計画の内容>

防災関係機関は、東海地震注意情報及び警戒宣言発令時において、被災者の避難・救出・救護、救援物資及び応急対策実施に必要な人員・資機材の輸送等を安全かつ円滑に行うため、一般車両の通行禁止などの交通規制を実施し、使用可能な交通・輸送ルートを確認する。

### 第1 陸上交通の確保対策

#### 1 運転者等のとるべき措置

##### (1) 東海地震注意情報発表時

走行中の車両は、注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。

注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。

##### (2) 警戒宣言発令時

ア 走行中の車両は次により行動する。

・警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。

・車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停止させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉めドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

イ 避難のために車両を使用しない。

#### 2 交通規制の方針

##### (1) 東海地震注意情報発表時

東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。

ア 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。

イ 警戒宣言が発せられたときの交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。

ウ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートの選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所への把握や開放の判断等の準備を行う。



第9節 交通の確保活動

(2) 警戒宣言発令時

警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。

- ア 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また、強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- イ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るための交通規制を実施する。
- ウ 東名高速道路及び新東名高速道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。
- エ 広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。
- オ 交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

3 交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発令された場合、「大規模地震対策特別措置法」第24条の規定に基づく次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

(1) 県内への一般車両の流入制限

隣接県境の幹線道路においては県内に流入する車両（軽車両を除く。）のうち、法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下、この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。

この場合県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

(2) 市内における車両の走行抑制

市内における一般車両の走行は極力抑制する。

(3) 交通規制

警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線において、必要な交通規制を実施する。

緊急交通路指定予定路線は次のとおりである。（掛川市対象道路）

新東名高速道路、東名高速道路、国道1号

(4) 緊急交通路等の確保をするための措置

緊急交通路については、各インターチェンジ等において交通検問所を設置し、緊急輸送車両以外の通行を禁止する。

路線	検問所設置場所
新東名高速道路	長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛川 IC、浜松浜北 IC
東名高速道路	御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC
東富士五湖道路	須走 IC
東駿河湾環状道路	三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC
国道138号バイパス	仁杉 IC、ぐみ沢 IC
西富士道路	広見 IC、小泉若宮交差点

4 緊急輸送車両の確認等

(1) 緊急輸送車両の確認等

緊急輸送車両の確認は、「大規模地震対策特別措置法第21条」に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる次の車両について行う。

確認手続きは効率化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については事前に必要事項の届け出をすることができる。これらの届出等及び確認の手続きについては別に定める。

ア 東海地震予知情報の伝達及び避難の指示に従事するもの

イ 消防、水防その他の応急措置に従事するもの

ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に従事するもの

エ 防災上重要な施設及び設備の整備及び点検に関するもの

オ 犯罪の予防、交通の規制その他大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域の社会秩序の維持に従事するもの

カ 緊急輸送の確保に従事するもの

キ 地震災害が発生した場合における食料、医療品、その他の物資の確保及び清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の準備に従事するもの

ク 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生防止又は軽減を図るための措置に従事するもの

(2) 緊急輸送車両の確認申請並びに確認手続

ア 申請の方法

緊急輸送車両の確認を受けようとするときは、掛川警察署交通課に申請する。

イ 確認の方法

前記申請に基づき、県公安委員会は確認基準に従って緊急輸送車両であることを確認し、所定の緊急標章及び緊急通行車両確認証明書を車両1台につき1通交付する。

ウ 緊急通行車両確認証明書の有効期限

県公安委員会が緊急輸送車両として指定した期間のうち、その車両が緊急輸送車両として使用される期間をいう。

エ 緊急標章の掲示等

緊急標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備え付ける。

オ 緊急標章及び緊急通行車両確認証明書の返納

有効期限が切れた緊急標章及び緊急通行車両確認証明書は、掛川警察署交通課へ返納する。

カ 事前届出

確認手続きの効率化、簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届け出をすることができる。これらの届け出等及び確認手続きについては、別に定める。

キ 警戒宣言発令時に交付した緊急標章及び緊急通行車両確認証明書の取扱い

警戒宣言発令時に交付した緊急標章及び緊急通行車両確認証明書は、地震発生後においては、「災害対策基本法施行令」第33条第2項の規定による緊急標章及び緊急通行車両確認証明書とみなす。

## 第2 交通機能の確保対策

### 1 警戒宣言発令時における対策

#### (1) 広報の実施

市は、避難路、緊急輸送路を確保するため、次の事項について広報する。

ア 車両走行の自粛

イ 幹線避難路、緊急輸送路からの車両の待避

ウ 道路障害物の除去、撤去について

#### (2) 道路啓開の準備

ア 市は、掛川警察署等と協力し、市が定めた避難路、緊急輸送路における閉塞状況等を調査し、物件の所有者及び占有者等に対して除去の指示に努める。

イ 除去の指示に努める物件

・沿道に駐車してある自動車、オートバイ、自転車等

・沿道にある不安定な構築物及び工事用架設足場等

・その他路上に放置されている物件及び危険な事態の発生するおそれのある物件

ウ 市は、災害発生後の道路啓開等を円滑にするため、掛川建設業協同組合、大東町建設事業協同組合、大須賀町建設事業協同組合、自主防災組織等に対し、所用措置の準備の要請を行う。

#### (3) 道路工事等の措置

市長は、道路における工事中の箇所について、他に定めのあるものを除き、工事業者に工事の中断、補強、その他保安措置を講ずるよう指示する。

資料編 3-5-1 建設業協同組合加盟事業所、災害連絡網一覧表

## 第3 海上交通の確保対策

### 1 東海地震注意情報発表時における対策

施設の管理者等は、警戒宣言が発表されたときに講ずる措置を円滑に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 沿岸付近にある船舶等の港の利用者に対して、注意情報が発表された旨を伝達する。

(2) 船舶の利用を差し控えるよう協力を要請する。

(3) 船舶の避難・係留など警戒宣言が発令されたときに講ずる措置が迅速、かつ円滑に実施できるよう、船舶の避難準備等の準備的措置の実施を要請する。

### 2 警戒宣言発令時における対策

船舶については、係留を完全に行う。

資料編 3-8-4 災害時における交通規制表示

資料編 3-8-5 緊急通行車両事前届出、確認申請及び確認手続

資料編 3-8-6 緊急通行車両の事前届出書

資料編 3-8-7 緊急通行に関する標章及び証明書

## 第10節 地域への救援活動

【担当班：全班】

### <計画作成の主旨>

警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医療品などの必要物資及び応急復旧資材の確保、医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、市、県、防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

### <計画の内容>

#### 第1 東海地震注意情報発表時

##### 1 準備的措置

- (1) 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者との連絡体制を確保するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。
- (2) 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。
- (3) 緊急物資の流通在庫の著しい減少が生じた場合又はそのおそれが生じた場合は、市は県に対して調達又はその準備措置を要請する。
- (4) 必要に応じて、緊急物資集積所等の開設準備を実施する。
- (5) 市は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、市民に対して貯水の励行を呼びかける。
- (6) 市は、医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- (7) 市民は備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。

#### 第2 警戒宣言発令時

##### 1 食料及び日用品の確保

##### (1) 調達の方針

ア 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。

イ 市の緊急物資の供給は、前号を補完するものとし、その供給は、原則として有償とする。

ウ 市民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。

(2) 市及び自主防災会等がとる措置

機 関	内 容
掛川市	<p>(1) 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や県外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じたときは、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。</p> <p>(2) 県に対する緊急物資の調達あつせんの要請を行う。</p> <p>(3) 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。</p> <p>(4) 緊急物資集積所の開設準備を行う。</p>
防災関係機関	<p><b>農林水産省政策統括官付貿易業務課</b> 県又は市町の要請に基づき、政府所有米穀の供給措置を講ずる。</p> <p><b>農林水産省関東農政局静岡県拠点</b> 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握。</p> <p><b>日本赤十字社静岡県支部</b> 地震発生後、速やかに救援物資の配付ができるよう、県を通して県トラック協会等の協力を求めて配布の準備を行う。</p>
自主防災組織	<p>自主防災組織等は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検、確認等緊急物資確保のための措置を実施する。</p>
市民	<p>市民は緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。</p>
観光事業者	<p>観光事業者は、宿泊客や観光施設利用者のために備蓄物資の点検、確認等を行い、周囲の市民の状況を考慮して配分する。</p>

(3) 調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、市民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化した場合、市は別に定める調達を行う。

2 飲料水等の確保

市及び市民は、地震発生後における飲料水の確保のため、次の事項を実施する。

機 関	内 容
掛川市	<p>(1) 市民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水と呼び掛ける。</p> <p>(2) 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。</p> <p>(3) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。</p> <p>(4) 応急復旧体制の準備をする。</p>
自主防災組織	<p>自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。</p>
市民	<p>飲料水及び生活用水を1人1日3ℓを基準に、世帯人員の7日分以上を可能な範囲で貯水する。</p>
観光事業者	<p>(1) 宿泊客等に対応するため、可能な範囲で貯水する。</p> <p>(2) 施設内の応急給水資機材を点検する。</p>

第10節 地域への救援活動

3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理の準備

市及び市民は、救急患者の医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

(1) 医療救護活動

機 関	内 容
掛川市	市は、東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。 (1) 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。 (2) 救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。 (3) 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。 (4) 市民等に対し、医療救護施設情報を周知する。 (5) 警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるように、関係機関と調整を図る。
救護班、救護所の設置基準	(1) 救護班は、原則として医師1人、看護師2人、補助者1人の4名をもって編成するものとし、救護所及び仮設病棟に出動する。
自主防災組織	自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急措置に必要な医療品及び救護所等への搬送用具等の点検、準備を行う。
市民	市民は、軽度の傷病については、自分で手当を行える程度の医療品等を準備する。

(2) 防疫及び保健衛生活動

機 関	内 容
掛川市	(1) 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。 (2) 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする
自主防災組織	防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。

(3) 廃棄物処理

機 関	内 容
掛川市	(1) し尿処理 ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 医療・救護施設等への仮設便所の設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。 ウ し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。 エ し尿収集車の緊急車両手続きを準備する。 (2) 廃棄物処理（生活系）・がれき・残骸物処理 ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 仮集積場の確認を行う。 ウ ごみ収集業者へ発災時の協力を要請する。
自主防災組織	清掃のための班を中心として、清掃用資機材の点検を行う。

4 応急復旧資材の確保

市は、県に地震発生後に速やかに応急復旧に要する資機材を供給できるよう、必要に応じて関係団体等へ供給可能量の確認を行うとともに発災時の協力を要請するように要求する。

地震対策編 別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策  
第10節 地域への救援活動

5 応急仮設住宅の建設

市は、応急仮設住宅の建設に関する協定に基づき、社団法人プレハブ建築協会、静岡県木造  
応急仮設住宅建設協議会へ発災時の協力要請を県に要求する。

## 第11節 市有施設設備等の防災措置

【担当班：全班】

### <計画作成の主旨>

防災上重要な施設、設備等の警戒宣言発令時において市が行う点検、整備について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

なお、注意情報が発表されたときは、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて市民等の日常の社会生活等に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

### <計画の内容>

#### 第1 庁舎等の応急措置

##### 1 東海地震注意情報発表時

市は、東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の庁舎等の応急措置の円滑な実施を確保するための準備的措置を行う。

##### 2 警戒宣言発令時

###### (1) 庁舎

市は、警戒宣言発令とともに一般業務を中止し、警戒宣言、地震予知情報等を在庁者に伝達する。また、庁舎の安全点検及び障害物の除去等、概ね次の事項を実施する。

ア 窓ガラス等の破損落下による危害防止のための措置を講ずる。

イ 転倒のおそれがあるロッカー、書庫、自動販売機等に施された転倒防止措置の点検を実施する。

ウ 高架水槽への緊急貯水の実施並びに、可能な限り汲み置きの実施、及び応急対策要員の食料を準備する。

エ LPガス容器の2点固定の周知徹底

オ 火気使用の自粛措置及びの転倒防止措置の確認と元栓締め、屋内消火栓設備、消火器具の点検を実施する。

カ 発電機等非常用電源の準備及び燃料の確保を行う。

###### (2) 庁用車両

ア 全車両を庁舎前駐車場に搬出整列駐車し、燃料の残量を点検し、足りない場合は補給する。

イ 緊急輸送車両の指定及び表示を実施する。

###### (3) 無線通信施設

市防災行政無線管理運用規程に定めるところにより、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施する。

なお、必要に応じて段階的に又は部分的に次の措置を実施する。

###### ア 県防災行政無線

- ・通信施設・予備電源（発電機）を準備し、動作を確認するとともに燃料を確保する。
- ・FAXの作動を確認し予備ロール、トナー等在庫点検を行う。



第11節 市有施設設備等の防災措置

イ 市防災行政無線・地域防災無線

- ・無線設備の点検を実施し、予備電源（発電機）は県防災行政無線用を共用する。
- ・移動系携帯無線機の完全充電を行い、地域配備の無線についても完全充電の指示をする。
- ・固定系（同時通報用無線）の送信機及び周辺装置の作動を確認する。
- ・保守委託業者に保守体制の確立を要請する。

(4) 情報システム

情報システムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を実施するため、注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

ア 情報システム本体及び周辺機器の固定を確認する。

イ 重要なデータから順次安全な場所に保管する。

ウ 警戒宣言発令時以降も運用することになっている情報システムを除いて、運用を停止する。

第2 その他災害応急対策上重要な施設

1 東海地震注意情報発表時

市は、東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時のその他災害応急対策上重要な施設の応急措置の円滑な実施を確保するための準備的措置を行う。

2 警戒宣言発令時

(1) 広域避難場所、救護所を設置する施設

広域避難場所及び救護所を設置する予定の場所は、それぞれ応急措置として概ね次の事項を実施する。

ア 窓ガラスの破損落下及びその他の備品類の倒壊等による危害防止のための措置を講ずる。

イ ガス、石油等の火元点検等、並びに学校においては、理科教材用薬品等の保管状況を点検し、混合発火、爆発のおそれがある薬品等については徹底した予防措置を講ずる。

ウ 飲料水の緊急貯水、可能な限り汲み置きを実施すると共に、屋内消火栓設備、消火器具等の点検を実施する。

エ 投光機等非常照明、発電機の準備及び燃料の確保を実施する。

(2) 災害応急対策上重要な庁舎

市災害対策本部（本庁）及び支部（広域避難所・救護所）について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備を講ずる。

第3 道路、その他の公共土木施設等

1 東海地震注意情報発表時

(1) 道路

道路利用者に対し、道路パトロールカー、道路情報表示装置等により注意情報の発表を周知する。

また、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。

(2) 砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

土砂災害に関する情報収集・連絡のための配備体制、市、県、市民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。

地震対策編 別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策  
第11節 市有施設設備等の防災措置

(3) 河川及び海岸保全施設

津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用者等に支障を来たさない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。

(4) ダム、ため池及び用水路等

警戒宣言の発令と同時に、必要に応じた放流、用水路の断水又は減水を実施できるよう施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。

(5) 工事中の公共施設、建築物、その他

警戒宣言の発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。

また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

(6) 水道用水供給施設等

警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

2 警戒宣言発令時

(1) 道路

ア 車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を、道路情報表示装置等により道路利用者に対し行う。

イ 緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。

ウ 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。

エ 地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。

オ 幹線避難路における障害物除去に努める。

(2) 砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための市・県・市民間の連絡体制を整える。

(3) 河川及び海岸保全施設

津波危険のある地域においては、水門、樋門等の閉鎖操作を行う。

(4) ダム、ため池及び用水路等

ダム、ため池及び農業用水路については、警戒宣言の発令と同時に、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてダム、ため池からの放流、用水路の断水又は減水を行う。また、必要に応じ市民に対して避難の指示を行う。

(5) 工事中の公共施設、建築物、その他

工事を中止し、必要に応じて立入禁止、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

(6) 水道用水供給施設等

溢水等を配慮した安全水位を確保し送水を継続する。

## 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置

【担当班：総務班、給水班、農林商工班】

### <計画作成の主旨>

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において市民の生活に密接に関係のある防災関係機関が市民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

注意情報が発表されたときは、市民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、市民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

なお、これらの応急対策の実施に当たっては、できる限り、市民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるように、社会、経済的影響等について配慮する。

### <計画の内容>

#### 第1 水道（水道課）

区分	措置内容
東海地震 注意情報発表時	飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備える。
警戒宣言発令時	(1) 飲料水の供給は継続する。 (2) 地震発生に備え、応急給水の準備をする。

#### 第2 下水道（下水道課）

区分	措置内容
東海地震 注意情報発表時	通常業務を継続するとともに、警戒宣言発令に備える
警戒宣言発令時	通常業務を継続する。地震発生に備え、必要機材の調達、関係機関との連携準備をする。

#### 第3 電力（中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社）

区分	措置内容
東海地震 注意情報発表時	電力の供給を継続するとともに警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。
警戒宣言発令時	(1) 電力の供給は継続する。 (2) 地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。

地震対策編 別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置

第4 ガス（一般社団法人静岡県LPガス協会、中遠ガス株式会社）

区分	措置内容
東海地震 注意情報発表時	ガスの供給を継続するとともに警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。
警戒宣言発令時	(1) ガスの供給は、ガス使用者が支障を来さない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。 (2) 重要施設の点検、要員の配置、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。

第5 通信（西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社）

区分	措置内容
東海地震 注意情報発表時	平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。
警戒宣言発令時	(1) あらかじめ指定された、防災関係機関の重要通信を優先して接続する。このため、必要に応じて一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。また、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。 (2) 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。

第6 放送（日本放送協会、民間放送会社）

区分	措置内容
東海地震 注意情報発表時	注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の市民生活に必要な情報、市民等のとるべき行動等について放送を実施する。また、警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。
警戒宣言発令時	臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し社会的混乱の防止を目的として、東海地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。また、地方公共団体の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。

第7 市中金融

区分	措置内容
東海地震 注意情報発表時	<p>金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼働する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。</p>
警戒宣言発令時	<p>(1) 金融機関の営業</p> <p>ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては、普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。</li> <li>・営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。</li> <li>・現金支払機（以下「ATM」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続に努める。</li> <li>・「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払い戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。</li> </ul> <p>イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。</li> <li>・ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続に努める。</li> <li>・ATMの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。</li> </ul> <p>ウ 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。</p> <p>エ 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適時講ずる。</p> <p>オ 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することができる状況が整い次第速やかに平常の営業を再開する。</p> <p>(2) 保険会社及び証券会社の営業</p> <p>ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における業務を停止する。</p> <p>イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。</p> <p>ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。</p> <p>エ 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。</p>

第8 鉄道（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、天竜浜名湖鉄道株式会社）

区分	措置内容
東海地震 注意情報発表時	<p>(1) 列車の運転規制等</p> <p>ア 旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。</p> <p>イ 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。</p> <p>(2) 旅客等に対する対応</p> <p>東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。</p>
警戒宣言発令時	<p>(指定公共機関である鉄道)</p> <p>(1) 列車の運転規制等</p> <p>ア 新幹線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。</li> <li>・想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。</li> <li>・想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。</li> </ul> <p>イ 在来線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・強化地域への進入を禁止する。</li> <li>・強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。</li> <li>・強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。</li> </ul> <p>(2) 旅客等に対する対応</p> <p>ア 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。</p> <p>イ 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、市の定める避難所へ避難させる等必要な措置をとる。</p> <p>(指定地方公共機関である鉄道)</p> <p>(1) 列車は指定した安全区域に停車させ、乗客を避難させる。</p> <p>(2) 旅客の避難、救護に関する事項は指定公共機関である鉄道に準ずる。</p>

第9 バス（しずてつジャストライン株式会社浜岡営業所、掛川バスサービス株式会社、遠州鉄道株式会社福田営業所、ジーネット株式会社）

区分	措置内容
東海地震 注意情報発表時	<p>(1) 平常どおり運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知する。</p> <p>(2) 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。</p> <p>(3) 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。</p>
警戒宣言発令時	<p>(1) バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や東海地震予知情報が伝達される。また、市の同報無線、半鐘によって警戒宣言の発令を覚知する。</p> <p>(2) 警戒宣言が発せられた場合は、会社が定める場所又は安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。</p> <p>(3) 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。</p>

第10 道路（県公安委員会・道路管理者）

区分	措置内容
東海地震 注意情報発表時	<p>(1) 平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。</p> <p>(2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。</p>
警戒宣言発令時	<p>(1) 市内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため交通規制を行う。</p> <p>(2) 市内での一般車両の走行は極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。</p> <p>(3) 高速道路・自動車専用道路のインターチェンジから一般車両の市内への流入を制限する。</p> <p>(4) 走行車両は低速走行する。</p>

第11 病院・診療所

区分	措置内容
東海地震 注意情報発表時	<p>(1) 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入は原則として制限する。                      なお、外来患者の受入を制限する施設にあつては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講じる。</p> <p>(2) 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。</p> <p>(3) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引き渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引き渡しを実施することができる。</p> <p>(4) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引き渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引き渡しを実施することができる。</p>
警戒宣言発令時	<p>(1) 救急業務を除き、外来診療は原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。</p> <p>(2) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引き渡しを実施する。</p> <p>(3) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者を他の病院等への移送、家族等への引き渡しを実施する。</p>



第12 百貨店・スーパー等

区分	措置内容
東海地震 注意情報発表時	<p>(1) 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水・生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の市民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。</p> <p>(2) 営業の継続に当たっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。</p>
警戒宣言発令時	<p>(1) 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料、飲料水、生活必需品、家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、市民の日常生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。</p> <p>(2) 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。</p> <p>(3) 営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。</p>

## 第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

【担当班：管理調整担当、総務班、給水班、農林商工班、福祉班、幼保班、教育班、消防班】

### <計画作成の主旨>

大規模地震対策特別措置法第7条第1項第1号から4号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定に当たっては次に掲げる事項に留意する。

### <計画の内容>

#### 第1 各施設・事業所に共通の内容

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

##### 1 東海地震注意情報発表時

各施設・事業所は、注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。

必要に応じて建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

共通に定めるべき事項	<p>(1) 東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項</p> <p>(2) 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項</p> <p>ア 東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項</p> <p>イ 情報収集・伝達手段の確保に関する事項</p> <p>ウ 施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項</p> <p>エ 施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項</p> <p>オ 避難誘導の方法、近隣避難場所・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項</p> <p>カ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認</p> <p>キ その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項</p> <p>(3) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関する事項</p> <p>ア 注意情報の内容と意味等</p> <p>イ 当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容</p> <p>ウ 冷静な対応の実施</p> <p>エ 公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報</p> <p>オ 当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容</p> <p>カ 警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容</p> <p>キ その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報</p> <p>(4) 避難対象地区内にある施設の準備的措置</p> <p>避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。</p>
------------	--

2 警戒宣言発令時

各施設・事業所は、警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。

ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。

地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は次のとおりとする。

共通に定めるべき事項	<p>(1) 警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項</p> <p>(2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項</p> <p>ア 地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制</p> <p>イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等</p> <p>(3) 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項</p> <p>ア 利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項</p> <p>イ 情報収集・伝達手段の確保</p> <p>ウ 救急医療品の準備、負傷者等の移送方式等の応急救護に関する事項</p> <p>エ 施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項</p> <p>オ 設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項</p> <p>カ 備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項</p> <p>キ 警戒宣言発令時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員の帰宅対策に関する事項</p> <p>ク 商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項</p> <p>ケ その他各施設や地域の実情に応じて必要な地震防災応急対策に関する事項</p> <p>(4) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること</p> <p>ア 警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等</p> <p>イ 当該施設における地震防災応急対策の内容</p> <p>ウ 公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報</p> <p>エ その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報</p> <p>(5) 避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ市と協議して定められた避難場所等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。</p>
------------	--

第 2 施設・事業所の計画において定める個別事項

各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

1 病院・診療所

区分	措置内容
東海地震 注意情報発表時	第 12 節「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」第 11「病院・診療所」に準ずる
警戒宣言発令時	

地震対策編 別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対象

2 百貨店・スーパー等

区分	措置内容
東海地震 注意情報発表時	<p>(1) 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。</p> <p>(2) 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。</p> <p>(3) 市や県等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。</p> <p>(4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。</p>
警戒宣言発令時	<p>(1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により市民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。また、営業の継続に当たっては、商品の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。</p> <p>(2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。</p> <p>(3) 市や県等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。</p> <p>(4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。</p>

3 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設  
(大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所)

区分	措置内容
東海地震 注意情報発表時	<p>警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。</p> <p>なお、応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。</p>
警戒宣言発令時	<p>火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業、移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。</p>

4 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

(大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所)

区分	措置内容
東海地震 注意情報発表時	<p>第12節「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」第7「鉄道」及び第9「バス」に準ずる</p>
警戒宣言発令時	

5 学校・幼稚園・保育所・認定こども園等

- (1) 市教育委員会は、市立の学校等に対し「静岡県学校教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、市は私立の保育所、認定こども園等に対して、この指針に準じた対策を実施するように指導する。
- (2) 学校、幼稚園、保育所、認定こども園等（以下「学校等」という。）は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や家族等と協議、連携して安全確保に必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難場所・避難所指定の有無等を考慮する。
- (3) 生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引き渡し等の具体的措置については、発達段階、家庭環境、通学、通園（所）の方法・時間・距離・経路等を考慮し、家族等と十分協議して定める。

区分	措置内容
東海地震 注意情報発表時	<p>生徒等が在校・在園（所）中の場合、学校等は次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の避難誘導及び帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。</p> <p>(2) 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学、通園（所）者が多い等、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。</p> <p>また、この他の場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。</p> <p>(3) 家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては家族等と十分に協議をしておく。</p>
警戒宣言発令時	<p>生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認（警戒宣言の解除等）されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引き渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。また、家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては家族等と十分に協議をしておく。</p>

6 社会福祉施設

区分	措置内容
東海地震 注意情報発表時	<p>(1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、設備等の転倒・落下防止等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引き渡しのための連絡体制や引き渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。</p> <p>(2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。</p> <p>ア 家族等への引き渡しのための連絡体制や引き渡し方法の確認などの準備的措置</p> <p>イ 家族等への引き渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置</p>

地震対策編 別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策  
第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対象

区分	措置内容
警戒宣言発令時	<p>(1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引き渡しを実施する。</p> <p>(2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。</p> <p>ア 家族等への引き渡し</p> <p>イ 家族等への引き渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送</p>

7 放送事業

区分	措置内容
東海地震 注意情報発表時	第12節「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」第6「放送」に準ずる
警戒宣言発令時	

8 その他の施設又は事業

機 関	区 分	措置内容
道路	注意情報発表時	第12節「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」第10「道路」に準ずる。
	警戒宣言発令時	
水道事業	注意情報発表時	第12節「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」第1「水道」に準ずる
	警戒宣言発令時	
下水道事業	注意情報発表時	第12節「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」第2「下水道」に準ずる
	警戒宣言発令時	
電気事業	注意情報発表時	第12節「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」第3「電気」に準ずる
	警戒宣言発令時	
ガス事業	注意情報発表時	第12節「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」第4「ガス」に準ずる
	警戒宣言発令時	
従業員1,000人以上の工場	注意情報発表時	警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 なお、従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。
	警戒宣言発令時	防災要員を除く従業員の工場等からの待避、帰宅等の安全保安措置を実施する。

## 第14節 市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

【担当班：全班】

### ＜計画作成の主旨＞

市が管理し、又は運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

### ＜計画の内容＞

市が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定める。

計画すべき対策の要点は次のとおりである。

### 第1 東海地震注意情報発表時

#### 1 各施設が共通して定める事項

- (1) 注意情報、応急対策の内容等と施設利用者への伝達
- (2) 注意情報の発表時の応急対策を実施する体制の確立
- (3) 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置
- (4) 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資、資機材等の確認・点検

#### 2 施設の特性に応じた主要な個別事項

学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13章の規定に準ずる。

- (1) 学校
  - ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引き渡し方法等）
  - イ 地域住民の避難場所又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等
- (2) 社会福祉施設  
入所者の移送又は家族等への引き渡し方法
- (3) 水道用水供給施設及び工業用水道施設  
警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

### 第2 警戒宣言発令時

#### 1 各施設が共通して定める事項

- (1) 東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立
- (3) 避難誘導等利用者等の安全確保措置

(4) 消防、水防等の事前措置

(5) 応急救護

(6) 施設及び設備の整備及び点検

(7) 防災訓練及び教育、広報

2 施設の特性に応じた主要な個別事項

学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的考え方は、第13章の規定に準ずる。

(1) 学校

ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引き渡し方法等）

イ 地域住民の避難場所又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等

(2) 社会福祉施設

入所者の移送又は家族等への引き渡し方法



